

《たんよう》の現況
TANYO SHINYO KINKO
DISCLOSURE 2021 [令和3年3月期]

地元のみなさまと共に…



「野の花香る昼食」
ウイリアム・アドルフ・ブーグロー
(当金庫所蔵)

但陽信用金庫

CONTENTS

■ごあいさつ	2
■経営理念・経営方針	3
■業績概要(事業の概況)	5
■中小企業の経営支援に関する態勢整備と取組状況 (金融仲介機能のベンチマーク)	9
■地域活性化支援の取組状況	16
■コンプライアンスの体制	18
■お客様保護への取組み	19
■リスク管理の体制	21
■金融円滑化管理体制	23

業務のご案内

■各種業務のご案内(主要な事業内容)	24
■各種商品のご案内(預金商品・保険商品)	25
■各種商品のご案内(融資商品)	27
■手数料一覧	29

資料編

■信用金庫開示項目一覧	33
■貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	35
■役職員の報酬体系、退職給付会計に関する事項	40
■直近の5事業年度における主要な事業の状況	41
■直近の2事業年度における事業の状況	41
■預金等に関する指標	43
■貸出金等に関する指標	43
■有価証券等に関する指標	45
■自己資本の充実の状況(バーゼルⅢ 第3の柱)	47
●単体自己資本比率を算出する場合における 事業年度の開示事項	47
●連結自己資本比率を算出する場合における 連結会計年度の開示事項	54
●定性的な開示事項	58
■当金庫の方針・指針	61
■《たんよう》のあゆみ(沿革等)	65
■総代会制度	67
■組織体制、店舗等のご案内(事務所の名称及び所在地)	69

但陽信用金庫の概要 (2021年3月末現在)

創 業	1926(大正15)年6月10日
本店所在地	兵庫県加古川市加古川町溝之口772番地
会 員 数	31,907名
出 資 金	10億51百万円
預 金 金	8,818億円
貸 出 金	3,183億円
店 舗 数	34店舗、74出張所(他金庫幹事5出張所含む)
常勤役員数	632名

営業地区

加古川市	高砂市	姫路市(旧飾磨郡家島町を除く)
揖保郡	たつの市	養父市 朝来市 神崎郡
加西市	加古郡	三木市 小野市 加東市
西脇市	明石市	神戸市西区・垂水区

但陽信用金庫の現況 2021年7月発行

本誌は信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づいて作成したディスクロージャー資料です。



私たちは地域の「よろず相談所」でありたいと願っています。



ごあいさつ

平素は、但陽信用金庫に深いご理解と格別のお心寄せを賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も、当金庫の経営理念や令和2年度における業績、業務の内容や地域貢献活動などについて、より深くご理解いただきたく「たんよの現況2021」を作成いたしました。ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

令和2年度のがわが国の経済は、「新型コロナウイルスの感染」が、全世界の経済に大変大きな打撃を与えました。政府の緊急支援対策や特別予算による手当が実施され、製造業を中心に回復基調に戻りつつありますが、イギリス、インドの変異株が現れるなど、今なお、予断を許さない状況が続いており、特に飲食・宿泊・観光などの対面型サービス業を営む方々にとっては日々厳しい状況下にあります。

一方で、医療・介護の現場関係者の皆様方は、長期化するコロナウイルスとの戦いに懸命な努力を重ねておられます。改めて厚く敬意を表し、感謝申し上げます。

このような中、当金庫は、我々も地域社会を支えるエッセンシャルワーカーであるとの認識の下、地域に根差した金融機関として「独自性のさらなる発揮」「“よろず相談所”の実践」を通じて、より一層の金融仲介機能の発揮に取り組みました。

具体的には、新型コロナウイルス感染症拡大により、事業や社会生活に影響を受けておられる方々に対する資金繰り支援にいち早く取り組むため、「緊急特別融資制度」や「相談窓口」を設け、地域の皆様のご要望にお応えするよう努めてまいりました。

その結果、低金利環境の継続や「コロナウイルス感染」が重なる厳しい情勢の下、コロナ対策に伴う特別融資の実行や融資金、給付金の歩留まり等により、預金・貸出金ともに順調な伸張が図れるとともに、前年度を上回る10億円余の当期純利益を確保することができました。

これもひとえに皆様方の温かいご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

当金庫は、今後とも、地元企業や個人の皆様の資金繰り支援へのご期待にお応えするとともに課題解決に向けた改善提案や、お客様の満足に少しでも近づける付加価値の提供を目指してまいります。

令和3年度、未曾有の危機を経験し世界が「新しい生活様式」「新たな日常」へ移行していく中、当金庫は未来を共に創るパートナーとして、金融のみならずあらゆる事をお客様と共に悩み解決していくことを使命と考え、「よろず相談所」を一層進化させるべく取り組んでまいります。

何卒、今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

但陽信用金庫

理事長 桑田 純一郎

経営理念・経営方針

当金庫の経営理念(社訓)

正義
私どもは、社会正義、社会道徳を全ての行動の基本とします。

革新
私どもは、常に現状に甘んじることなく、時代を先取りします。

人間愛
私どもは、ヒューマニズムを基本とし、人にやさしく未永いおつきあいを目指します。

～経営の基本方針～

当金庫は、「コンプライアンス態勢」「顧客保護等管理態勢」「金融円滑化管理態勢」および「リスク管理態勢」を強化し、顧客ニーズに適合した預金やサービスの提供ならびに良質な資金の供給を通じて、中小企業の金融円滑化と健全な発展、豊かな国民生活の実現、地域社会の繁栄に貢献するとともに、「人間尊重の経営」「企業倫理の強化・確立」「健全経営の推進」を実践し、より強固な経営基盤の確立を目指します。

たんよう SDGs 宣言

当金庫は、「地域の持続的発展に貢献し、地域になくしてはならない金融機関を目指す」ことを「私たちの使命」と位置付けるとともに、すべての人々の人権を尊重し「人間が人間らしく、尊厳を持って生きることができる社会」をつくるために活動してきました。

これからも、永く培ってきた金庫独自の社風・風土に基づき「やさしさと思いやり」を大切に、阪神淡路大震災以降25年以上にわたり継続してきた高齢者等への「移送サービス」「高齢者ケア訪問」などの社会貢献活動の実践に取り組み、また、金融業務を通じて地域経済の活性化に資するべく、「知的資産経営支援」等を通じた地域の事業者の皆様との本業支援による共通価値の創造、お客様のライフサイクルに応じた課題解決のお手伝い、さらには、地域の産業振興に向けて市町・商工団体等と連携する「地域創生」等の取組みを継続いたします。

当金庫は、これらの取組みにさらに磨きをかけ、持続可能な社会の実現に向け、「当金庫が考えるSDGs(持続可能な開発目標)」に、なお一層積極的に取り組み、価値ある企業となることを宣言します。

令和2年4月1日

但陽信用金庫

理事長 桑田 純一郎

【重点課題と取組方針】

私たちは、地域金融機関として「信用金庫」の特性を十分に発揮し、地域に根ざした「持続可能な目標」に向けて取り組むことが、結果として「SDGs」の達成につながると考え、下記の課題に真摯に取り組みます。

1. 金融仲介機能の発揮
2. 地域の活性化への取組み
3. ボランティア活動の継続
4. 役職員の「幸せ」を願う取組み
5. パートナーシップの奨励・推進

※本ディスクロージャー誌で紹介する当金庫の各取組みのうち、SDGsの「17のゴール」と「169のターゲット」に該当するものについて、右記のアイコンを表示しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■当金庫役職員の信条

1.私たちは仕事を通じ社会のためになります

地域金融機関としての社会的使命と責任を自覚し、金融業務および非金融サービス・社会活動を通じて地域社会の発展に貢献します。

2.私たちは礼儀を正しくします

「礼」とは社会秩序を維持し、人間関係を円滑に運ぶために必要なしきたりであり、「義」は人として当然守るべき倫理・道徳・マナーであることを踏まえて、人として行うべき規律である「礼儀」を常に守り、地域社会の一員として行動します。

3.私たちは勇気をもってことにあたります

当金庫の経営理念である「正義」「革新」「人間愛」および「経営の基本方針」に沿って、職員一人ひとりが不正や矛盾に対して毅然とした態度で臨み、社会正義に照らして職務を遂行します。

4.私たちは信義を重んじます

全ての行動において、相手の信頼を裏切らないよう誠意をもってあたることはもちろん、相手に過度の期待を与えないよう心して行動します。

5.私たちは質素を旨とします

業務遂行に当たっては当然のこと、個人生活においても、虚飾に走ることなく、浮利を追うことなく、堅実な生活を実践します。

■行動綱領

「信用金庫」は、高い公共性を有し、地域の中小企業と地域住民のための協同組織の金融機関として、「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」の三つのビジョンのもと、その社会的使命を自覚し、地域の課題解決と持続的発展のために尽力してきました。

これからもそうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために行動綱領を定め、これを遵守します。

1.信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫の持つ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。

2.質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客様のニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。

3.法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4.地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図ります。

5.人権の尊重

当金庫および当金庫の役職員は、「日本国憲法」をはじめ、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の人権3法等を遵守し、すべての人々の人権を尊重します。

6.職員の働き方、職場環境の充実

職員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現します。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。

7.環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与するサービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

8.社会参画と発展への貢献

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。

9.反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、「当金庫における取引のリスク評価書」を策定し、法令や金庫諸規程に基づくリスク低減措置を講じながらお客様との取引を行うことでマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策の高度化に努めます。

どのようなことでもお気軽に“よろず相談所”但陽信用金庫

私たちは、地域の「よろず相談所」でありたいと願っています。
“金融(おかね)”のことはもちろん、その他あらゆる「悩み・相談」に対し、共に考え、共に悩み、解決に向け努力して参りたいと願っています。
私たちで対応・解決できない場合は、お取引きいただいているあらゆる業種の方々に相談し、また紹介させていただきます。
但陽信用金庫の窓口を「暮らしのあんしんコーナー」と思ってください、何なりとお気軽に声をおかけください。

ご相談窓口

●各営業店の支店長および「よろず相談室」(本部)

電話(フリーダイヤル)0120-200-707

相談受付時間/午前9時~午後5時(土・日・祝日は除く)



業績概要(事業の概況)

2020年度の業績について

2020年度は、「人類始まって以来の大危機」と捉えた新型コロナウイルスの終息に向けた戦いに、「エッセンシャルワーカー」の一員として積極的に取り組みました。

具体的には、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から訪問による営業活動が制限される中、コロナウイルスの影響を受けておられる事業者や個人のお客様からのあらゆる悩みをお聞きするとともに、事業形態や生活様式の変化に対応するための資金繰り支援や本業支援に最優先で取り組みました。

その結果、預金・貸出金とも順調に業容の拡大が図れ、目標および前年度実績を上回る利益を確保することができました。

但陽信用金庫と地域の絆

当金庫は、大正15年に但馬(朝来市生野町)にて創業。山陽地域にご縁を拡げ、昭和63年5月、東播磨の加古川市に本店を移転。南但馬を含めた兵庫県中南部を事業区域に、地域の中小企業者や住民による会員組織の金融機関として、相互扶助による「地域の発展」「豊かな暮らしの実現」を共通の理念としています。

地域のお客様からお預かりした大切な預金は、地域で資金を必要とされるお客様にご利用いただき、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融サービス機能の提供にとどまらず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標でもある「地域創生」への参画や文化・環境・福祉・教育・観光といった面も視野に、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。



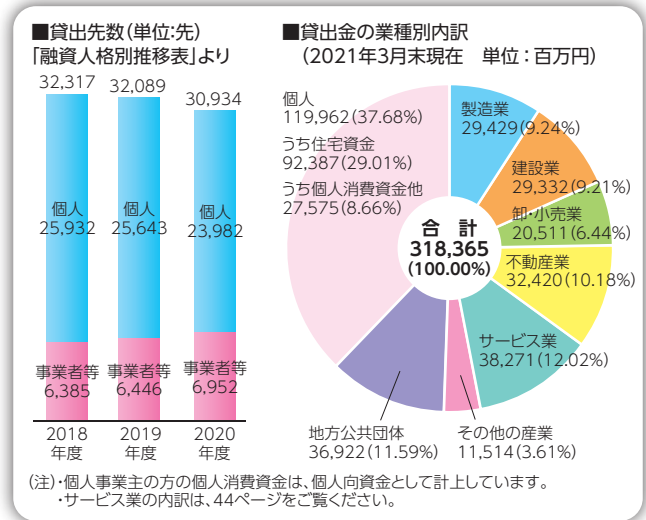
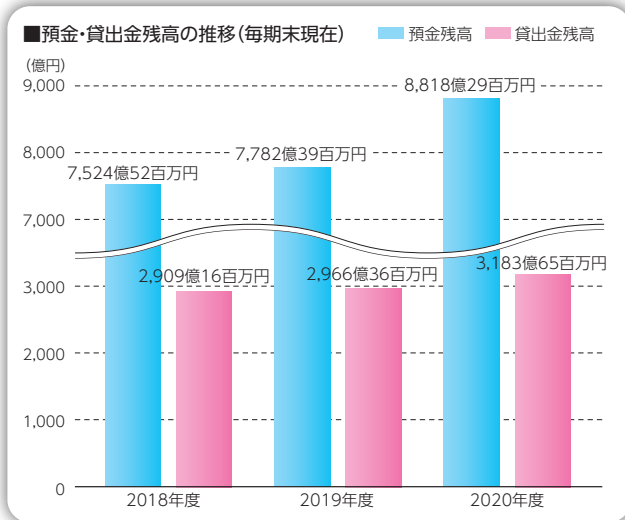
サービス網について

2020年7月3日(金)に「マルアイ六分一出張所」を新設いたしました。2021年6月末現在で、34店舗74出張所のサービス網となっています。



マルアイ六分一出張所
(営業時間)
平日 8:00~21:00
土・日・祝 8:00~21:00

預金・貸出金について



【預金について】

預金については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から訪問活動自粛の期間を設けた一方で、このような時こそ「よろず相談所」を実践すべく、DMや電話を併用してあらゆる相談をお聞きする取組みに努めました。

その結果、特別定額給付金や補助金の振込み、また新型コロナウイルス関連融資実行金の歩留まりから、期末残高は、8,818億円(前期比1,035億円、13.31%増)となり、科目別では、普通預金が976億円、人格別では、個人預金が778億円それぞれ増加しました。

【貸出金について】

貸出金については、新型コロナウイルスの影響を受けておられる事業所・個人のお客様への資金繰り支援を最優先に取り組みました。

また、お取引先事業者一先一先の状況を確認しながら、本業支援や経営改善支援に取り組みました。

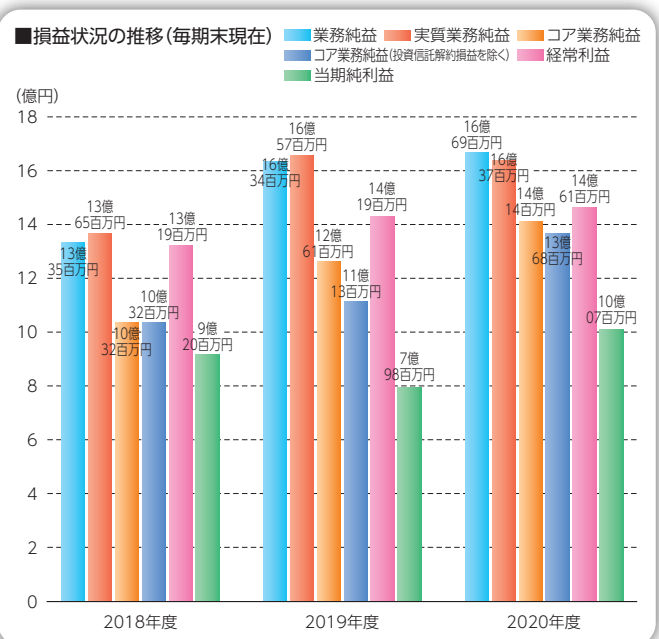
その結果、期末残高は、3,183億円(前期比217億円、7.32%増)となり、事業性融資が243億円、地元地公体向け融資が5億円、それぞれ増加しましたが、訪問活動の自粛等により、個人向け融資は32億円減少しました。

損益について

損益については、新型コロナウイルス感染症の影響で経済が低迷し日本銀行の金融緩和政策が継続する厳しい金融環境の中、低金利の支援に取り組んだコロナ関連融資実行により貸出金利息収入は前期比減少となりましたが、的確なリスク管理の下、リスクをとった有価証券運用に取り組み、資金利益は81億72百万円(前期比76百万円、0.94%増)となりました。**業務純益**は、債券売買益2億22百万円(同△1億73百万円、△43.69%減)を確保したことや人件費・物件費ともに削減が図れたことから、16億69百万円(同34百万円、2.08%増)、**実質業務純益**は、16億37百万円(同△20百万円、△1.22%減)となりました。また、**コア業務純益**は、14億14百万円(同1億52百万円、12.10%増)、**コア業務純益(投資信託解約損益を除く)**も、13億68百万円(同2億54百万円、22.89%増)となりました。

経常利益は、株式運用益を確保できたことや貸倒引当金や貸出金償却を抑えられたことから、前期を上回る14億61百万円(同42百万円、2.99%増)を確保することができました。

当期純利益は、固定資産の処分損等で特別損失31百万円を計上したものの、前期を上回る10億7百万円(同2億8百万円、26.06%増)を計上しました。



ワンポイントメモ

- ・ **業務純益**：業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)。貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
- ・ **実質業務純益**：実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額。実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
- ・ **コア業務純益**：コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益。国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
- ・ **コア業務純益(投資信託解約損益を除く)**：コア業務純益から投資信託解約損益(有価証券利息配当金に含まれるもの)を差し引いたものです。
- ・ **経常利益**：経常利益＝(業務収益＋臨時収益)－(業務費用＋臨時費用)
- ・ **当期純利益**：経常利益に特別利益・特別損失を加減し、法人税等を控除した最終利益

自己資本比率について

〈国内基準行向けバーゼルⅢにおける自己資本比率の算式〉

当金庫の2021年3月期の自己資本比率

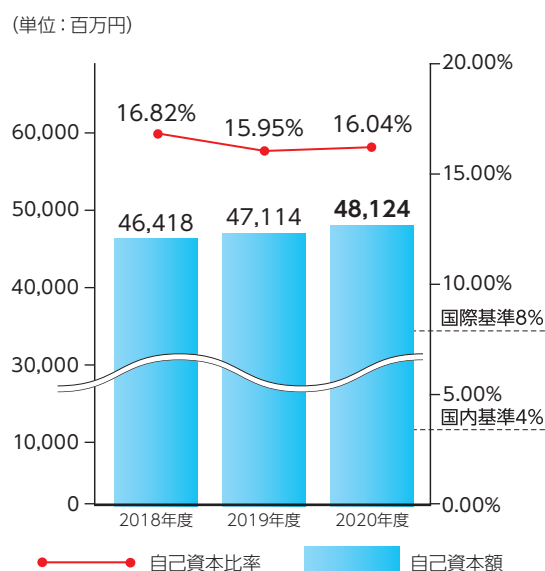
$$\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額} \mathbf{48,302\text{百万円}} - \text{コア資本に係る調整項目の額} \mathbf{178\text{百万円}})}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} \mathbf{283,933\text{百万円}} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \div 8\% \mathbf{15,927\text{百万円}}} \times 100 = \mathbf{16.04\%}$$

自己資本比率は、「リスクを有する資産(リスク・アセット等)」に対する「自己資本額」の比率であり、金融機関経営の健全性、安全性を示す重要な指標の一つです。

2020年度は、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けられたお取引先への支援を最優先に取り組み、業容拡大を図るとともに、低金利環境下での収益確保に努めました。

その結果、2020年度の自己資本比率は、自己資本の増加率がリスクアセットの増加率を上回り、前期比0.09ポイント増加の16.04%と、国内基準4%を大幅に上回る水準を保っています。

引き続き、経営の重要課題であるリスク管理に留意し健全性・安全性の確保に努めつつ、地域金融機関として地元の皆様の資金繰り支援に積極的に取り組んでまいります。



リスク管理債権の状況

金融機関は、取引先への貸出(融資)を基本業務として行います。その貸出金の返済や利払いが、取引先の事情によって滞ったり回収できなくなる場合があります。そうした「破綻先債権」や「延滞債権」等は、金融機関が決算処理を行う際には、リスク管理債権として取り扱い、税法及び企業会計基準に基づき適正な決算処理を行うことになっています。

当金庫は、リスク管理債権の未保全部分については日本公認会計士協会の「貸倒引当金に関する実務指針」に基づいて限度額いっぱいまで十分な引当をしており、かつ、2021年3月期の純資産は546億32百万円(評価差額金等含む)となっており、備えは万全です。引き続きこの健全性を維持するため努力してまいります。

[リスク管理債権の引当・保全状況]

(単位: 百万円、%)

区分		残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	2019年度	68	32	36	100.00
	2020年度	31	19	12	100.00
延滞債権	2019年度	4,992	2,826	1,608	88.83
	2020年度	4,733	2,748	1,666	93.26
3ヵ月以上延滞債権	2019年度	6	-	0	3.72
	2020年度	98	70	1	72.99
貸出条件緩和債権	2019年度	326	158	12	52.05
	2020年度	207	55	3	28.46
合計	2019年度	5,394	3,017	1,656	86.64
	2020年度	5,071	2,894	1,683	90.26

※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込額には、決済確実な割引手形等を含めています。

(注記)

1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権の状況

[金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況]

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	2019年度	5,531	4,810	3,060	1,750	86.97	70.84
	2020年度	5,189	4,696	2,930	1,765	90.49	78.15
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	2019年度	1,013	1,013	591	422	100.00	100.00
	2020年度	811	811	486	325	100.00	100.00
危険債権	2019年度	4,184	3,627	2,311	1,316	86.68	70.24
	2020年度	4,072	3,753	2,317	1,435	92.17	81.82
要管理債権	2019年度	333	170	158	12	51.13	7.07
	2020年度	306	131	126	4	42.86	2.72
正 常 債 権	2019年度	292,316					
	2020年度	314,054					
合 計	2019年度	297,847					
	2020年度	319,244					

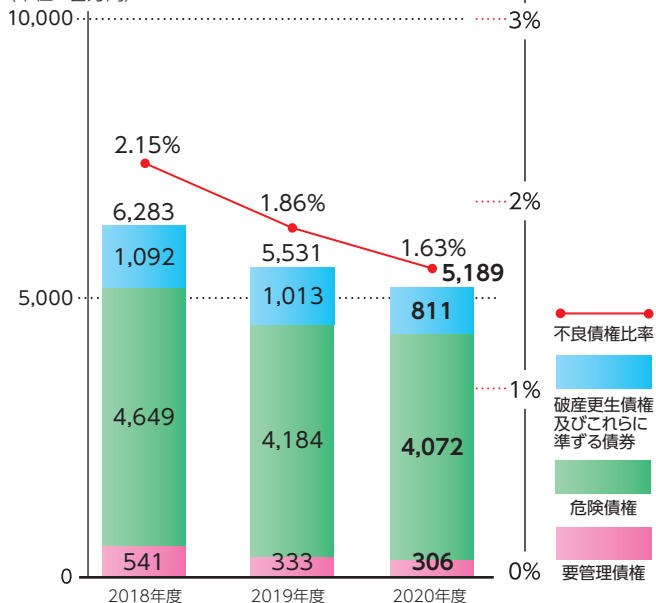
※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込額には、決済確実な割引手形等を含めています。

(注記)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

■金融再生法上の不良債権比率と残高推移

(単位：百万円)



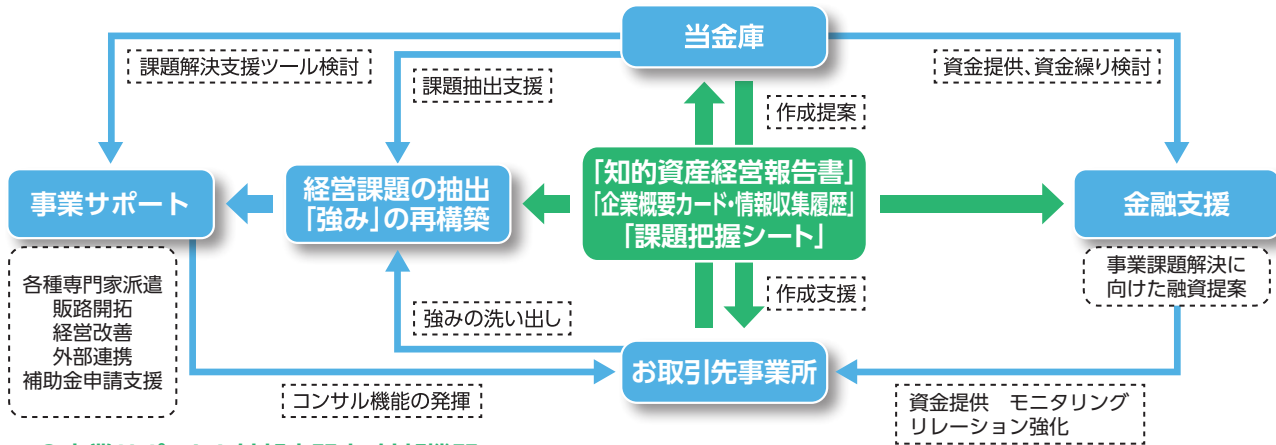
中小企業の経営支援に関する態勢整備と取組状況

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況



●「課題解決型経営」への支援体制

当金庫は、「知的資産経営報告書」の作成支援や当金庫独自のお取引先事業所の情報蓄積ツールである「企業概要カード・情報収集履歴」と事業内容把握のためのヒアリングシートである「課題把握シート」の作成を通じて、お取引先事業所の事業の強みと経営課題の抽出を行い、外部機関・外部専門家とも連携しつつ、ビジネスマッチングや販路拡大等の事業サポート、金融支援による課題解決のお手伝いをしています。



●事業サポートと外部専門家・外部機関

経営改善支援、事業再生支援	「知的資産経営支援セミナー」開催、「経営レポート・報告書」作成支援	「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」の活用	販路開拓	専門家派遣制度
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業再生支援協議会 公認会計士、税理士等 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業診断士 (公財)ひょうご産業活性化センター 	<ul style="list-style-type: none"> (公財)ひょうご産業活性化センター 	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県信用金庫協会 川上・川下ビジネスネットワーク事業 (公財)大阪産業局 大阪府ものづくりB2Bネットワーク よい仕事おこしネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> 知財総合支援窓口(INPIT) (公財)ひょうご産業活性化センター 中小企業119

主な中小企業経営支援

1. 中小企業経営力支援法に基づく「経営革新等支援機関」としての事業者支援

当金庫は、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定を受け、本部(経営相談部)および全営業店においてご相談を承っております。また、「新型コロナウイルス対策相談窓口」を設置し、その影響による資金調達やお借入れの支払方法の変更等、どのようなことでもご相談いただけるようにしています。

『新型コロナウイルス対応』ご相談窓口

当金庫本支店および本部フリーダイヤルでご相談を承ります。
お気軽にお問い合わせください。

本部フリーダイヤル ☎0120-200-707

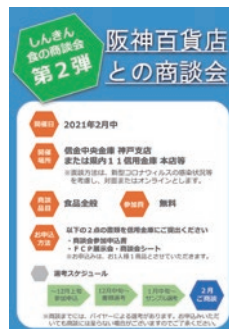
●「経営革新等支援機関」として当金庫が取り扱うことができる相談内容等

- 事業計画策定支援
- 販路開拓(ビジネスマッチング等)
- 各種補助金申請支援
- M&A
- 創業支援
- 知財戦略(知的資産経営)
- 事業承継支援
- 各種経営相談等

2. 各種商談会や販売促進、ビジネスマッチングのお手伝い

●各種商談会へのエントリー支援

当金庫は、コロナ禍以前からお取引先事業所の販路開拓支援として、各種商談会への参加をサポートしてまいりました。令和2年度は新型コロナウイルス対応のオンライン商談会增加、これらへのエントリーについても積極的にお手伝いしています。



- [エントリー支援した商談会の一部]
- ・2020ウェルネス商談会
 - ・まんぷく兵庫2020
 - ・いんさん食の商談会
 - ・関西地区ハイウェイ大商談会
 - ・いんさんフードEXPO海外

●令和3年「五つ星ひょうご」に、当金庫のお取引先の商品が選定されました。

兵庫県と公益社団法人兵庫県物産協会では、兵庫の豊かな自然や歴史・文化を活かした商品のうち、《地域らしさ》に加えて、これまでにない新規性やオリジナリティなどの《創意工夫》が施された逸品を、「五つ星ひょうご」の統一ブランド名で全国に発信しています。

「五つ星ひょうご」の応募商品139品の中から、食品63品・非食品11品の計74品が選定されました。

当金庫のお取引先からは、以下の10社・10品が選定されました。



アグリノバージョン神河
株式会社 様
(粟賀支店)
神河の米粉パウムクーヘン



高橋醤油株式会社 様
(加西支店)
古式丸大豆しょうゆ



有限会社松井食品 様
(本荘支店)
丹波黒納豆



有美ちゃんの養蜂場 様
(稲美支店)
クリーミーはちみつ



有限会社うらい 様
(神野支店)
お肉屋さんのワイルドドッグフード



株式会社根日女グリーンファーム 様
(加西支店)
根日女きくらげ佃煮(黒)



株式会社 様 (ONESMILE)
(福崎支店)
鹿肉もち麦ピッツ



合名会社岡田本家 様
(平野支店)
金鶏 盛典



株式会社大瀬海苔店 様
(別府支店)
ごま油香る旨しお海苔



龍野コルク工業株式会社 様
(姫路南支店)
CuCuピローII

●「ものづくりB2Bネットワーク」を活用した 製造業のためのビジネスマッチング支援

公益財団法人大阪産業局が運営する標記ネットワークを通じて寄せられる「こういうモノを試作して欲しい」「こういう技術を持つ事業所を探している」といった要望について、渉外担当がお客さま事業所へその情報をお届けし、ビジネスマッチングのお手伝いをしています。

	2018年度	2019年度	2020年度
ものづくりB2Bネットワーク エントリー実績	42件	46件	67件



3.「兵庫県知財総合支援窓口」の利用支援と専門家派遣の申請業務

当金庫は、INPITが運営する「兵庫県知財総合支援窓口」と連携、お取引先事業所様の商標権等知的財産に関する相談に、同窓口の相談アドバイザーとともに対応しています。

同窓口の専門家派遣制度を活用し、お取引先事業所の販路開拓や経営改善支援等に取り組んでいます。

	2018年度	2019年度	2020年度
知財総合支援窓口 専門家派遣実績	22先、43件	30先、58件	19先、36件

4.中小企業が抱える採用課題解決に総合人材サービスを提供

当金庫は、お取引先事業所の人材に関する課題解決を図るため、パーソルホールディングス株式会社と2018年度から業務提携しています。

また、2020年度には、「ひょうごプロ人材地域連携プロジェクト」のプロフェッショナル人材戦略拠点事業の活用に関する包括連携協定を締結しています。

金融仲介機能のベンチマークに関する開示

当金庫は、中小企業のライフステージに応じた経営支援や事業性評価に基づく融資等を行っております。これらの取組みについてより理解を深めていただくために、「金融仲介機能のベンチマーク」を用いて、当金庫の金融仲介の取組みを具体的に開示いたします。

中小企業のライフステージに応じた各種事業支援

※各ライフステージの名称(創業期・成長期・安定期・低迷期・再生期)は、金融庁「金融仲介機能のベンチマーク」によるものです。



創業期における各種支援

- 創業計画の策定支援
- 各種創業補助金・助成金の申請支援
- 創業支援特別融資(無担保融資)
- 創業・新事業融資
- 政府系金融機関や創業支援機関の紹介
- 医療・福祉事業については、専担者を配置し、開業支援
- 知的財産権活用支援

成長期・安定期・低迷期における各種支援

- 販売促進術支援
- 川上・川下・ビジネスネットワーク事業・ものづくりB2Bネットワーク事業の活用
- 各種補助金・助成金の申請支援
- 知的財産権活用支援
- 人材ビジネスマッチングの活用

再生期における各種支援

- 経営改善計画の策定支援とモニタリングによる早期支援
- 信用保証協会の経営サポート会議・経営サポート保証の活用
- 再生支援協議会を活用した事業再生

すべてのライフステージに関連する各種支援

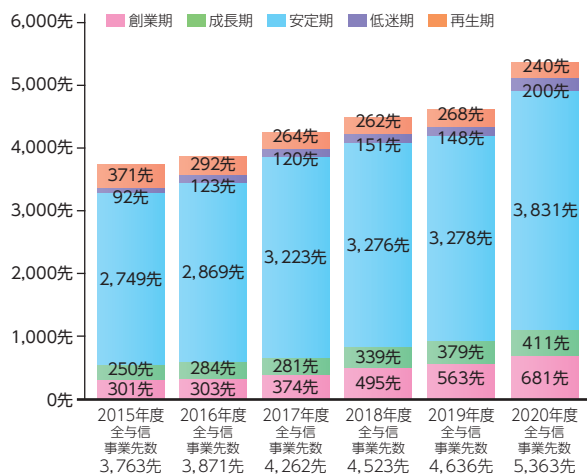
- ワフワク系マーケティング実践支援
- 各種商談会や販売促進、ビジネスマッチングの支援
- 外部専門機関の専門家派遣制度活用支援

「知的資産経営」支援

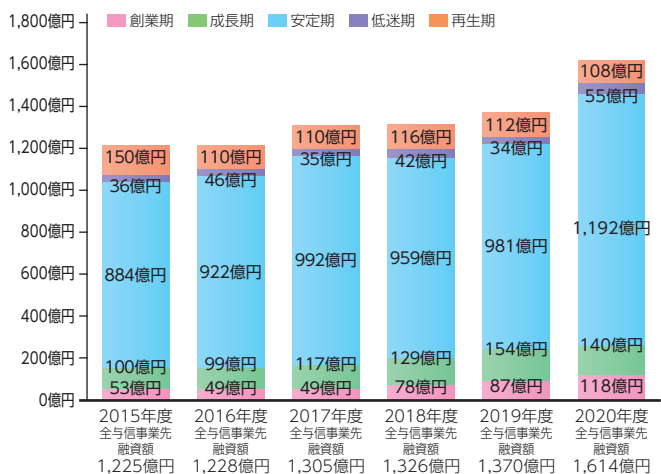
1. 中小企業の経営支援全般に関するベンチマーク

① お取引先事業所のライフステージ別の与信先数及び融資残高

ライフステージ別与信先数



ライフステージ別融資残高



(※1) 全与信先の過去5期の売上高により、ライフステージを区分しています。

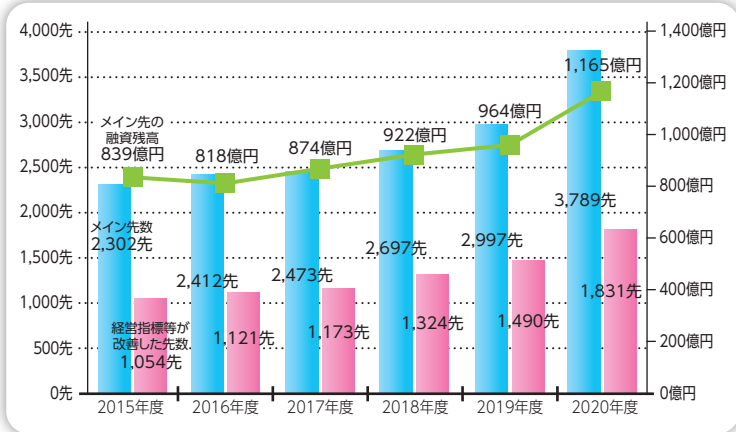
創業期…創業・第二創業から5年までの先 成長期…売上高平均で直近2期が過去5期の120%超の先 安定期…売上高平均で直近2期が過去5期の120%~80%の先 低迷期…売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満の先 再生期…貸付条件の変更または延滞がある先

(※2) 融資額は事業年度末の残高

(※3) 直近5期の売上高が連続して入手できない先(主として個人事業者)は、「安定期」に区分しました。

(2016年3月期:939先 72億円、2017年3月期:937先 48億円、2018年3月期:900先 45億円、2019年3月期:775先 36億円、2020年3月期:665先 31億円、2021年3月期:530先 33億円)

②当金庫がメインバンクとなっているお取引先事業所数及び同先への融資残高と、メイン先のうち経営指標等の改善が見られたお取引先事業所数及び同先への融資残高

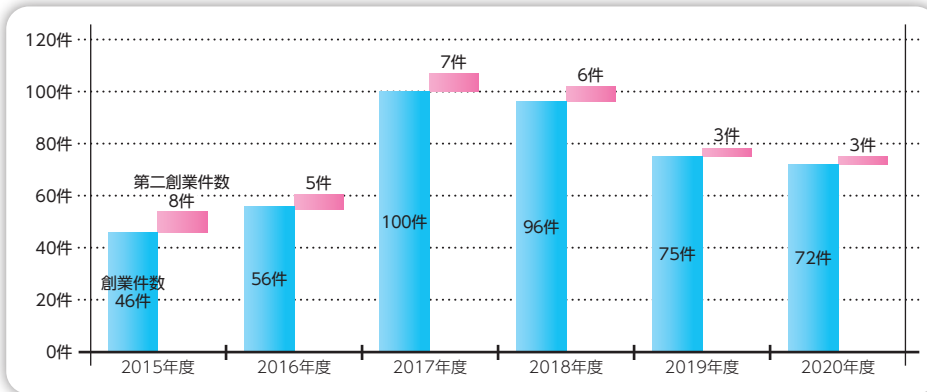


	2018年度	2019年度	2020年度
経営指標等が改善した先 (2021年3月期:1,831先)に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	575億円	605億円	747億円

(※1)メイン先数は、事業年度末における与信先企業(グループを含む)への融資残高1位となっている先数を計上しています。
 (※2)「経営指標等が改善した先」の定義を、次の3指標のうちいずれか1指標以上改善した先または、従業員数が増加した先とし、要管理先以下は対象外としました。
 1. 売上増加率 = (最新期売上高/前期売上高) - 1
 2. 労働生産性 = 営業利益/従業員数
 3. 自己資本比率 = 純資産/負債・純資産合計
 (※3)上記先数については、お取引先の資本関係等により同一グループと認められる場合は、グループ内に複数先該当がある場合にも1先としています。

2.創業期・新事業支援に関するベンチマーク等

①当金庫が関与した創業、第二創業の件数



(※1)「第二創業」の定義は以下の通り
 ・既に事業を営んでいる企業の後継者等が新規事業を開始すること
 ・既存の事業を譲渡(承継)した経営者等が新規事業を開始すること
 ・抜本的な事業再生によって企業が業種を変えて再建すること

【参考】創業・第二創業融資実績

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
創業・第二創業融資実績	件数	54件	61件	107件	102件	78件	75件
	金額	1,039百万円	492百万円	848百万円	1,718百万円	723百万円	1,150百万円

※医療・福祉事業については、専担者を配置し、開業支援等に取り組んでいます。

3.再生期、経営改善に関するベンチマーク等

①当金庫が貸出条件の変更を行っている取引先の経営改善計画の進捗状況

(単位:先)

	2019年度	正常化	完済	上位へランクアップ	下位からランクアップ	下位にランクダウン	上位からランクダウン	新規条件変更	2020年度
好調先	9	-	△3	-	7	-	-	3	16
順調先	38	△7	△4	△4	8	△5	-	8	34
不調先	154	△10	△5	△11	-	△8	5	21	146
計	201	△17	△12	△15	15	△13	5	32	196

※売上基準のみでは実態と異なる先があるため、利益、キャッシュフロー状況を勘案し、調整しています。また、小規模先で経営改善計画は未策定ながら正常化が見込める先は不調先としていません。

【参考】経営改善支援等の取組み状況(2020年4月~2021年3月)

(単位:先、%)

	期初債務者数	うち経営改善支援取組み先数	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数	αのうち再生計画を策定した先数	経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
	A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先	① 4,044	9	-	8	9	0.2	-	100.0
要注意先	うちその他要注意先	② 448	63	3	58	14.1	4.8	92.1
	うち要管理先	③ 12	1	1	-	8.3	100.0	100.0
	破綻懸念先	④ 48	12	-	12	25.0	-	66.7
実質破綻先	⑤ 51	-	-	-	-	-	-	-
破綻先	⑥ 10	-	-	-	-	-	-	-
合計	小計(②~⑥の計)	569	76	4	70	13.4	5.3	88.2
	計	4,613	85	4	78	1.8	4.7	89.4

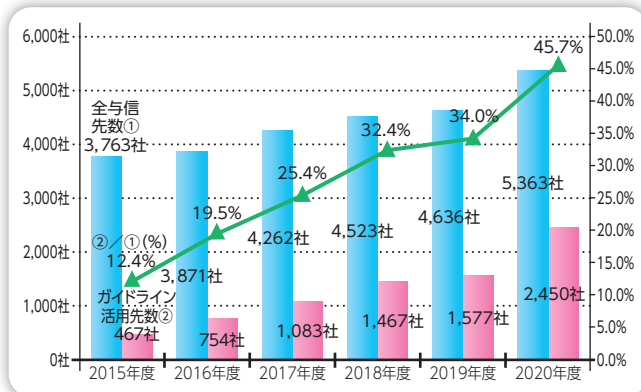
※期初債務者数及び債務者区分は2020年4月初時点です。

4. 経営者保証に関するガイドラインへの取組みに関するベンチマーク等

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お取引先事業所からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お取引先事業所との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

※当金庫の「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針は「金融円滑化管理体制(P23)」、「金融円滑化基本方針」は「資料編(当金庫の方針・指針)(P63)」に掲載しています。

① 経営者保証に関するガイドラインの活用先数及び全与信先数に占める割合



※保証協会利用、手形割引を含みます。

【参考】

(単位: 件)

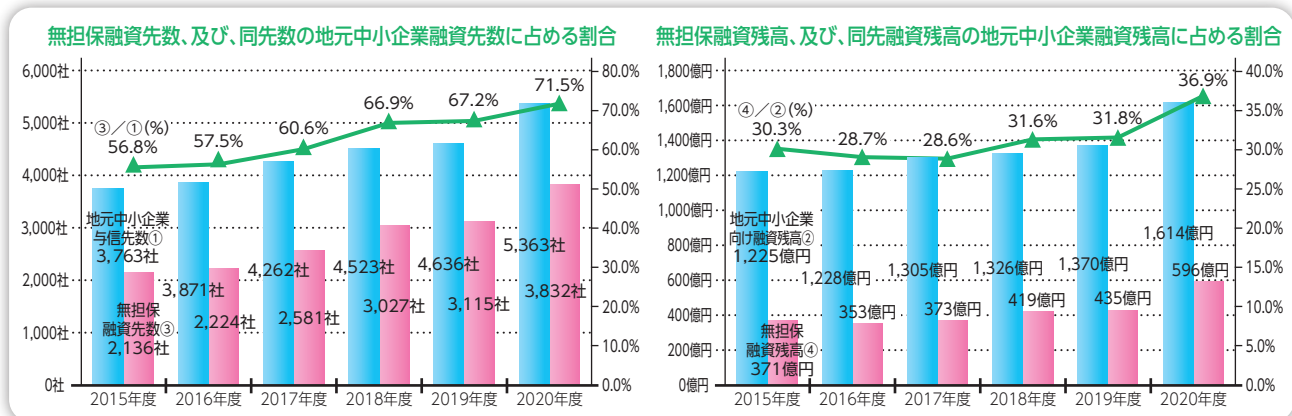
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
a.新規に無保証で融資した件数	643	827	936	1,017	1,362	3,135
b.保証契約を変更・解除した件数	15	19	90	98	100	109
c.ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	1	-	-	-	-	-
d.新規融資件数	6,384	6,422	6,451	6,873	6,392	6,274
e.新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合(a/d)	10.07%	12.87%	14.50%	14.79%	21.30%	49.96%

5. 不動産担保・個人保証に依存しない融資、本業支援等への取組みについてのベンチマーク

当金庫では、お取引先事業所の事業の実態把握と、それに基づく最適な課題解決支援・融資によって、お取引先事業所の事業の発展をサポートすることが、地域経済の下支えや活性化につながるという考え方のもと、事業性評価への取組みを徹底しています。

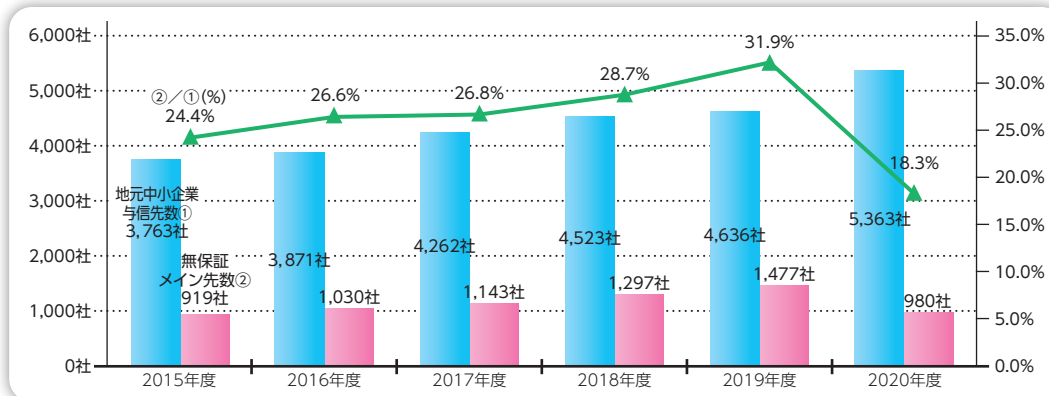
具体的には、「当金庫の課題解決型経営支援体制」に示すようにお取引先事業所の「知的資産経営報告書」の作成支援の過程や、当金庫独自の「課題把握シート」の作成により、お取引先事業所と「強み」の再構築「経営課題の抽出」を共有し、金庫内外のサポート資源を駆使してお取引先事業所の事業の継続・発展を支援するものです。

① 地元の中小企業と信先のうち、無担保と信先数、及び、無担保融資額の割合(先数単体ベース)



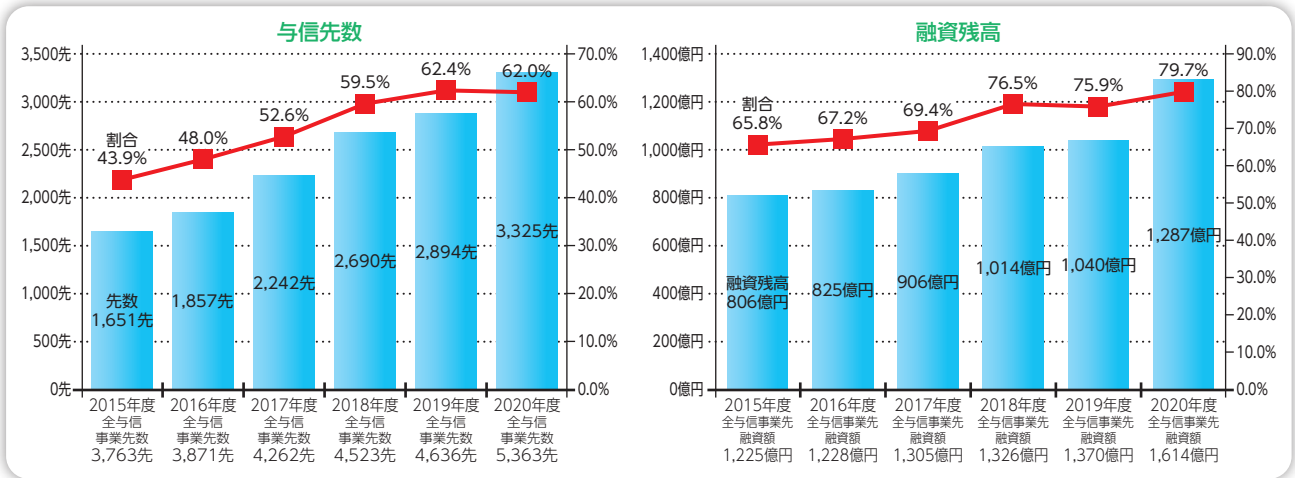
※「無担保融資先」=「地元中小と信先数-担保設定がある先数」で算出。(例)2020年度 5,363-1,531=3,832社

② 地元の中小企業と信先のうち、無保証のメイン取引先の割合(先数単体ベース)



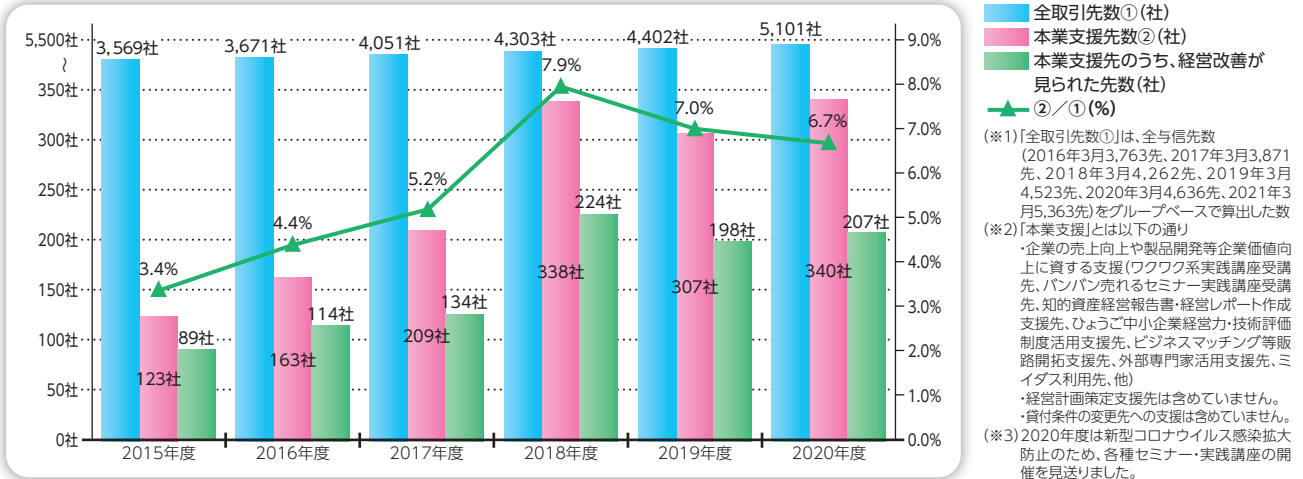
※信用保証協会を含む一切の保証を取得していない先
 ※無保証のメイン先様が減少していますが、令和2年5月に創設された全国共通の「新型コロナウイルス感染症対応資金」(保証料ゼロ、3年間無利子、兵庫県信用保証協会保証付)を多くのメイン先様にご利用いただいたことによるものです。

③当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)

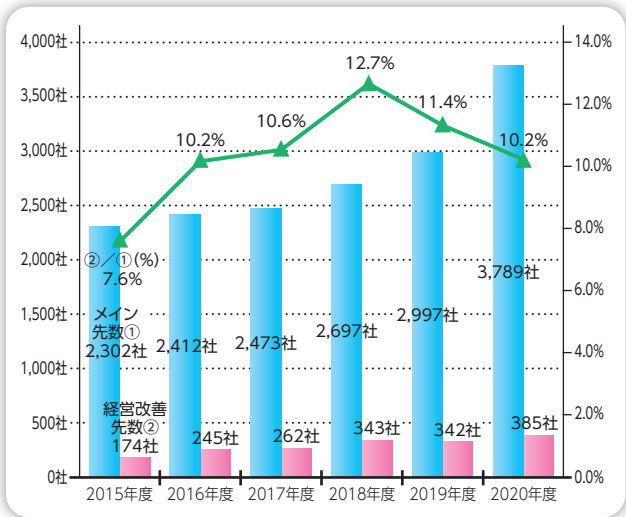


※当金庫では、「事業性評価を行っている先」について、以下の通り定義しました。
 ・当金庫独自の「課題把握シート」を作成している取引先 ・当金庫が「知的資産経営」を支援している先 ・当金庫が「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」の活用を支援した先

④本業(企業価値の向上)支援先数及び全お取引先事業所数に占める割合
 本業支援先のうち、経営改善が見られた先数(社)

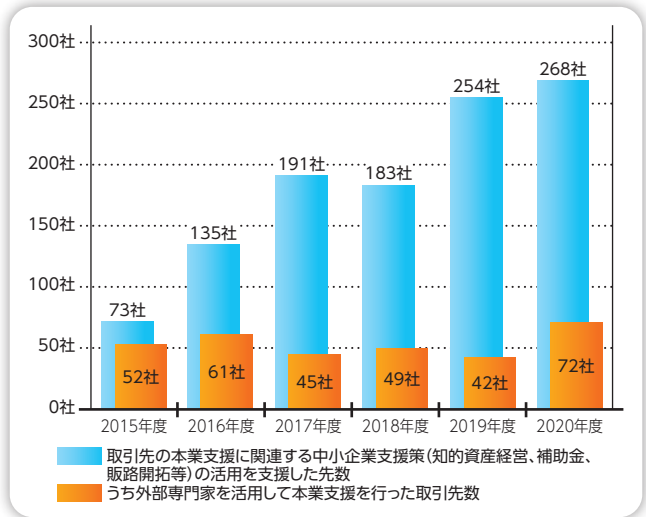


⑤メイン取引先のうち、経営改善提案を行っている先の割合



※1)メイン取引先はグループベースでカウントしています。
 ※2)「経営改善支援」は、以下の通り
 ・上記④の「本業支援」先・経営計画策定支援先(資産・事業売却、債務圧縮等含む)
 ・事業計画策定先・創業支援先・M&A・事業承継支援先・補助金申請支援先・人材紹介支援先
 ※3)貸付条件の変更先への支援は含めていません。

⑥本業支援に関連する中小企業支援策(知的資産経営、補助金、販路開拓等)の活用を支援した先数(社)、うち外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数(社)

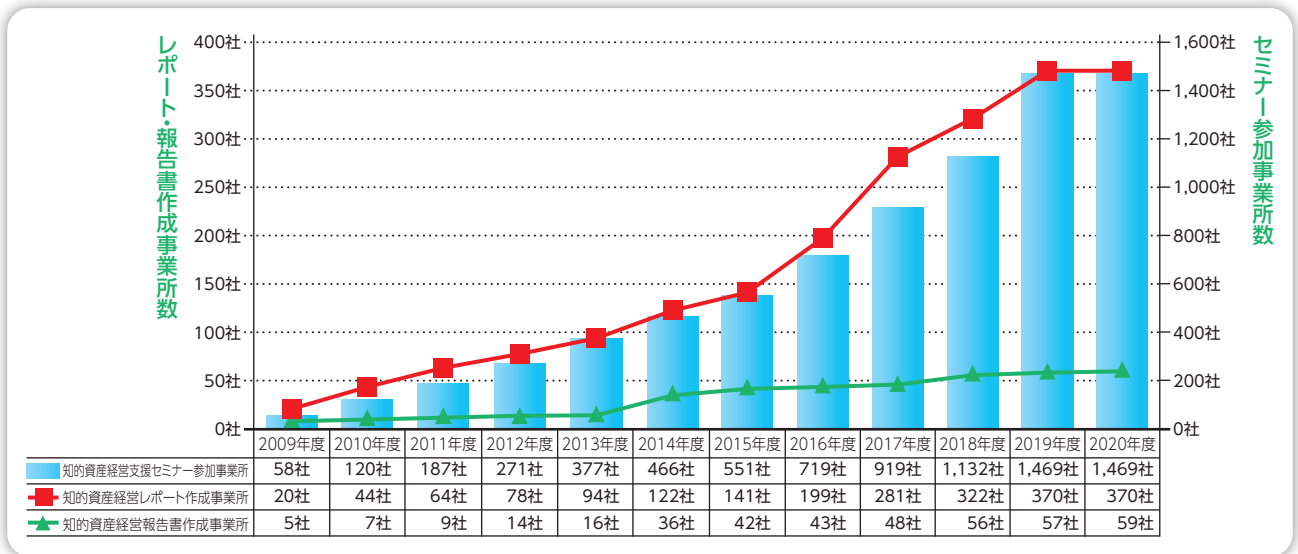


※1)外部専門家(各種支援機関と各種士業としています)を活用して本業支援を行った取引先数は与信見込先を含みます。
 ※2)外部専門家の活用については、事業年度ごとに紹介または独自に活用した先をカウントしています。

6.当金庫独自のベンチマーク

当金庫は「知的資産経営」支援をはじめ、お取引先の本業を支援する独自の取組みを行っています。

①「知的資産経営」支援先数の推移(累計)



※2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「知的資産経営支援セミナー」の開催を見送りました。

②「知的資産経営」支援企業のうち、 その他のコンサルティング支援に発展した事業所数

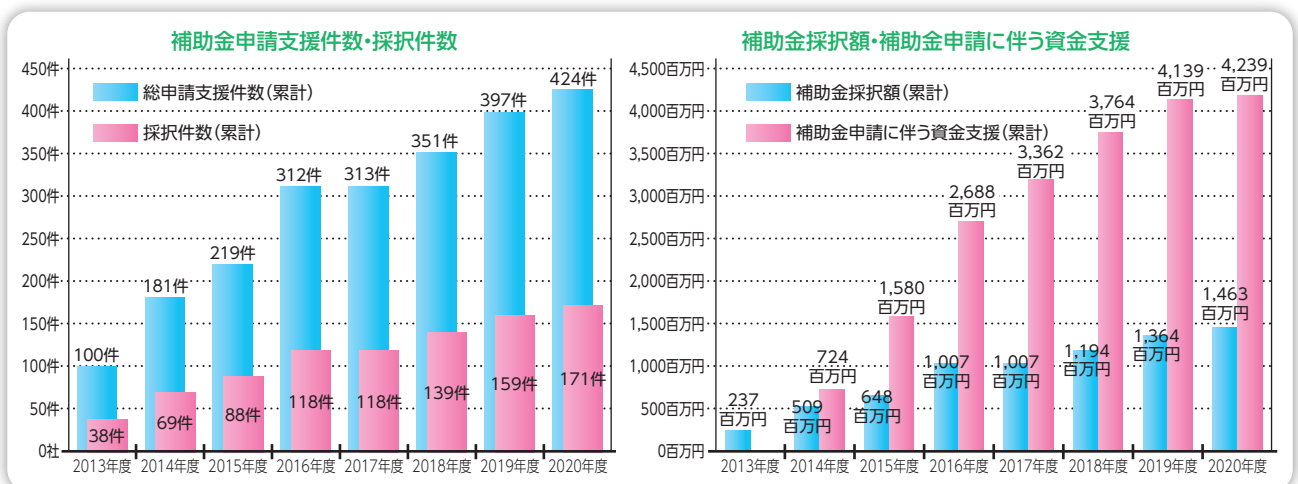
知的資産経営のお手伝いをきっかけに、当金庫自身がお取引先事業所の事業の強み、課題等を共有する間柄へと深化できるようになり、補助金・助成金申請支援や販路開拓支援など、お取引先事業所の本業に関わること相談をいただける機会が増えつつあります。

各種支援内容	2008～2020年度
事業計画策定支援	83社
補助金・助成金申請支援	56社
うち補助金・助成金採択	32社
販路拡大支援(商談会・ビジネスフェア等)	46社
シーズを基にした販路開拓	85社
川上・川下ビジネスネットワーク活用	33社
専門家派遣支援	82社
当金庫開催の事業承継セミナーへの参加	56社
当金庫開催の「バンバン!!売れるセミナー」への参加	92社
ワクワク系マーケティングセミナーへの参加	44社
創業・第二創業支援	5社
人材マッチングサービス会社への紹介先数	38社
「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」の活用	17社
その他(ホームページ開設支援他)	52社

③認定支援機関としての「各種補助金・助成金申請支援」の実績

取組開始から2021年3月末までに424件の申請支援に取り組み、うち171件(補助金合計額14億63百万円)が採択されました。

補助金の種類	累計採択件数
ものづくり・商業・サービス補助金	151件
創業関連補助金	15件
新商品・新サービスの開発支援事業補助金	1件
小規模事業者活性化補助金	4件
合計	171件



地域活性化支援の取組状況

地域における地方創生事業への参画



当金庫が2020年度に参画(協力)したプロジェクト等(抜粋)

当金庫は、次のような新たな事業の創造支援等を通じて、地域の活性化や雇用の創出に向け、地方創生事業への参画に積極的に取り組んでいます。

●空き家・空き店舗の活用による地域活性化

『古民家を活用した一棟貸切古民家宿』

空き家となっている古民家を「一棟貸切古民家宿」に改装して利活用することで、中山間地域などに人を呼び込む地域活性化の取組みを行っている株式会社glaminka(神崎郡神河町)などの事業者に対し、事業計画策定等を支援し、積極的な関与を行っています。



『商店街の空き店舗を活用したシェアオフィス』

高砂市高砂町の銀座商店街の中にある空き店舗を活用した「シェアオフィス」「コワーキングスペース」の開設にあたり、運営形態や事業収支計画の作成支援を行っています。



©Photo studio AGEHA

『古民家を改装したカフェ』

高砂市高砂町の古民家を改装したカフェ「季のしずく」の開店を支援しました。



●日本遺産認定「銀の馬車道・鉱石の道」関連事業

令和2年11月1日(日)、中播磨と但馬を結ぶ「銀の馬車道・鉱石の道」の魅力を広く発信するため、JR播但線において第3回日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」サイクルトレインが運行されました。

サイクリングを通じて参加者に「銀の馬車道・鉱石の道」の景色や名物を楽しんでもらうことで、エリア内外への認知度向上、来訪者の増加を目指しています。

当金庫はこの活動にスタッフとして参加しており、今後も積極的に取り組んでいきます。



芸術・文化活動



但陽美術館(但陽会館)・本店ギャラリー



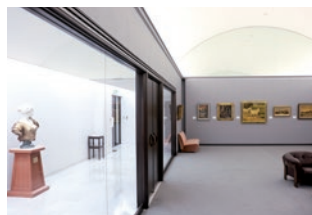
[但陽美術館本館・別館]



[但陽美術館東館]



[本店ギャラリー]



朝来市生野町にある但陽美術館本館・東館には、近代日本の洋画の先駆者、生野出身の三大画伯、青山熊治・白瀧幾之助・和田三造をはじめ、当金庫所蔵の作品を展示しています。また、2019年度に改装した別館には、18～19世紀のバルビゾン派の絵画を展示しています。是非ご覧ください。

お問い合わせ
但陽信用金庫 生野本部 TEL.079-679-2253

加古川本店2階のギャラリーには、東ヨーロッパ出身の多くの画家のうち、9人の作品21点を展示しています。ヨーロッパを代表するポーランド出身の画家ザンツをはじめ、現代印象派のオルシェウスキー、ハンガリー平原派のポーナなど、当金庫所蔵の作品の一部をご鑑賞いただけます。

お問い合わせ
但陽信用金庫 総務部 TEL.079-422-7721

地域貢献(密着)活動



●「NPO法人 但陽ボランティアセンター」への人員派遣など 継続して取り組んでいる活動

～ボランティアを始めて26年～

当金庫は、阪神淡路大震災以降、26年間、ボランティア活動を継続しています。2000年1月以後は、ボランティアを目的に設立した「NPO法人 但陽ボランティアセンター」に、金庫から毎日数名の職員を派遣する形で、車いすを利用されている方々へのリフト付福祉車両による「移送サービス」等の支援活動を続けています。

そのほか、

- ・独居高齢者宅(約2,300軒)へのケア訪問
- ・職員向け「認知症サポーター養成講座」の開催、啓蒙活動への協力
- ・全店舗ATMコーナーへのAED配備と職員向け「普通救命講習」の継続開催
- ・「子ども110番の店」への登録
- ・献血活動への協力、骨髄バンクドナー登録会への協力などの活動を継続しています。



移送サービス



認知症サポーター
養成講座



全店ATMコーナーに
AEDを配備



普通救命講習



子ども110番の店

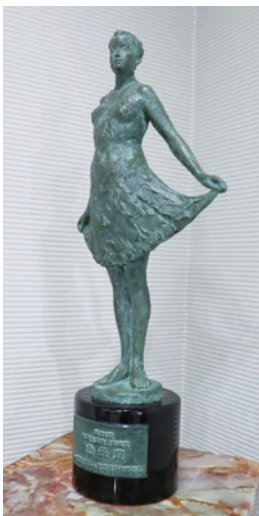


献血協力



骨髄バンクドナー
登録会開催

●第23回信用金庫社会貢献賞 「会長賞」を受賞しました。



信用金庫社会貢献賞ブロンズ像
地域社会の幸福を表現した
「花の精「フローラ」」

今までのボランティア活動等の実績が認められ、2020年5月、「第23回信用金庫社会貢献賞」(応募総数559活動)の最高栄誉である「会長賞」を受賞いたしました。

これからも「地域から必要とされる価値ある金融機関」であり続けるために「思いやり」「やさしさ」を醸成し、経営理念に掲げる「人間愛」を大切に、これらの活動を継続してまいります。

●「たんのよう赤十字奉仕団」の結成



日本赤十字社に属する赤十字奉仕団は「赤十字の博愛人道の精神に基づき、明るい住みよい社会を築きあげていくために必要な実際の事業に奉仕する。」ことを目的として活動されており、この目的は、当金庫が行っている移送サービス等のボランティア活動に相通ずるものがあります。

当金庫は同団体の目的に賛同し、2020年10月19日(月)に「たんのよう赤十字奉仕団」を結成しました。また、2020年11月2日(月)、日本赤十字社兵庫県支部より団旗を拝受し、「日本赤十字奉仕団」の団章使用承認をいただきました。

●朝来市「特別功労賞」を受賞しました。



朝来市市制施行15周年記念式典

2020年11月28日(土)、朝来市「和田山ジュピターホール」において「朝来市市制施行15周年記念式典」が執り行われ、当金庫が「特別功労賞」を受賞しました。式典では自治、消防、福祉などの功労、功績者10団体74人の表彰があり、朝来市長より表彰状を拝受しました。

SDGsで求められる「パートナーシップ」 奨励・推進の取組み



- ・5市5町自治体・商工団体との地方創生に関する包括連携協定(姫路市は商工団体のみ)
- ・朝来警察署への防災に関する情報提供
- ・6市6町の「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業」への参画
- ・フードバンク活動への協力
- ・金庫所有林の保安・整備
- ・ブルーリボンバッジの着用
- ・「日本赤十字社」「更生保護協会」への寄付



自治体・商工団体と地方創生に関する包括連携協定を締結

コンプライアンスの体制

■コンプライアンス(法令等遵守)の取組み

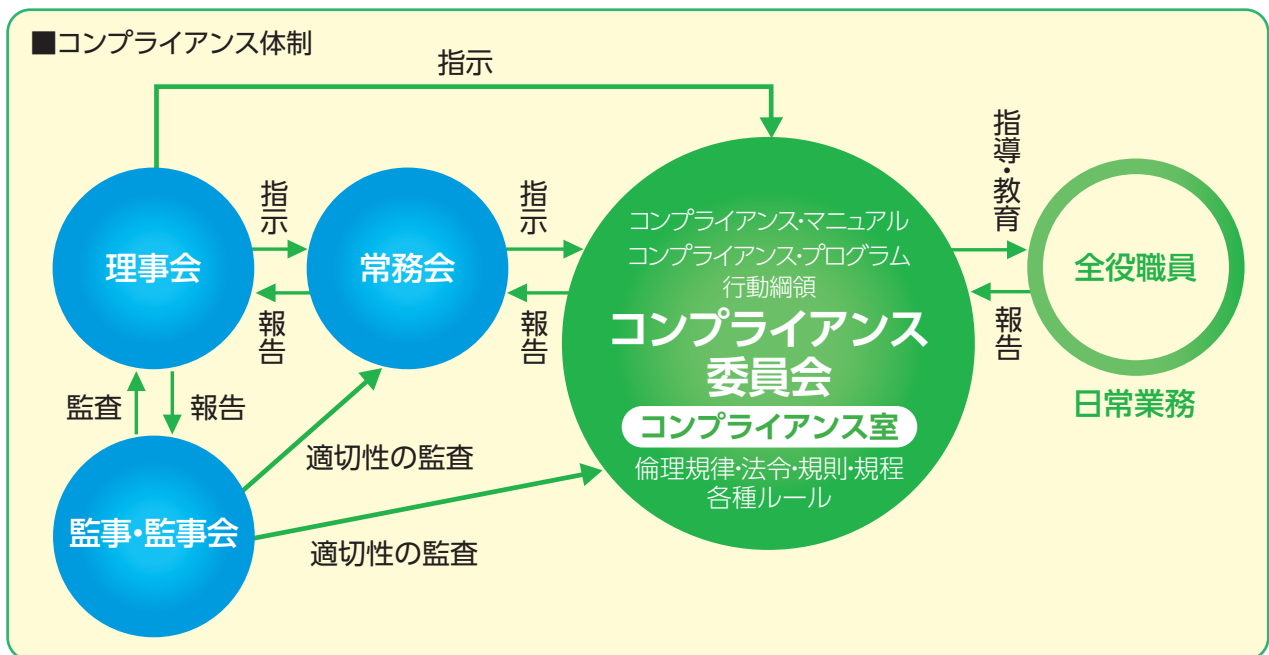
当金庫は、適法かつ適切な業務運営により「地域社会の発展」に貢献するという社会的使命と責任を全うするため、コンプライアンスの基本方針を次のとおり定めています。

●コンプライアンスの基本方針

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融業務はますます複雑化、多様化しています。これに伴い、ステークホルダーおよび地域社会との関係も複雑化し、顧客保護の必要性がますます高まっています。

このような環境の中、金融機関にとってコンプライアンス態勢の強化・確立は、業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題の一つとなっており、理事会は、コンプライアンス態勢の強化・確立のための施策を決定し、全役職員はこれを遵守しなければなりません。

このため当金庫は、コンプライアンスの統括部署として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の強化・確立を図ります。



①コンプライアンス委員会の設置

当金庫は、コンプライアンスに関する統括部署として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢強化・確立のための具体策の検討、進捗状況の管理、モニタリング等を通じて、態勢の強化・確立に努めています。

②コンプライアンス室の設置

コンプライアンスに関する具体的施策の実施、進捗状況の管理のための部署として「コンプライアンス室」を設置し、コンプライアンス態勢の強化・確立に取り組んでいます。

③行動綱領、コンプライアンス・プログラムの作成・実施

役職員の行動指針を「行動綱領」、「行動規範」として定め、遵守すべき法令やルールを取りまとめた手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を毎年作成・配付するとともに、コンプライアンス態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、コンプライアンスの実践に努めています。



④職員教育、遵守状況の確認

「法令等違反事例集」等の教材を作成し、各職場において定期的に勉強会を実施しています。また、職員全員による「コンプライアンス自己チェックリスト」での確認や、コンプライアンス室による指導や内部監査を通じて実践状況の点検を行い、さらなる実践へ活かすよう努めています。

※「行動綱領」は、本誌巻頭(P4)に掲載し、基本方針の一つである「反社会的勢力に対する基本方針」は「資料編(当金庫の方針・指針 P61)」に掲載しています。

お客様保護への取組み

顧客保護等管理体制について

当金庫は、お客様の権利を保護することを経営の最重要課題の一つとし、顧客保護等に関する方針を定め、「顧客説明管理責任者」「顧客サポート等管理責任者」「顧客情報統括管理責任者」「外部委託管理責任者」「金融円滑化管理責任者」「利益相反管理責任者」を任命し、顧客保護等に関する様々な施策およびお客様からのご要望や苦情等に適切に応える態勢としています。

※顧客保護等に関する方針（「顧客保護等管理方針」「お客様本位の業務運営に関する取組方針」「個人情報保護宣言」「金融商品に係る勧誘方針」「保険募集指針」「利益相反管理方針の概要」「金融ADR制度への対応」）は、「資料編（当金庫の方針・指針P61～64）」に掲載しています。

金融犯罪防止への取組みについて



振り込め詐欺被害防止用マット「フロアサインシート」

●「振り込め詐欺」の防止と被害への対応について

当金庫は、「高齢者金融教室」における振り込め詐欺防止講習や、振り込め詐欺被害防止用マット「フロアサインシート」の設置など、日頃から安全で安心なまちづくりに積極的に取り組んでいます。また、振り込め詐欺の被害に遭われた方からのご照会・ご相談だけでなく、実際の申請手続きのお手伝いをさせていただくため、下記のフリーダイヤルで受付を行っています。

さらに、2015年6月15日より、兵庫県警察本部と連携し、「預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策（通称：預手プラン）」を実施しています。

ご相談窓口

被害に遭われたお心当たりの方で、当金庫の口座へお金を振り込まれた方は、下記ご相談窓口にご相談ください。

※他金融機関の口座へ振り込まれた方のご相談についても、ご遠慮なくお電話ください。

振り込め詐欺ご相談窓口

但陽信用金庫 コンプライアンス室 振込犯罪被害受付係

フリーダイヤル **0120-129-934**

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日と年末・年始は除きます。）
TEL:079-422-9919
FAX:079-422-9536



※本手続に関し公共機関や金融機関が手数料や保証料の振込を依頼することはございません。また、ATMに誘導し操作を依頼することは一切ございませんので、ご注意ください。

※被害者の方の手続の流れ、犯罪利用口座等の情報は、「預金保険機構」のホームページにてご確認ください。

●ATMご利用限度額について

偽造・盗難キャッシュカード等による預金不正引出しや、「振り込め詐欺」等による被害が多発し、全国的に問題になっています。当金庫では、このような事件からお客様の大切なご預金をお守りするために、ATMでの「1日1口座あたりの現金お引き出し限度額」「1日1口座あたりのキャッシュカード振込限度額」を以下の通り設定させていただいています。

また、ATMによる現金振込については、1回あたりの限度額を10万円とさせていただきます。

●ATM 1日1口座あたりの現金お引き出し

限度額 **50万円**

※法人のお客様の1日1口座あたりの現金お引き出し限度額は200万円です。
※このお引き出し限度額には、提携他金融機関でのお引き出し額を含みます。

1日1口座あたりの現金お引き出し限度額の任意設定について

設定方法	設定可能なお引き出し限度額
ATMによる設定（引き下げ）	1千円～50万円
窓口でのお申込み（引き下げ、引き上げ）	1千円～200万円

※生体認証機能付ICキャッシュカードについては、設定限度額が異なります。
詳しくは、営業店窓口までお問い合わせください。

●ATM 1日1口座あたりのキャッシュカード振込

限度額 **200万円**

※満70歳以上で一定の要件に該当される場合、限度額は「0円」です。

※ATMキャッシュカード振込限度額の引き上げにつきましては、1,000万円まで可能です。お届け印、キャッシュカード、本人確認書類をご持参のうえ、窓口へお申し出ください。



●ご高齢のお客様のATMによる現金出金の一部利用制限について

満70歳以上で一定の要件に該当される場合、ATM現金出金限度額を一律「1日10万円」とさせていただきます。

●生体認証ICキャッシュカード、ICキャッシュカードの取扱い



〈生体認証ICキャッシュカード使用時のイメージ〉



預金不正払戻防止対策として、偽造が困難で安全性が高くセキュリティが強固な「ICキャッシュカード」および本人認証に暗証番号だけでなくご本人の生体情報を利用した「生体認証ICキャッシュカード」を発行しています。

これらのカードへの切替えをご希望のお客様は、お気軽に窓口にお申し付けください。

●ATMによる暗証番号の変更サービス

生年月日等類推されやすいキャッシュカードの暗証番号を使用されているお客様には、ATM取引時に暗証番号の変更をお勧めするメッセージを表示しています。

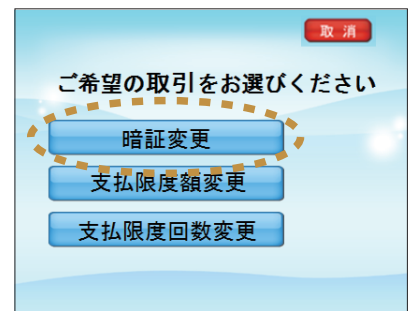
なお、暗証番号は右記の通りATMを操作することにより容易に変更することができます。

変更を勧めるメッセージが表示されたお客様や変更を希望されるお客様は、是非ご利用ください。

①「各種契約変更」のボタンを押します。



②「暗証変更」のボタンを押し、以降は機械の案内にしたがって手続きします。



●キャッシュカード、通帳の盗難・紛失のお届け「24時間受付サービス」

<p>平日8時45分～17時の場合</p> <p>カード盗難等緊急連絡窓口</p> <p>フリーダイヤル</p> <p>0120-380-005</p>	<p>左記以外の時間(土・日・祝日含む)</p> <p>しんきんATM監視センター</p> <p>☎06-6454-6631</p>
--	--

キャッシュカードを紛失されたり、盗難に遭われた場合は「24時間受付サービス」を実施しておりますので、ただちに当金庫本店または上記窓口までご連絡ください。

また、ATMコーナー備付けの電話からも紛失等の届出が可能です。

●カードの偽造・盗難被害への補償について

キャッシュカード、通帳の偽造・盗難やインターネットバンキングにより、個人のお客様が預金等の不正な払戻しによる被害に遭われた場合は、「預金者保護法」に基づき原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。

ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害の全部または一部について当金庫が補償いたしかねるケースがありますのでご注意ください。

●預金保険制度のご案内

当座預金、利息の付かない普通預金など決済用預金は、全額保護されます。

利息の付く普通預金、定期預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(貸付信託を含みます)、金融債(保護預り専用商品に限ります)、これらの預金などを用いた積立・財形貯蓄商品、確定拠出年金の運用に関わる預金は、1金融機関ごとに合算して、1預金者あたり元本が1,000万円までとその利息等が保護されます。

預金保険対象商品と保護の範囲

		預金などの分類	保護の範囲
預金保険の対象預金等	決済用預金	当座預金、利息の付かない普通預金(金庫通称:あんしんポケット)等	全額保護
	一般預金等	利息の付く普通預金、定期預金、貯蓄預金、通知預金、定期積金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなど)、金融債(保護預り専用商品に限ります)等	合算して元本1,000万円までとその利息等(※)を保護
預金保険の対象外預金等		外貨預金、譲渡性預金、金融債(募集債及び保護預り契約が終了したもの)等	保護対象外

(※)定期積金の給付補てん備金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

リスク管理の体制

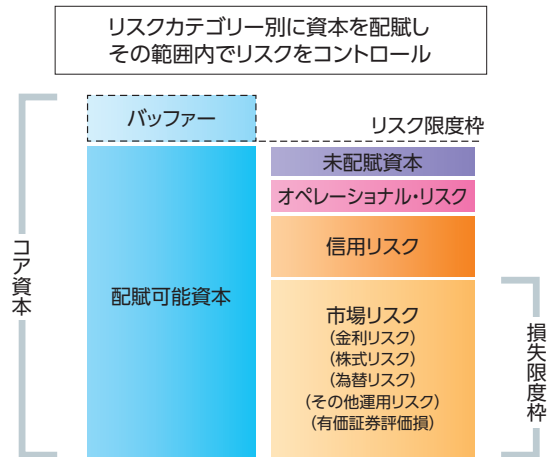
統合的リスク管理の取組み

当金庫では、管理すべきリスクを、リスクのカテゴリー別に「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」に分類し、各担当部署が管理すると同時に、リスク管理の専門的な組織としてALM[Asset Liability Management (資産負債の総合管理)]委員会を設置し、各種リスク情報の一元化とリスクの計測・分析・評価および統括管理を行っています。

また、自己資本の一定額(当金庫が設定している最低所要自己資本額)をバッファーとし、残りの資本をリスク資本として各業務運営部門(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク部門)に配賦し、各部門は、配賦リスク資本の範囲内に収まるようリスク・コントロールを行い、リスク・リターンを考慮した運用を行っています。

ALM委員会では、当金庫が直面するさまざまなリスクを、リスク・カテゴリーごとに個別の手法で計測し、その総量が配賦資本の範囲内に収まるように管理する統合的なリスク管理を行っており、経営の健全性・安全性を確保するとともに収益性・効率性の向上に努めています。

■資本配賦のしくみ



●リスク管理の基本方針

金融機関にとって、過重なリスク・テイクは健全な経営を脅かす要因であり、経営全般にわたるリスク管理の徹底が最重要課題となっています。当金庫は、次のとおり「リスク管理の基本方針」を定め、リスク管理態勢を整備・確立し、その強化に努めています。

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関の業務はますます複雑化、多様化している。これに伴い、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等、金庫の抱えるさまざまなリスクも増大し、金庫経営上、リスク管理の重要性が高まり、リスク管理の巧拙が金庫の将来を左右することになる。

このため、業務の外部委託や顧客情報資産のセキュリティを含む全てのリスクを的確に把握、分析、管理し、戦略目標、業務の規模・特性およびリスク・プロファイルを踏まえたリスク管理を適切に行うことが、金庫経営上不可欠なものとなっている。

このような環境の下、子会社を含む統合的なリスク管理態勢の確立を目指し、定量化できないリスクも含めて、リスク・カテゴリーごとの方法で測定・評価を行い、リスクを俯瞰的に捉え、経営体力(自己資本)と対比することによって、金庫経営の安全性・健全性を確認しながら、限られた資本を有効に活用して、収益性や効率性の向上を図るため、次に掲げる事項に沿った経営を行う。

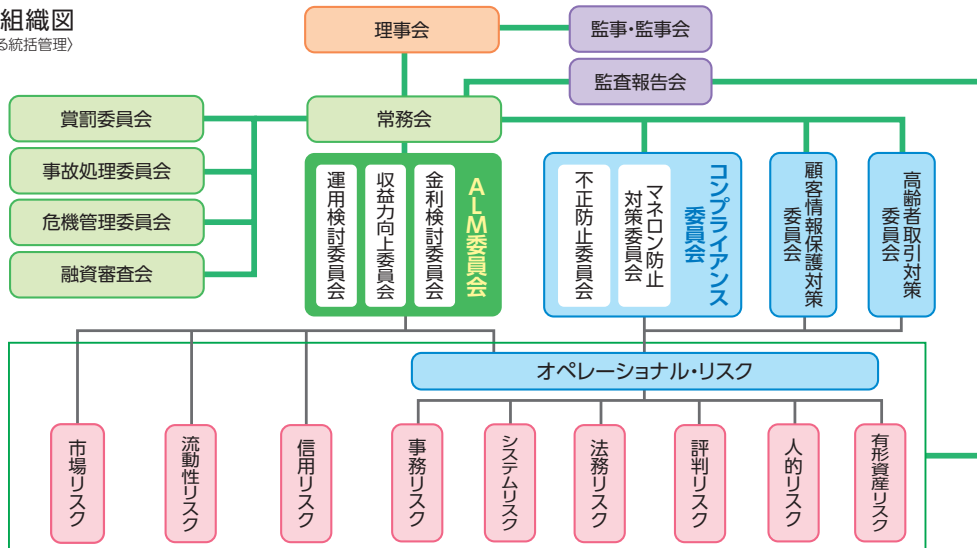
①健全性の確保

経営体力(自己資本)と総リスク量等を対比し、自己資本の充実度を検証するとともに、リスク・テイクを経営体力の範囲内に管理することにより、健全性の確保を図る。

②収益性・効率性の向上

経営資源(人・物・金)の配分を適切に行い、より収益性の高い分野に資源を投入する等、経営の効率化を図るとともに、適切なリスク・コントロールを行い、許容リスクの範囲内で適正なリターンを目指し収益性・効率性の向上を図る。

■リスク管理組織図 (ALM委員会による統括管理)



●信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の経営状態の悪化等により、貸出金などの保有する資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため審査管理の強化に努めるとともに、定期的に総資産の自己査定を実施し、資産内容を把握・検証しています。査定では、貸出資産をリスクの度合いに従って厳格に分類し、企業会計原則等に基づき、適正な償却や引当を行うほか債権売却等の措置を講じて、不良資産の圧縮に努めています。

●市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。このリスクの増大は、金融機関の資金流動性を弱めたり収益に影響を与える要因となるため、ALM委員会において有価証券の金利リスクや価格変動リスクおよび為替リスクの影響を定量的な分析結果等を通じて把握し、配賦されたリスク資本の範囲内で適切なリスク・コントロールを行うことで、資産の健全性を確保するためのポートフォリオ構築に努めています。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、日々の資金繰りや緊急時の資金需要に対応するために、資金繰りの状況の逼迫度に応じて、平常時、懸念時および危機時の3段階に区分し、それぞれ管理方法および対応方法を定めており、流動性の確保に配慮した資金運用に努めています。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外発的な事象により損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる分)および金融機関がオペレーショナル・リスクと定義したリスク(自己資本比率の算定に含まれない分)をいいます。具体的には以下のようなものがあり、厳格なルールの適用や内部監査による定期的な検証を通じて、トラブルや不正の防止に努めています。

オペレーショナル・リスクの分類	
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当金庫が損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク(インターネット等のオープンシステムの利用により当金庫が損失を被る情報セキュリティリスクを含む)
法務リスク	法令や内部規程等のルールを逸脱した行為により、訴訟等による金銭的な損失を被る、あるいは社会的評価や信頼を損ない、当金庫が損失を被るリスク
評判リスク	インターネットや携帯電話の掲示板、メール等による悪評の拡散や風説の流布、あるいはマスコミの誇大報道による顧客離れや取引離反等によって損失を被るリスク
人的リスク	人事運営上の諸問題および差別的行為(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等)などにより損失・損害を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象の発生により有形資産の毀損・損害を被るリスク

●危機管理・業務継続態勢の整備

当金庫は、大規模災害等の発生時には、お客様および職員等の人命尊重を第一義と考え、被災者が生じないよう安全確保に最善を尽くすこととしています。

また、社会的信用の上に成り立つ金融機関として、本部・営業店等が重大な被害を被った場合であっても、社会インフラとしての金融サービスを安定的かつ継続的に提供していくことが金融機関としての使命であると考えています。万一、完全復旧に相当の時間を要する場合においても、入出金等の最低限の業務を継続する「業務継続態勢」について定めた「危機管理および業務継続に関する規程」や関連マニュアルを策定し、非常時でも必要な金融サービスが提供できるよう努めています。

		施設名
無停電稼働設備のある施設		本店別館(事務部、平野支店、但陽ビジネスサービス(株)等)
可搬型発電機にて、最低限の電源を確保できる店舗等	東播磨エリア	本店別館、本店営業部、別府支店、土山支店、高砂支店
	姫路エリア	姫路南支店、姫路西支店、香呂支店
	神崎・朝来エリア	福崎支店、生野本部(生野支店)

金融円滑化管理体制



金融円滑化に向けた取組みについて（「経営者保証に関するガイドライン」への対応）

当金庫では、地域金融機関の使命として、事業者の皆様に必要な資金を安定的に供給し、また、サポートが必要なお客様には経営改善支援を積極的に行っています。

特に、お客様から貸付条件の変更等を求められた場合には、その要請を真摯に受け止め、お客様が抱えておられる問題を十分に把握したうえで、その解決に向け、貸付条件の変更等きめ細かな対応を行っています。

2009年12月に施行された「中小企業金融円滑化法」は、2013年3月31日に期限が到来しましたが、引き続きその趣旨を踏まえ、事業者および住宅資金ご利用のお客様からのご相談に迅速かつ親身に対応するとともに、「コンサルティング機能の発揮」への取組み強化に努めています。

また、2014年2月1日から「経営者保証に関するガイドライン」が適用されたことに伴い、当金庫は、同ガイドラインの趣旨を尊重・遵守し、お客様へ適切に対応するように取り組んでいます。

※「経営者保証に関するガイドラインへの取組みに関するベンチマーク」を P13 に開示しています。

①金融円滑化に関する責任者および担当者の任命（経営者保証に関する相談窓口）

部署	所管名	担当者
本部	金融円滑化統括管理責任者	経営相談部担当理事
	金融円滑化管理責任者	審査部長 経営相談部長 融資管理部長
	金融円滑化相談窓口担当者	経営相談部経営相談課課長
営業店	金融円滑化責任者	部店長
	金融円滑化相談窓口担当者	融資担当役席

②「金融円滑化ご相談窓口」の設置

各営業店に、「金融円滑化ご相談窓口」を設置し、事業資金融資・住宅ローンのご返済金額や返済期間等の見直し、および経営者保証に関してのご相談に応じています。また、原則第3日曜日に、営業店（一部店舗を除く）で開催している日曜相談会においても、ご相談をお受けしています。

③相談専用フリーダイヤルの設置

「地域金融円滑化のための基本方針」の「4. 苦情相談窓口」に記載の通り、相談専用フリーダイヤルを設置して、ご相談をお受けしています。

また、「**『新型コロナウイルス対応』相談窓口**」にて、事業者の皆様、個人の皆様のどのようなご相談にも対応させていただいています。

ご相談窓口

但陽信用金庫 経営相談部

電話（フリーダイヤル）0120-200-707

相談受付時間／午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）

④「金融円滑化基本方針」「金融円滑化管理規程（金融円滑化管理方針）」等の策定

理事会の承認を得て方針・規程等を策定し、全役職員が、監督指針等に則り金融円滑化に取り組む行動の徹底を図っています。

※「金融円滑化基本方針」は、「資料編（当金庫の方針・指針P63）」に掲載しています。

●主要な事業内容

1 預金業務

預金積金：当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2 貸出業務

(1) 貸付：手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
(2) 手形の割引：商業手形等の割引を取り扱っております。

3 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4 内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取り扱っております。

5 外国為替業務

輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。(信金中央金庫の取次金庫としての媒介業務)

6 付帯業務

- (1)代理業務
 - ①日本銀行歳入代理店業務
 - ②地方公共団体の公金取扱業務
 - ③日本政策金融公庫等の代理店業務
 - ④信託等の代理店業務
 - ⑤株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- (2)保護預り及び貸金庫業務
- (3)債務の保証
- (4)金の売買
- (5)公共債の引受
- (6)国債等公共債及び投資信託の窓口販売
- (7)保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項より行う保険募集)
- (8)スポーツ振興くじの払戻業務
- (9)確定拠出年金の業務
- (10)電子債権記録業に係る業務

■一般サービス業務のご案内

種類	内容と特色
内国為替業務(送金・振込・取立)	全国の金融機関宛のお振込みや当金庫口座への給与振込、各種年金振込、および全国の金融機関の手形・小切手等証券類の取立サービスをご利用いただけます。
法人・個人事業者のお客様向けインターネットバンキング	事務所のパソコンから、インターネットを通じて総合振込・給与振込や残高照会、入金金明細照会等をご利用いただけます。
個人のお客様向けインターネットバンキング	ご自宅のパソコンやスマートフォン・携帯電話を用い、インターネットを通じてお振込みや残高照会、入金金明細照会等をご利用いただけます。
《たんよう》でんさいSTATION(電子記録債権サービス)	手形・振込に代わる決済手段です。発生した債務の支払いに関し、インターネットを通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関(でんさいネット)の記録原簿へ電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。
ファームバンキング(FB)ホームバンキング(HB)	事務所やご自宅にてパソコンや専用端末を用いて、総合振込・給与振込や残高照会、入金金明細照会等をご利用いただけます。(パソコンをご利用の場合は専用ソフトが必要です。)
ファクシミリ振込サービス	振込内容を記入した所定の振込依頼書を、事務所やご自宅のファクシミリから送信いただき、総合振込・給与振込を行うサービスです。
カードサービス(お預入れ・お引出し・お振込み)	当金庫のカードサービスコーナーでは、当金庫のキャッシュカードおよび通帳を使ったお預入れ・お引出し、キャッシュカードを使ったお振込みがご利用いただける(ただし、共同設置のATMで通帳の利用は不可)ほか、提携のクレジットカード会社等が発行したカードによるキャッシングサービスがご利用いただけます。また、当金庫のカードは、全国の信用金庫や銀行・ゆうちょ銀行等他金融機関のATMでもご利用いただけます。
テレホンバンキングサービス	個人のお客様に、当金庫のキャッシュカードと暗証番号を使用して、ご家庭のプッシュ回線電話やスマートフォン・携帯電話から、お振込や残高照会等をご利用いただくサービスです。
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードが、全国の「J-Debit」(デビットカードサービス)加盟店でお買い物やお食事代のお支払い等にご利用いただけます。 ※小売店等のレジで現金が引き出せる「キャッシュアウト」サービスには未対応です。
クレジットカードサービス	しんきんVISAカード・しんきんJCBカードなど各種クレジットカードをお取り扱いしています。また、キャッシングサービスをATMでご利用いただけます。
Pay-easy口座振替受付サービス	当金庫のキャッシュカードと暗証番号を利用して、契約企業先のスーパー、保険会社、クレジット会社等の窓口で、申込書のご記入やお届け印の押印をすることなく預金口座振替契約の申込みができます。
ネット口座振替受付サービス	お客様が携帯電話やスマートフォン・パソコンを使用して、契約企業先のウェブサイト上で、申込書のご記入やお届け印の押印をすることなく預金口座振替契約の申込みができます。
アンサー(ANSER)サービス	事務所・ご自宅の電話やファクシミリを用いて、ご預金の残高や振込入金・取立入金の内容の照会、および自動通知サービスがご利用いただけます。
保険販売業務	住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、個人年金保険、一時払終身保険、準払終身保険、医療・がん保険、学資保険を全店で取り扱っています。
貸金庫・保護箱・夜間金庫サービス	貸金庫・保護箱サービスでは、有価証券、預金証書、貴金属等お客様の大切な財産を安全に保管します。(貸金庫設置店/本店・姫路南・栗賀・和田山)(保護箱設置店/福崎・香呂・姫路灘・姫路東・姫路北・勝原・城西・加西・高砂・高砂西・土山・北野・神野・尾上)また、休日や夜間に売上金等多額の現金を保管するリスクを防止するため、一部の支店を除き夜間金庫をご利用いただけます。
 個人型確定拠出年金(iDeCo)	確定拠出年金は、従来の確定給付型年金とは異なり、自分の持分(年金資産)が明確で、自己の責任において運用商品を選び、その運用結果に応じて年金や一時金を受け取る制度です。 当金庫は、運営管理機関としての業務のほか、信金中金が運営管理機関として提供する「しんきんiDeCo(但陽信用金庫コース)」、東京海上日動火災保険株式会社が運営管理機関として提供する「401k 個人型年金プラン(東京海上日動)」の2つを用意し、お客様に選んでいただいた上で受付業務を行っています。
スポーツくじの払戻業務	スポーツくじの当せん金支払い業務を12店舗で取り扱っています。(本店・和田山・福崎・香呂・城北・姫路南・姫路西・姫路東・姫路灘・別府・加古川東・土山の各店)
公共債・投資信託の窓口販売業務(登録金融機関業務)	登録金融機関として、利付国債、個人向け国債、兵庫県民債、兵庫のじぎく債、投資信託の窓口販売業務を取り扱っています。(近畿財務局長(登金)第68号)
外国為替	海外の銀行への送金、輸入手形の決済、輸出手形の買取、輸入信用状の発行、保証業務など、外国貿易に伴う業務(信金中央金庫の取次)を幅広くお取り扱いしています。
公金・公共料金・学校諸費の収納業務	日本銀行歳入代理店として、国税、雇用保険料、労災保険料、厚生年金保険料等の収納業務を行っています。また、県税、市町村税、各種保険料、公共料金の収納業務のほか、広く営業地区内の小・中学校、高校等の諸会費の口座振替業務を取り扱っています。

〔預金商品〕 ※表中の金利は、すべて年利で表示しています。



期間の定めがない出し入れ自由な預金

預金の種類	販売対象	内容と特色	期間等	預入金額
普通預金	法人、個人	いつでもご自由に出し入れができ、給与・年金などの自動受け取り、公共料金・クレジット代金の自動支払などの幅広いサービスがご利用いただけます。なお、預金保険制度により全額保護される無利息型普通預金“あんしんぽけっと”につきましては、新規のご開設ならびに既存の普通預金からの切替え(口座番号は同一)ともお取扱いをしております。	出し入れ自由	1円以上(新規口座開設の場合、0円開設可)
総合口座	個人のみ	1冊の通帳に普通預金・定期性預金(定期預金・定期積金)をセット、「受取る・貯める・支払う・借る」が便利に行えます。定期預金や定期積金をセットいただくと、普通預金の残高が不足した場合には、セットされた定期性預金の90%以内の金額(最高200万円まで)が自動的に融資されます。		
貯蓄預金	個人のみ	普通預金感覚でご利用いただけますが、給与・年金などの自動受け取り、公共料金などの自動支払は、ご利用いただけません。		
当座預金	法人、個人	会社や商店などの営業資金のお預け入れ・お支払いに便利な無利息の預金です。小切手・手形によるお支払いのほか、税金・保険料等の自動支払をご契約されると便利です。		
教育資金一括贈与専用普通預金	個人のみ	直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人の方が利用できる専用口座で、贈与税が非課税となります。なお、租税特別措置法に定められた一定の要件を満たす必要があります。	租税特別措置法の定めによる	1円以上 1,500万円以下
後見支援預金	個人のみ	神戸家庭裁判所から後見支援預金の契約締結にかかる「指示書」を交付された、成年被後見人または未成年被後見人が利用できる口座で、神戸家庭裁判所の「指示書」により入出金が可能です。	神戸家庭裁判所が交付した解約にかかる「指示書」もしくは被後見人の死亡および未成年被後見人が成年となった時点まで	1円以上
通知預金	法人、個人	まとまった資金の短期運用にお得な預金です。お引き出しの2日前までに通知が必要です。	7日以上	1万円以上

期間の定めがある預金

預金の種類	販売対象	内容と特色	期 間	預入金額
自由金利型定期預金 スーパー定期(単利型)	法人、個人	お預け入れ金額の区分は、300万円未満・300万円以上の2種類で、市場金利を反映した金利が適用されます。お預け入れ期間3年以上の個人向けは、半年複利で大変有利です。	1ヵ月～5年	100円以上
自由金利型定期預金 スーパー定期(複利型)	個人のみ		3年～5年	
自由金利型定期預金 (大口定期)	法人、個人	市場金利を反映した利率が適用され、1,000万円以上のまとまった資金の運用に適した預金です。	1ヵ月～5年	1,000万円以上
変動金利定期預金 (単利型)	法人、個人	市場金利の動向により、適用される金利は6ヵ月ごとに変動します。個人専用の3年ものは、半年複利で大変有利です。	2年～3年	100円以上
変動金利定期預金 (複利型)	個人のみ		3年	
定額複利定期預金	個人のみ	お預け入れ後6ヵ月の据置期間経過後は、一部引き出しも可能です。お預け入れ期間に応じた金利を適用し、半年複利で大変有利です。	最長5年 (据置期間6ヵ月)	1万円以上 1,000万円未満
スーパー積金	法人、個人	目的に向かってまとまった資金を作るため、毎月一定額を積み立てるのに最適です。	1年(12回)～ 5年(60回)	1,000円以上
年金積金「ゆとり」	個人のみ(年金受給者及びその配偶者)	隔月掛金の積金です。店頭表示金利に0.2%を上乗せいたします。	1年(6回)～ 5年(30回)	2万円以上
学資積金	個人のみ(18才以下の子供がおられる方)	固定金利0.2%の定期積金です。	1年～5年	・1万円以上 ・契約額(元本) 子供お一人様につき 300万円まで
年金定期預金 「ふれあい」	個人のみ(公的年金の振込をいただいている方)	当金庫で公的年金を受け取られているお客様に、金利を上乗せしてご利用いただける定期預金です。 上乗せ金利 { “ふれあい” 0.20% “ステップ2” 0.10%	1年	お一人様 200万円まで
年金定期預金 「ふれあいステップ2」				お一人様 800万円まで

期間の定めがある預金(つづき)

預金の種類	販売対象	内容と特色	期 間	預入金額
介護支援定期預金 「ささえ愛」	個人のみ	各市町から「要介護・要支援」者の認定を受けている方及び、その方を介護する配偶者並びに介護に携わる同居家族の方が対象で、固定金利(0.2%)の有利な金利をご利用いただけます。	1年	10万円以上 (1世帯合計) 300万円まで
子育て応援 定期預金 「にぎやか家族」  	個人のみ	扶養するお子様が3人以上おられる親のいずれかお1人が対象で、扶養する子供の人数に応じて、1年ものスーパー定期預金の店頭表示金利に0.1%~0.3%を上乗せいたします。	1年自動継続 (最長5年)	10万円以上 1,000万円以下
退職金専用定期預金 「ニュー・ステージ」	個人のみ	6ヵ月以内に退職金をお受取りになったお客様の退職金専用の定期預金です。スーパー定期か大口定期の店頭表示金利に3ヵ月もの1%、6ヵ月もの0.5%、1年もの0.25%を上乗せいたします。	3ヵ月 6ヵ月 1年	100万円以上 3,000万円または 退職金受取金額 のいずれか少ない 金額まで
退職金専用定期預金 「ニュー・ステージII」		「ニュー・ステージ」からの継続預入専用の定期預金です。スーパー定期か大口定期の店頭表示金利に0.1%を上乗せいたします。	1年	

財形貯蓄

預金の種類	販売対象	内容と特色	期 間	預入金額
一般財形貯蓄	個人のみ	貯蓄目的は自由、給与天引きで勤労者の財産づくりに最適です。	3年以上	100円以上
財形年金貯蓄		年金として受け取る老後の資金づくりのために給与天引きで積み立てられます。元金合計550万円(財形住宅貯蓄と合算)から生ずる利子等が非課税となります。	積立5年以上 据置6ヵ月以上 5年以内	
財形住宅貯蓄		住宅取得資金づくりのために給与天引きで積み立てられます。元金合計550万円(財形年金貯蓄と合算)から生ずる利子等が非課税となります。	積立5年以上	

[保険商品]

生命保険商品一覧

保険種類	保険商品名	引受保険会社
がん保険	生きるためのがん保険Days1(デイズワン)	アフラック生命保険株式会社
医療保険	メディカルKit R	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	医療保険EVER Prime	アフラック生命保険株式会社
平準払終身保険	ふるはーとF(全期前納タイプ)	住友生命保険相互会社
一時払終身保険	しんきんらいふ終身N(夢のかたちプラス)	日本生命保険相互会社
	しんきんらいふ終身S(ふるはーとJロードプラス)	住友生命保険相互会社
	しんきんらいふ終身FS(無告知型)	フコクしんらいふ生命保険株式会社

損害保険商品一覧

保険種類	保険商品名	引受保険会社
住宅ローン関連の 長期火災保険	GK すまいの保険 ローン団体扱用	三井住友海上火災保険株式会社
	トータルアシスト住まいの保険	東京海上日動火災保険株式会社

《注意事項》○保険商品は預金等ではありません(預金保険制度の対象外)。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
○保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。また、引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金等が減額される場合があります。詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください。
○ご検討にあたっては、商品パンフレット等を必ずご覧ください。
○詳しくは取扱店までお問い合わせください。所定の資格を持つ募集人がご説明させていただきます。

各種商品のご案内〈融資商品〉

(2021年6月末現在)

●新型コロナウイルスに関する対応について

昨年から続いている新型コロナウイルスの感染拡大により、事業や社会生活に影響を受けておられるお客様への相談窓口を設置しております。

新型コロナウイルスの影響による資金調達や、お借入れの支払方法の変更等、どのようなことでも何なりとご相談ください。

緊急特別融資
〈新型コロナウイルス対応〉

※融資期間：令和2年2月1日より

◆新型コロナウイルスの流行により、直接的・間接的に事業活動に影響を受けている方に対する資金繰りを支援します。

融資額	1億円以内
融資期間	10年以内（返済期間1年未満）
資金用途	運転資金・設備資金
利率	当座貸越の優遇金利（変動金利）
その他	※事業活動への影響については、融資開始の時点をお知らせいたします。利率は変動金利です。利率は変動金利です。利率は変動金利です。

※融資に関するお問い合わせは、各店舗の融資担当までお願いいたします。融資の事業支援は、各店舗の融資担当までお問い合わせください。

兵庫信用金庫

融資期間延長!

「個人 コロナ緊急特別融資」

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けておられる方に利用いただき、融資期間を延長して対応いたします。

返済期間 **令和3年9月30日まで**

融資額	50万円
返済期間	3年以上10年以内（返済期間1年未満）
利率	当座貸越の優遇金利（変動金利）
その他	※事業活動への影響については、融資開始の時点をお知らせいたします。利率は変動金利です。利率は変動金利です。利率は変動金利です。

※融資に関するお問い合わせは、各店舗の融資担当までお願いいたします。融資の事業支援は、各店舗の融資担当までお問い合わせください。

兵庫信用金庫

●日曜相談会 毎月1回開催中

平日お忙しい方に！
日曜日にローン・よろず相談！

〈たんよう〉
日曜相談会

住宅ローン
マイカーローン
フリーローン
など

「よろず相談」もOK!

お近くの「たんよう」にて開催!!

事前予約 必要ナン!!

お取引のない方もお気軽にどうぞ!

〈通常〉毎月第3日曜日開催 AM 9:00からPM 3:00まで

●事業者向融資

融資の種類	資金・お使いみち	ご融資額	ご融資期間	担保など
一般の事業資金	運転資金・設備資金	手形の割引・手形貸付・証書貸付・当座貸越がご利用いただけます。		
小規模事業性評価融資	運転資金・設備資金	100万円以上1,000万円以内 (10万円単位)	運転資金:5年以内 設備資金:10年以内 (据置6か月以内)	無担保
無担保ビジネスローン 「サポート500」	運転資金・設備資金	500万円以内	7年以内 (据置6か月以内)	原則無担保
創業応援ローン(当貸型)	創業から2年以内の事業者向 運転資金・設備資金	100万円以上500万円以内 (10万円単位)	当座貸越:3年以内 証書貸付(当座貸越期間終了後):10年以内	原則無担保
創業応援ローン「サポート」	創業から2年以内の事業者向 運転資金・設備資金	10万円以上1,000万円以内 (10万円単位)	運転資金:7年以内 設備資金:10年以内 (据置1年以内)	原則無担保
農業者向け融資商品 「アグリサポート」	農業経営に必要な運転 資金・設備資金	100万円以上5,000万円以内 (10万円単位)	7年以内 (据置1年以内)	原則無担保
(株)日本政策金融公庫連携 「中小企業応援ローン」	運転資金・設備資金	2億円以内	10年以内 (据置1年以内)	原則代表者保証
スモールローン 高い500	運転資金・設備資金	50万円以上 500万円以内	6か月以上5年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証
ビジネスローン	運転資金・設備資金	50万円以上1,000万円以内 (1万円単位)	5年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証
兵庫県信用保証協会 保証付融資		「兵庫県信用保証協会」保証付融資をご利用いただけます。		
公的融資制度		兵庫県および各市町(営業店所在地内)の融資制度をご利用いただけます。		
政府系金融機関等の代理貸付		(株)日本政策金融公庫等の政府系金融機関や独立行政法人の代理貸付および信金中央金庫の代理貸付をご利用いただけます。		
債務保証		酒税等国税の延払保証、高速道路料金別納保証、外国為替(輸出手形の買取、輸入信用状(L/C)の発行)等		

●個人向融資

	ローンの種類	資金・お使いみち	ご融資額	ご融資期間	担保など
住宅関連ローン	住宅ローン	借換OK! 住宅の購入・新築・増改築・借換	50万円以上 8,000万円以内	35年以内	対象物件に原則第1順位抵当権 原則保証会社保証付
	全期間固定金利型 「安心住宅ローン」	借換OK! 住宅の購入・新築・増改築・借換	50万円以上 8,000万円以内	10年以上35年以内	対象物件に原則第1順位抵当権 原則保証会社保証付
	子育て応援 住宅ローン 「にぎやか家族」	借換OK! 住宅の購入・新築・増改築・借換	50万円以上 8,000万円以内	35年以内	扶養する子供3人以上の方を対象に金利優遇 対象物件に原則第1順位抵当権 原則保証会社保証付
	無担保住宅ローン	借換OK! 住宅の購入・新築・増改築・借換	2,000万円以内	20年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
	長期固定金利住宅ローン フラット35(機構提携型)	借換OK! 住宅の新築(土地取得含む) 購入・中古住宅の購入・借換	100万円以上 8,000万円以内	15年以上35年以内	対象物件に第1順位抵当権 保証人不要
	New リフォームローン	借換OK! 住宅の増改築・住宅設備 機器購入資金、リフォーム ローンの借換資金等	1,000万円以内	15年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
		10万円以上1,000万円以内	15年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証	
しんきん「リフォームプラン・エコ」	借換OK! エコ関連設備の購入・設備にかかる 資金および購入・設置と合わせて 行うリフォーム資金・借換資金	1,000万円以内	15年以内	(一社)しんきん保証基金の保証	
住宅購入・諸費用ローン	住宅購入に伴う諸費用 住宅購入資金	諸費用 10万円以上300万円以内 住宅購入10万円以上500万円以内	15年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証	
教育ローン	教育ローン(証貸型)	入学金・授業料等教育資金	1,000万円以内	16年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
	しんきん「教育カードローン」 (残高スライド型)	入学金・授業料等教育資金	50万円以上 500万円以内	14年9ヵ月以内	(一社)しんきん保証基金の保証
マイカーローン	しんきんマイカーローン Web完結型	車の購入資金	700万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
	おてがるマイカーローン	借換OK! 車の購入・修理・車検費用 マイカーローンの借換資金	10万円以上1,000万円以内	10年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証
	しんきんマイカーローン	借換OK! 車の購入・修理・車検費用 マイカーローンの借換資金	1,000万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
	しんきんマイカーローン・エコ	[対象エコカー]の 新車購入資金	1,000万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
	借換専用マイカーローン	借換OK! マイカーローンの借換資金	10万円以上1,000万円以内	10年以内 (支払い済み期間を含む)	(株)ジャックスの保証
カードローン	ライフパートナー (しんきんカードローン)	自由	10万円以上50万円以内 (10万円単位)	3年更新	(一社)しんきん保証基金の保証
	カードローンおてがる	自由	10万円・30万円・50万円	3年更新	(株)オリエントコーポレーションの保証
フリーローン・その他目的ローン	しんきんフリーローン Web完結型	借換OK! 自由	10万円以上 500万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
	しんきんフリーローン スマートライフ	借換OK! 自由(お得意様限定 商品。当金庫で住宅ローン・マイ カーローン・教育ローン・リ フォームローンをご利用または お申し込みの方限定です)	500万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
	フリーローンおてがる500	借換OK! 自由	10万円以上500万円以内	10年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証
	女性専用フリーローン ポジティブ・レディー	借換OK! 自由	10万円以上200万円以内	7年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証
	おてがるシルバーローン	自由	10万円以上100万円以内 で前年年取の50%以内	5年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証
	グランドローン	借換OK! 資金使途が明確なもの	10万円以上500万円以内	10年以内	(株)オリエントコーポレーションの保証
	出産・育児応援ローン	借換OK! 出産・子育て・小学校入 学準備金等	100万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金の保証
	デンタルローン	借換OK! インプラント、歯科矯正、審 美歯科治療等の歯科治療 費用、その借換資金等	10万円以上300万円以内	10年以内	(株)ジャックスの保証

※お客様のニーズに合った各種ローン商品を取り揃えて皆様方のご利用をお待ちしています。ローンを申込の際には、サービス内容を担当者または窓口におたずねいただき、お客様の目的に合った商品をお選びください。また、保証会社の保証付商品は、融資利率のほか保証料を必要とする場合がありますのでご注意ください。

手数料一覽

(2021年6月末現在)手数料には消費税10%が含まれています。

①振込手数料 (1件あたり)

振込の種類	金額の区分	手数料		
		窓口利用	ATM利用	
			カード利用	現金振込
当金庫宛	5万円未満	※110円	無料	無料
	5万円以上	※330円		
他行庫宛	5万円未満	※550円	440円	440円
	5万円以上	※770円	660円	660円

(注1) ATMの利用が困難な視覚障がい等のあるお客様の窓口利用手数料(※)はATM利用時と同額です。

(注2) ATM利用時の「時間外手数料」については、当金庫カード利用時は無料ですが、他金融機関カード利用時は上記金額に110円が加算されます。

(注3) 給与振込(窓口)において、登録式・依頼書・DVD等での他行宛の取扱いには、1件あたり110円の手数料が必要です。

(注4) ATMで現金による10万円超の振込はできません。

②個人インターネットバンキングサービス利用手数料

携帯電話(モバイル)・パソコン・スマートフォン兼用(ブラウザ)

項目	内容	手数料	
基本料金(月額)	—	無料	
振込 (1件あたり)	当金庫宛	5万円未満	無料
		5万円以上	
	他行庫宛	5万円未満	330円
		5万円以上	550円

③法人インターネットバンキングサービス利用手数料

項目	内容	手数料
基本料金(月額)	照会・資金移動 1契約あたり	1,100円
	照会・資金移動+ファイル伝送(※) 1契約あたり	2,200円
総合振込	内容・手数料は個人インターネットバンキングと同じ	
給与振込	当金庫宛 1件あたり	無料
	他行庫宛 1件あたり	55円
口座振替	口座振替明細 1件あたり	55円

※総合振込、給与振込、預金口座振替の各サービス

④FB(ファームバンキング)サービス利用手数料

項目	内容	手数料
基本料金(月額)	個別振込・振替 1契約あたり	1,100円
	個別振込・振替+ファイル伝送(※) 1契約あたり	2,200円
総合振込	内容・手数料はATM利用時の振込と同じ	
給与振込	当金庫宛 1件あたり	無料
	他行庫宛 1件あたり	55円
口座振替	口座振替明細 1件あたり	55円

※総合振込、給与振込、預金口座振替の各サービス

⑤ファクシミリ振込サービス利用手数料

項目	内容	手数料
基本料金(月額)	1契約あたり	1,100円
総合振込	内容・手数料はATM利用時の振込と同じ	
給与振込	当金庫宛 1件あたり	無料
	他行庫宛 1件あたり	55円

⑥アンサー(ANSER)サービス利用手数料

項目	内容	手数料
基本料金(月額)	入出金明細通知なし	550円
	入出金明細通知あり	1,100円

⑦自動振込手数料 (1件あたり)

振込の種類	金額区分	振込手数料	取扱手数料
当金庫宛	5万円未満	無料	55円
	5万円以上		
他行庫宛	5万円未満	550円	55円
	5万円以上	770円	

⑧代金取立手数料 (1件あたり)

手形・小切手等の支払場所	手数料
当金庫本店、神戸交換所、豊岡交換所	無料
大阪、京都、奈良、和歌山交換所	660円
その他地区(注)	880円
上記以外の地域で集中・個別取立	880円
至急扱いによる個別取立	1,100円

(注)取扱店により、一部の手数料が相違する場合があります。

⑨当金庫本店で収納できない市町民税等の取扱手数料 (1件あたり)

金額の区分	手数料
5万円未満	550円
5万円以上	770円

⑩その他諸手数料 (1件あるいは1通あたり)

種類	手数料	
	当金庫宛	他行庫宛
不渡手形・小切手返却料	330円	1,100円
取立手形組戻料	330円	1,100円
取立手形店頭呈示料	330円	660円
送金・振込組戻料	330円	660円

⑪各種小切手・手形帳代金等

種類	内容	料金
小切手帳	一般	1冊(50枚)あたり 660円
	署名判	1冊(50枚)あたり 880円
約束手形帳	一般	1冊(50枚)あたり 880円
	署名判	1冊(50枚)あたり 1,100円
為替手形帳	1冊(50枚)あたり	880円
パーソナルチェック	1冊(20枚)あたり	220円
自己宛小切手	1枚あたり	550円

⑫窓口両替手数料

お取扱枚数(硬貨+紙幣)	手数料
1~50枚	無料
51~500枚	330円
501~1,000枚	550円
1,001枚以上	(注)1,000枚毎に550円加算し、「1,000枚毎」とは1,000枚未満を含みます。

※両替手数料の算定基準枚数は、「持込/持帰」のどちらか多い方とさせていただきます。

※同日に複数回お取引される場合は通算させていただきます。

※出金理由にかかわらず金種指定出金(新札指定含む)の場合は、紙幣、硬貨の合計枚数(1万円札を除く)に応じて両替手数料が必要となります。

※窓口でのお取扱いに加えて、渉外によるお取扱いも同等となります。

※大量の硬貨を持参され、両替を希望された場合は、硬貨取扱手数料を徴求させていただきます。

13 硬貨取扱い手数料

お取扱枚数(硬貨)	手数料
1~500枚	無料
501~1,000枚	550円
1,001枚以上	(注)500枚毎550円加算

※預金口座入金、為替取引、税金等の硬貨が対象となります。
 ※同日に複数回に分けて取引される場合は、合算した硬貨枚数に応じた手数料となります。
 ※硬貨算定後に手続きを取りやめる場合も手数料は必要です。
 (注)500枚毎とは、500枚未満を含みます。

14 再発行手数料

種類	内容	手数料
通帳・証書	1冊(1枚)あたり	1,100円
キャッシュカード	1枚あたり	1,100円

15 夜間金庫使用料

種類	内容	手数料
基本料金	1契約あたり(月額)	2,200円
入金帳	1冊あたり	3,300円

16 保護箱使用料

種類	内容	手数料
保護箱	1件あたり	6,600円

(注)保護箱設置店は24ページをご覧ください。詳しくは設置店におたずねください。

17 貸金庫使用料

[本店]

貸金庫種類	内容	手数料(年間)
第1種	高さ 8cm 幅26cm 奥行55cm	6,600円
第2種	高さ10cm 幅26cm 奥行55cm	9,240円
第3種	高さ13cm 幅26cm 奥行55cm	11,880円
第4種	高さ26cm 幅26cm 奥行55cm	14,520円

※窓口営業時間内(平日 9:00~15:00)のご利用をお願い致します。

[姫路南支店]

貸金庫種類	内容	手数料(年間)
第1種	高さ7.5cm 幅25.5cm 奥行56.2cm	6,600円
第2種	高さ10cm 幅25.5cm 奥行56.2cm	9,240円
第3種	高さ15cm 幅25.5cm 奥行56.2cm	11,880円
第4種	高さ30cm 幅25.5cm 奥行56.2cm	14,520円

※窓口営業時間内(平日 9:00~15:00)のご利用をお願い致します。

[栗賀支店]

貸金庫種類	内容	手数料(年間)
第1種	高さ7.5cm 幅25.5cm 奥行56.2cm	3,960円
第2種	高さ10cm 幅25.5cm 奥行56.2cm	6,600円
第3種	高さ15cm 幅25.5cm 奥行56.2cm	10,560円
第4種	高さ30cm 幅25.5cm 奥行56.2cm	13,200円

※窓口営業時間内(平日 9:00~15:00)のご利用をお願い致します。

[和田山支店…全自動式無人貸金庫]

貸金庫種類	内容	手数料(年間)
第1種	高さ 6cm 幅26cm 奥行35cm	2,750円
第2種	高さ10cm 幅26cm 奥行35cm	4,950円
第3種	高さ14cm 幅26cm 奥行35cm	7,700円

※和田山支店の貸金庫は、ATMコーナーから入室できますので、夜間・休日
もATM稼働時間中(8:00~22:00)にご利用いただけます。

18 各種証明書等発行手数料

種類	内容	手数料
残高証明書	1通あたり	440円
取引履歴明細	1取引あたり (50枚毎)※	550円
株式保管金証明書	(払込金額×1,000分の2)×110%	

(注)※50枚毎に550円加算(50枚毎とは、50枚未満も含みます)

19 個人情報開示手数料

開示を依頼する情報	手数料
氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先	—
取引残高・履歴に関する情報 [期間は暦月ベースで計算]	1ヵ月分 550円と 郵送料実費
上記以外の情報	1項目毎

20 国債等保護預り手数料

種類	内容	手数料(年間)
国債等保護預り手数料	1先あたり	1,320円

21 融資関連手数料

種類	内容	手数料	
住宅ローン 融資事務 取扱手数料	住宅ローン	1件あたり 2本立て	22,000円 33,000円
	フラット35	A型 B型	33,000円 融資額の1.10%
	フラット50	A型 B型	55,000円 融資額の1.10%
	担保設定手数料		無料
住宅ローン	担保抹消・一部抹消 (但し、約定完済に伴うものは除く)		11,000円
	一部繰上返済 (変更契約不要の場合は除く)		5,500円
	全額繰上返済 (当金庫借換に 伴うものは除く)	実行日より3年以内	33,000円
		実行日より 3年超5年以内	22,000円
		実行日より5年超	11,000円
2016.3.31以前 実行分	5,500円		
条件変更手数料		5,500円	
一般融資	条件変更手数料	5,500円	
[流動資産 担保融資]に 係る担保維持 管理手数料	[根保証]による取扱	11,000円	
	[個別保証]による取扱	3,300円	
	[化体手形]による取扱 1件300万円未満	550円	
[化体手形]による取扱 1件300万円以上	1,100円		
不動産担保	担保設定額(極度額)5,000万円以内	11,000円	
	担保設定額(極度額)5,000万円超	22,000円	
	極度額変更・追加・差替・順位変更等	11,000円	
	担保譲渡	22,000円	
	担保抹消・一部抹消 (但し、約定完済に伴うものは除く)	11,000円	
	商品土地担保抹消(1件毎)	5,500円	
開発許可承諾	11,000円		
その他	融資証明書発行手数料	5,500円	
	質権設定・解除手数料	770円	
	支払承諾発行手数料	1,100円	
	支払利息証明書発行手数料	220円	

②でんさいネット関連手数料

	手数料		備 考
	インターネット	窓口利用(代行取扱い)	
毎月基本手数料	無料	無料	

記録種類		手数料(1件あたり)		備 考
		インターネット	窓口利用(代行取扱い)	
発生記録請求 (債務者請求方式)	当金庫宛	220円	440円	でんさいの発生記録に伴う手数料
	他行庫宛	330円	660円	
発生記録請求 (債権者請求方式)	当金庫宛	220円	440円	
	他行庫宛	330円	660円	
譲渡記録請求 (分割無)	当金庫宛	220円	440円	でんさいの譲渡記録に伴う手数料
	他行庫宛	330円	660円	
譲渡記録請求 (分割有)	当金庫宛	220円	440円	
	他行庫宛	330円	660円	
開示請求		無料	220円	でんさいの照会に伴う手数料
単独保証記録請求		220円	440円	でんさいの保証記録に伴う手数料
変更記録請求		220円	440円	譲渡されていないでんさいの変更記録に伴う手数料
支払等記録請求		220円	440円	口座間送金決済以外の手段による支払記録に伴う手数料
入金手数料		無料		口座間送金決済による入金に伴う手数料

書面請求	手数料(1件あたり)	備 考
残高証明書	4,400円	でんさいの債権債務の残高証明書を請求する場合の手数料
特例開示	3,300円	通常の開示で照会できるもの以外の照会を書面で請求する場合の手数料
変更記録	2,200円	譲渡されているでんさいの内容変更を請求する場合の手数料
特定記録機関変更記録	(都度決定)	提携記録機関に記録された電子記録債権をでんさいネットに移動させる場合の手数料
訂正・回復	(都度決定)	でんさいの複雑な訂正・回復を請求する場合の手数料
支払不能情報照会	3,300円	通知された支払不能情報の内容について照会を行う場合の手数料

23 カードご利用手数料一覧

当金庫のATMでお取引される場合、ご利用になるカードの種類と時間帯により、以下の手数料がかかります。

	利用時間帯	取引種類	カードの種類		
			当金庫のカード	信用金庫のカード	他金融機関のカード
平日	7:00～ 8:00	入金	《たんよう》の カード・通帳なら 《たんよう》の ATMでのお引出し 手数料は 	110円	—
		出金			—
	8:00～ 8:45	入金		110円	220円
		出金		110円	220円
	8:45～18:00	入金		無料	110円
		出金		110円	220円
	18:00～21:00	入金		110円	220円
		出金		110円	—
	21:00～22:00	入金		110円	220円
		出金		110円	220円
土曜日	8:00～ 8:45	入金	110円	220円	
		出金	110円	220円	
	8:45～ 9:00	入金	無料	220円	
		出金	無料	220円 (ゆうちょ銀行カードは110円)	
	9:00～14:00	入金	110円	220円	
		出金	110円	—	
	14:00～21:00	入金	110円	220円	
		出金	110円	—	
	21:00～22:00	入金	110円	220円	
		出金	110円	—	
日曜日・休日	8:00～21:00	入金	110円	220円	
		出金	110円	—	
	21:00～22:00	入金	110円	220円	
		出金	110円	—	

※ 〇の時間帯はご利用いただけません。

※ 当金庫のATMは、年間を通じてご利用いただけます(365日稼働)。ただし、「信用金庫のカード」および「他金融機関のカード」は、それぞれ提携金融機関における運用日時でのご利用となります。

※ 店舗のATMは、平日8:00～21:00、土・日・祝日は8:00～20:00までご利用いただけます。なお、店舗・出張所によって営業時間が異なるATMコーナーがありますので、詳しくは窓口やホームページにてご確認ください。

※ 朱書きの部分は全国の「信用金庫のカード」によるご利用手数料は原則無料です。

※ 「他金融機関のカード」による入金は、ゆうちょ銀行、信用組合、労働金庫、イオン銀行および一部の第二地方銀行のみの取扱いになります。詳しくは、お取引の金融機関におたずねください。

(注) 他金庫幹事の共同設置出張所(コープ田寺・イオン宮西・イオンモール姫路大津・姫路循環器病センター・姫路赤十字病院)の各ATMは、時間帯により手数料が必要な場合があります。また、当金庫幹事(マックスバリュ安田・コープ砥堀)を含むすべての共同設置出張所のATMでは通帳での取引はできません。詳しくは窓口にてご確認ください。

24 未利用口座管理手数料

種類	内容	手数料(年間)
未利用口座管理手数料	普通預金口座(総合口座も含みます) 1口座あたり	1,320円

(注) 本手数料の対象となる口座は、以下の条件全てを満たす普通預金口座です。また、紛失などでご利用を停止されている普通預金口座も対象です。

- 令和2年4月1日以降に開設された普通預金口座であること。
- 最後のお預入れまたは払戻し(該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座であること。
- 該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
- 同一支店で、他のお預かりの金融資産(定期性預金・国債等)のお取引がないこと。
- お借入れがないこと。

(注) 口座の自動解約について

残高不足等により未利用口座管理手数料の引き落としが不能になった場合、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。

資料編

開示項目の概要

信用金庫法施行規則等に基づき、開示が必要とされる各項目を、以下の頁に記載しております。



2021年度新入職員入社式(2021年4月1日 新型コロナウイルス対策として、2回に分けて開催。※撮影時のみマスクを外しました)

単体(信用金庫法施行規則第132条等に基づく開示項目)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	69
(2)理事・監事の氏名及び役職名	69
(3)会計監査人の氏名又は名称	36
(4)事務所の名称及び所在地	69～70

2. 金庫の主要な事業内容

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	5～8
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
①経常収益	41
②経常利益	41
③当期純利益	41
④出資総額及び出資総口数	41
⑤純資産額	41
⑥総資産額	41
⑦預金積金残高	41
⑧貸出金残高	41

⑨有価証券残高	41
⑩単体自己資本比率	41
⑪出資に対する配当金	41
⑫職員数	41

(3)直近の2事業年度における事業の状況

①主要な業務の状況を示す指標

ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、 コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)	41
イ.資金運用収支、役務取引等収支及び その他業務収支	41
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	42
エ.受取利息及び支払利息の増減	42
オ.総資産経常利益率	42
カ.総資産当期純利益率	42

②預金等に関する指標

ア.流動性預金、定期性預金、
その他の預金の平均残高 43

イ.固定金利定期預金及び変動金利定期預金
及びその他の区分ごとの定期預金の残高 43

③貸出等に関する指標

ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高 43

イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高 43

ウ.担保の種類別の貸出金残高及び
債務保証見返額 44

エ.用途別の貸出金残高 44

オ.業種別の貸出金残高及び
貸出金の総額に占める割合 44

カ.預貸率の期末値及び期中平均値 42

④有価証券等に関する指標

ア.商品有価証券の種類別の平均残高 45

イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高 45

ウ.有価証券の種類別の平均残高 45

エ.預証率の期末値及び期中平均値 42

4.金庫の事業の運営に関する事項

(1)リスク管理の体制 21～22

(2)法令遵守の体制 18

(3)中小企業の経営改善(金融仲介機能のベンチマーク
に関する開示)及び地域活性化のための取組状況 9～17

(4)金融ADR制度への対応 64

5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 35～39

(2)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

①破綻先債権に該当する貸出金 7～8

②延滞債権に該当する貸出金 7～8

③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 7～8

④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 7～8

(3)自己資本の充実の状況について

金融庁長官が別に定める事項 47～53
58～60

(4)次に掲げるものに関する取得価額又は
契約価額、時価及び評価損益

①有価証券 45～46

②金銭の信託 46

③第102条第1項第5号に掲げる取引 46

(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 49

(6)貸出金償却の額 50

(7)金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき
貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について
会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 36

6.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は
財産の状況に重要な影響を与えるものとして
金融庁長官が別に定めるもの 40

7.退職給付会計に関する事項 40

※直近の事業年度における財務諸表の正確性、及び財務諸表作成
に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名 36

連結(信用金庫法施行規則第133条等に基づく開示項目)

1.子会社等の概況に関する事項 70

2.直近の2連結会計年度における財産の状況

自己資本の充実の状況について金融庁長官が
別に定める事項(連結自己資本比率) 54～57
58～60

**自己資本の充実の状況について金融庁長官が
別に定める事項(バーゼルⅢ)**

**I.単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の
開示事項**

1.自己資本の構成に関する開示事項 47

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項 48

(2)信用リスクに関する事項 49～50

(3)信用リスク削減手法に関する事項 51

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の
取引相手のリスクに関する事項 51

(5)証券化エクスポージャーに関する事項 52

(6)出資等エクスポージャーに関する事項 52～53

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項 53

(8)金利リスクに関する事項 53

(9)オペレーショナル・リスクに関する事項 53

**II.連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度
の開示事項**

1.自己資本の構成に関する開示事項 54

2.定量的な開示事項 55～57

III.定性的な開示事項 58～60

金融再生法開示債権

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況 8

業界申し合わせ事項

総代会に関する情報開示 67～68

※各表中の記載金額で「-」は、該当金額がないことを表示しています。
※各表中の記載金額で「0」は、該当金額があるものの、単位未満であることを表示して
います。
※各表中の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

I. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

●貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部			
科目	2019年度	2020年度	
現金	8,087	6,615	
預け金	225,553	317,650	
買入金銭債権	524	386	
有価証券	287,950	320,197	
国債	71,560	86,156	
地方債	72,623	63,532	
社債	69,277	67,137	
株式	5,535	6,428	
その他の証券	68,952	96,942	
貸出金	296,636	318,365	
割引手形	2,706	1,992	
手形貸付	16,285	13,600	
証書貸付	265,095	292,338	
当座貸越	12,548	10,433	
その他資産	4,683	4,643	
未決済為替貸	317	310	
信金中金出資金	3,037	3,037	
前払費用	44	54	
未収収益	812	804	
その他の資産	471	436	
有形固定資産	10,206	10,179	
建物	2,383	2,275	
土地	5,890	5,898	
リース資産	181	249	
建設仮勘定	29	24	
その他の有形固定資産	1,721	1,732	
無形固定資産	142	112	
ソフトウェア	26	20	
リース資産	88	60	
その他の無形固定資産	27	31	
前払年金費用	134	69	
債務保証見返	948	620	
貸倒引当金	△1,857	△1,847	
(うち個別貸倒引当金)	(△1,744)	(△1,766)	
資産の部合計	833,010	976,993	

負債の部			
科目	2019年度	2020年度	
預金積金	778,239	881,829	
当座預金	30,791	38,841	
普通預金	417,246	514,915	
貯蓄預金	4,086	4,169	
通知預金	36	88	
定期預金	301,956	300,272	
定期積金	15,605	14,849	
その他の預金	8,516	8,693	
借入金	-	36,000	
借入金	-	36,000	
その他負債	1,714	1,808	
未決済為替借	271	265	
未払費用	185	185	
給付補填備金	13	9	
未払法人税等	253	175	
前受収益	155	130	
払戻未済金	1	12	
払戻未済持分	0	0	
職員預り金	422	441	
リース債務	282	319	
資産除去債務	30	30	
その他の負債	97	237	
賞与引当金	489	471	
役員賞与引当金	51	60	
役員退職慰労引当金	156	144	
偶発損失引当金	16	30	
繰延税金負債	351	1,394	
債務保証	948	620	
負債の部合計	781,967	922,360	
純資産の部			
出資金	1,052	1,051	
普通出資金	1,052	1,051	
利益剰余金	46,289	47,233	
利益準備金	1,054	1,052	
その他利益剰余金	45,235	46,181	
特別積立金	44,300	44,800	
当期末処分剰余金	935	1,381	
会員勘定合計	47,342	48,285	
その他有価証券評価差額金	3,700	6,347	
評価・換算差額等合計	3,700	6,347	
純資産の部合計	51,042	54,632	
負債及び純資産の部合計	833,010	976,993	

●損益計算書

(単位:千円)

科目	2019年度	2020年度
経常収益	10,274,337	10,122,420
資金運用収益	8,240,975	8,300,073
貸出金利息	4,625,397	4,489,064
預け金利息	276,829	305,157
有価証券利息配当金	3,220,513	3,427,630
その他の受入利息	118,235	78,221
役務取引等収益	1,243,711	1,238,113
受入為替手数料	538,774	545,592
その他の役務収益	704,937	692,520
その他業務収益	697,361	361,170
国債等債券売却益	570,339	313,031
国債等債券償還益	157	846
その他の業務収益	126,863	47,291
その他経常収益	92,288	223,064
償却債権取立益	430	8,852
株式等売却益	69,061	211,857
その他の経常収益	22,796	2,354
経常費用	8,855,208	8,660,826
資金調達費用	145,058	127,566
預金利息	142,094	124,761
給付補填備金繰入額	861	599
その他の支払利息	2,102	2,205
役務取引等費用	925,152	900,679
支払為替手数料	214,744	205,592
その他の役務費用	710,407	695,086

科目	2019年度	2020年度
その他業務費用	178,282	94,091
外国為替売買損	44	-
国債等債券売却損	982	21,688
国債等債券償還損	166,548	69,233
その他の業務費用	10,707	3,169
経費	7,343,830	7,292,963
人件費	4,602,970	4,632,796
物件費	2,584,058	2,492,755
税金	156,801	167,411
その他経常費用	262,885	245,524
貸倒引当金繰入額	129,512	11,528
貸出金償却	15,504	7
株式等売却損	90,365	170,705
その他の経常費用	27,503	63,283
経常利益	1,419,128	1,461,594
特別損失	296,453	31,899
固定資産処分損	4,831	28,701
減損損失	291,621	3,197
税引前当期純利益	1,122,675	1,429,695
法人税、住民税及び事業税	408,134	399,091
法人税等調整額	△84,454	23,334
法人税等合計	323,680	422,425
当期純利益	798,995	1,007,268
繰越金(当期首残高)	136,238	374,501
当期末処分剰余金	935,233	1,381,770

●剰余金処分計算書

(単位:円)


科目	2019年度	2020年度
当期末処分剰余金	935,233,995	1,381,770,671
繰越金(当期首残高)	136,238,864	374,501,995
当期純利益	798,995,131	1,007,268,676
積立金取崩額	2,400,000	1,035,000
利益準備金限度超過取崩額	2,400,000	1,035,000
剰余金処分額	563,132,000	563,069,900
普通出資に対する配当金	(年6%) 63,132,000	(年6%) 63,069,900
特別積立金	500,000,000	500,000,000
繰越金(当期末残高)	374,501,995	819,735,771

●財務諸表の適正性等の確認

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2021年6月23日

但陽信用金庫 理事長



●会計監査人の監査

2019年度及び2020年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

● 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～47年
その他	2年～20年

- 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。

なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債権の元本の回収見込額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上し、それ以外の債務者については、その残額に対し今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値から算出した貸倒実績率等に基づき算出した額を計上しております。

上記以外の要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という。)に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した融資管理部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は245百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)	
年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円

差引額	△142,668百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 (令和2年3月1日 至令和2年3月31日)	0.59%
③ 補足説明	

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上当該償却に充てられる特別掛金111百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- ヘッジ会計の方法は、金融商品会計基準に定める特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を適用するものとしております。ヘッジ方針については、デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に関わる金利リスクをヘッジするものとしております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段である金利スワップが特例処理の要件を満たすことを前提とするため、有効性の判定を省略しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が有るものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,847百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。主要な仮定は、コロナ禍の影響は限定的であるとの認識の下での「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う地域経済の影響は、ワクチン接種の遅れもあり、今後も1年程度は続くものと想定されますが、政府や地方公共団体による経済対策等による資金繰り支援や中国の景気回復に伴って製造業を中心に業況の回復が見られることから、当金庫貸出金の信用リスク顕在化は限定的であるとの仮定を置いております。

なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や貸出先の信用リスクへの影響に関する仮定は今後も不確実性が高いことから、これらが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権
総額 74百万円
- 子会社等の株式の総額 10百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 169百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 11,054百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 161百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は31百万円、延滞債権額は4,733百万円であり、

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は98百万円であり、
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は207百万円であり、
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,071百万円であり、

なお、21.から24.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,992百万

円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	38,486百万円
担保資産に対応する債務	
別段預金	2,268百万円
借入金	36,000百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金40,000百万円を差し入れております。	

27. 出資1口当たりの純資産額 2,598円67銭

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行方方針としています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行う金利スワップ取引や債券の店頭オプション取引があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部、経営相談部、融資管理部、融資審査会により行われ、また、定期的に常務会等に報告・審議を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理の方針に基づき、ALM委員会及び常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び常務会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクの影響を受ける債券および投資信託を保有しているため、リスク資本の配賦による限度額管理等を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理の方針に基づき、ALM委員会及び常務会の監督の下、リスク管理規程、リスク資本配賦基準、資金運用規程等に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金運用部で保有している株式や投資信託は、金利リスクに対するヘッジ目的等として一定限度枠内で保有しているものです。

これらの情報は総合企画部を通じ、ALM委員会及び常務会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき取引の執行を行う一方、リスク管理部門がリスク量の計測等を通じて牽制態勢を確保しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和3年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で

8,998百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が大きく変動する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	317,650		
未収収益	182		
小計	317,832	317,905	72
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	9,817	10,382	564
その他有価証券	310,162	310,162	-
小計	319,980	320,545	564
(3)貸出金(※1)	318,365		
貸倒引当金(※2)	△ 1,841		
未収収益	74		
小計	316,598	316,952	354
金融資産計	954,412	955,403	991
(1)預金積金	881,829		
未払費用	62		
小計	881,892	881,905	13
(2)借入金	36,000		
未払費用	-		
小計	36,000	36,000	-
金融負債計	917,892	917,905	13

(※1)貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、30.から32.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、割引手形、手形貸付、当座貸越、及び証書貸付のうち変動金利商品については貸出金計上額

③ ①以外のうち、証書貸付の固定金利商品については、一定の商品グループごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の商品グループごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れた場合に想定される利率を適用しております。なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とし

ております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価とすることとし、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を新規借入を行う場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(※1)	10
非上場株式(※1)(※2)	206
合 計	216

(※1)子会社株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2)当事業年度において、非上場株式における減損処理はありません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	47,000	155,000	3,000	-
有価証券				
満期保有目的の債券	697	4,581	3,502	1,013
その他債券のうち	19,375	91,065	21,027	97,504
満期があるもの				
貸出金(※2)	54,430	101,957	84,600	65,676
合 計	121,502	352,604	112,130	164,194

(※1)預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(※2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	823,266	58,019	33	511
借入金	36,000	-	-	-
合 計	859,266	58,019	33	511

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「外国証券」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。以下、32.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	3,622	3,875	252
	社 債	1,633	1,741	107
	外国証券	4,415	4,620	204
	小 計	9,671	10,236	564
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	外国証券	145	145	△ 0
	小 計	145	145	△ 0
合 計		9,817	10,382	564

その他の有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	4,479	3,470	1,009
	債 券	160,944	155,361	5,582
	国 債	48,554	45,014	3,540
	地 方 債	55,887	54,942	944
	社 債	56,501	55,404	1,097
	外国証券	57,883	55,784	2,098
	そ の 他	21,470	20,035	1,434
小 計	244,778	234,652	10,125	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,732	1,892	△ 159
	債 券	50,625	51,376	△ 751
	国 債	37,601	38,116	△ 514
	地 方 債	4,021	4,085	△ 63
	社 債	9,001	9,174	△ 172
	外国証券	3,147	3,205	△ 57
	そ の 他	10,265	10,630	△ 364
小 計	65,771	67,104	△ 1,333	
合 計		310,549	301,757	8,791

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	1,815	207	△ 170
債 券	22,253	191	△ 2
国 債	20,689	180	-
地 方 債	356	6	-
社 債	1,207	3	△ 2
外国証券	-	-	-
そ の 他	889	126	△ 62
合 計	24,958	525	△ 235

32. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、①時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、②時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落した場合で、株式・投資信託は過去2年間に一度も取得原価の70%を超えていない、債務超過の状態又は2期連続して当期損失を計上しており、翌期も損失が見込まれる場合としております。

債券は、格付がBBB格以上からBB以下に格下げがあった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大により時価が30%以上著しく下落した場合のいずれかに該当した時としています。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、減損処理を行っております。

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、68,600百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが17,626百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	522百万円
減価償却損金算入限度超過額	314百万円
賞与引当金	131百万円
その他	141百万円
繰延税金資産小計	1,109百万円
評価性引当額	△40百万円
繰延税金資産合計	1,069百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,444百万円
前払年金費用	19百万円
資産除去債務に対応する除去費用	0百万円
繰延税金負債合計	2,463百万円
繰延税金負債の純額	1,394百万円

35. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号令和2年3月31日)を当事業年度から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

●損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 20,196千円
子会社との取引による費用総額 125,976千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 48円11銭

●役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

理事及び監事全員(非常勤含む)の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

使用人兼務役員につきましては、使用人部分の報酬は職員の給与規程に基づき決定しております。

そのうえで、代表理事個々の基本報酬額につきましては、地位や在任年数等を、賞与については役員賞与引当金を毎期計上しており、総代会で承認の上、役員賞与引当金を取り崩し、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

代表理事以外の理事個々の基本報酬額につきましては、地位や在任年数等を、賞与については、業績等をそれぞれ勘案し、代表理事において協議のうえ決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会において、支払時期及び支払方法等も含めて承認を得た後、支払っております。

(2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	312

(注) 1.対象役員に該当する理事は11名、監事1名です(期中に退任した者を含む)。

2.上記の内訳は、「基本報酬」187百万円、「賞与」76百万円、「退職慰労金」49百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2020年度においては、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、2020年度においては、該当する会社はありませんでした。

3.「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4.2020年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以上

●退職給付会計に関する事項

●採用している退職給付制度の概要

当金庫では、確定給付企業年金と確定拠出年金(企業型)を採用しております。また、総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に別途加入しています。

●退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	2019年度	2020年度
退職給付債務(A)	3,178,703	3,155,589
年金資産(B)	3,226,696	3,507,856
前払年金費用(C)	△134,445	△69,250
未認識過去勤務費用(D)	—	—
未認識数理計算上の差異(E)	86,452	△283,016
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	—	—

●退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	2019年度	2020年度
勤務費用(A)	178,444	175,212
利息費用(B)	10,642	10,807
期待運用収益(C)	△49,418	△48,400
過去勤務費用の費用処理額(D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額(E)	△40,228	40,358
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	99,440	177,978

●退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	2019年度	2020年度
(1) 割引率	0.34%	0.34%
(2) 長期期待運用収益率	1.50%	1.50%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	—	—
(5) 数理計算上の差異の処理年数	2年(発生日の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	

II. 直近の5事業年度における主要な事業の状況

【主な経営指標の推移】

(単位：百万円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利 益	経常収益	10,575	10,046	10,107	10,274	10,122
	業務純益	1,254	956	1,335	1,634	1,669
	経常利益	1,139	1,182	1,319	1,419	1,461
	当期純利益	766	1,084	920	798	1,007
出 資 金	出資総額	1,050	1,053	1,054	1,052	1,051
	出資総口数(千口)	21,018	21,076	21,092	21,044	21,023
資 産 額	総資産額	754,838	791,597	812,741	833,010	976,993
	純資産額	52,791	53,208	54,494	51,042	54,632
残 高	預金積金残高	695,485	732,371	752,452	778,239	881,829
	貸出金残高	274,421	286,188	290,916	296,636	318,365
	有価証券残高	286,580	300,404	280,373	287,950	320,197
単体自己資本比率(%)		18.24	17.33	16.82	15.95	16.04
出資に対する配当金(円/1口)		3	3	3	3	3
会 員 ・ 役 職 員 数	会員数(人)	31,272	31,745	31,988	32,135	31,907
	職員数(人)	645	657	649	629	621
	役員数(人)	15	15	14	15	14
	うち常勤役員数(人)	11	11	10	11	11

III. 直近の2事業年度における事業の状況

【主要な業務の状況を示す指標】

●業務粗利益

(単位：千円、%)

	2019年度	2020年度
資金運用収支	8,095,917	8,172,506
資金運用収益	8,240,975	8,300,073
資金調達費用	145,058	127,566
役務取引等収支	318,559	337,433
役務取引等収益	1,243,711	1,238,113
役務取引等費用	925,152	900,679
その他業務収支	519,078	267,078
その他業務収益	697,361	361,170
その他業務費用	178,282	94,091
業務粗利益	8,933,555	8,777,018
業務粗利益率	1.12	0.97

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

●業務純益

(単位：千円)

	2019年度	2020年度
業務純益	1,634,931	1,669,085
実質業務純益	1,657,349	1,637,001
コア業務純益	1,261,361	1,414,045
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	1,113,470	1,368,345

注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

●資金運用収支の内訳・利鞘

(単位：百万円、%)

	2019年度			2020年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	794,892	8,240	1.03	901,933	8,300	0.92
うち貸出金	289,880	4,625	1.59	308,587	4,489	1.45
うち預け金	229,616	276	0.12	289,947	305	0.10
うち有価証券	271,542	3,220	1.18	299,909	3,427	1.14
資金調達勘定	766,090	145	0.01	873,393	127	0.01
うち預金積金	765,671	142	0.01	856,102	125	0.01
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	16,849	-	-
預金原価率			0.96			0.84
資金調達原価率			0.96			0.83
総資金利鞘			0.07			0.09

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2019年度528百万円、2020年度1,188百万円)を、控除して表示しております。

$$\text{預金原価率} = \text{預金利回り} + \text{経費率} \quad \text{資金調達原価率} = \frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計(平均残高)}} \times 100 \quad \text{総資金利鞘} = \text{資金運用利回り} - \text{資金調達原価率}$$

●受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

	2019年度			2020年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	67,809	68,794	136,604	651,661	△592,563	59,097
うち貸出金	81,514	△142,601	△61,086	272,129	△408,461	△136,332
うち預け金	22,071	△51,098	△29,027	63,495	△35,168	28,327
うち有価証券	△34,821	241,118	206,296	324,205	△117,088	207,116
支払利息	3,772	△12,742	△8,969	13,350	△30,841	△17,491
うち預金積金	3,756	△12,747	△8,991	13,242	△30,836	△17,594
うち借入金	-	-	-	-	-	-

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めております。

●諸比率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.17	0.15
総資産当期純利益率	0.09	0.10
預貸率		
(期中平均)	37.85	36.04
(期末)	38.11	36.10
預証率		
(期中平均)	35.46	35.03
(期末)	37.00	36.31

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

●常勤役員1人あたりの預金・貸出金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
預金	1,144	1,311
貸出金	433	472

(注) 常勤役員1人あたりの預金残高 = $\frac{\text{預金積金(平残)} + \text{譲渡性預金(平残)}}{\text{常勤役員数(期中平均)}}$

$$\text{常勤役員1人あたりの貸出金残高} = \frac{\text{貸出金(平残)}}{\text{常勤役員数(期中平均)}}$$

●1店舗あたりの預金・貸出金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
預金	22,519	25,179
貸出金	8,525	9,076

(注) 店舗には出張所(店外ATM)を含めておりません。

●経費の内訳

(単位：千円)

	2019年度	2020年度
人件費	4,602,970	4,632,796
報酬給料手当	3,571,318	3,483,751
退職給付費用	444,458	527,596
その他	587,193	621,448
物件費	2,584,058	2,492,755
事務費	1,039,988	975,334
(うち旅費・交通費)	15,874	11,452
(うち通信費)	120,616	123,656
(うち事務機械賃借料)	58,200	57,486
(うち事務委託費)	621,202	599,470
固定資産費	528,930	539,332
(うち土地建物賃借料)	78,382	78,399
(うち保全管理費)	304,978	295,089
事業費	233,814	215,155
(うち広告宣伝費)	99,469	77,050
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	99,915	102,540
人事厚生費	100,033	87,741
減価償却費	431,949	426,121
その他	249,340	249,070
税金	156,801	167,411
合計	7,343,830	7,292,963

$$\text{1店舗あたりの預金残高} = \frac{\text{預金積金(平残)} + \text{譲渡性預金(平残)}}{\text{店舗数}}$$

$$\text{1店舗あたりの貸出金残高} = \frac{\text{貸出金(平残)}}{\text{店舗数}}$$

●自動機器設置状況

(単位：台)

	2019年度	2020年度
自動入出金機(ATM)	167	160
生体認証ICカード対応	81	80
通帳自動繰越機能付	82	81
両替機	33	33

(注) 自動入出金機の数には、当金庫幹事の共同設置分を含み、他金庫幹事の共同設置分を含みません。

IV. 預金等に関する指標

● 預金積金の期中平均残高及び期末残高

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	期中平残	期末残高	期中平残	期末残高
流動性預金	439,176	452,160	536,469	558,014
当座預金	28,412	30,791	35,731	38,841
普通預金	406,558	417,246	496,522	514,915
貯蓄預金	4,178	4,086	4,172	4,169
通知預金	26	36	42	88
(うち有利息預金)	(363,503)	(377,355)	(417,412)	(439,706)
定期性預金	323,093	317,562	316,187	315,121
定期預金	307,038	301,956	301,169	300,272
うち固定金利定期預金	306,783	301,706	300,916	300,020
うち変動金利定期預金	255	249	253	251
定期積金	16,054	15,605	15,018	14,849
その他預金	3,400	8,516	3,446	8,693
合計	765,671	778,239	856,102	881,829

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて、金利が変動する定期預金
 3. その他預金=別段預金+納税準備預金

● 預金者別(人格別)預金残高

(単位：百万円、%)

	2019年度		2020年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	626,727	80.53	704,538	79.89
一般法人	134,766	17.31	162,092	18.38
金融機関	191	0.02	57	0.00
公金	16,554	2.12	15,141	1.71
合計	778,239	100.00	881,829	100.00

● 内国為替の取扱実績

[2019年度]

(単位：件、百万円)

	送金・振込		代金取立	
	件数	金額	件数	金額
仕向為替	987,144	630,375	4,795	8,670
被仕向為替	1,702,413	707,182	1,633	2,438

[2020年度]

(単位：件、百万円)

	送金・振込		代金取立	
	件数	金額	件数	金額
仕向為替	988,886	646,219	4,201	7,330
被仕向為替	1,797,314	801,610	1,372	2,041

(注) 1. 「内国為替」とは、お客様からのご依頼により、全国の金融機関との間で行う振込、代金取立等をいいます。
 2. 本店と各支店との間および各支店相互間における取扱高も合算しております。

V. 貸出金等に関する指標

● 貸出金の科目別期中平均残高及び期末残高

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	期中平残	期末残高	期中平残	期末残高
割引手形	2,800	2,706	2,091	1,992
手形貸付	14,237	16,285	13,588	13,600
証書貸付	261,055	265,095	282,570	292,338
当座貸越	11,787	12,548	10,337	10,433
合計	289,880	296,636	308,587	318,365

● 貸出金の金利区分別残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
固定金利	92,022	121,798
変動金利	204,613	196,567
合計	296,636	318,365

●貸出金の業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

	2019年度			2020年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	651	25,142	8.47	692	29,429	9.24
農 業、林 業	17	339	0.11	16	280	0.08
漁 業	3	89	0.03	2	41	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	1	14	0.00	1	11	0.00
建 設 業	1,355	21,794	7.34	1,620	29,332	9.21
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	17	136	0.04	21	256	0.08
運 輸 業、郵 便 業	99	4,434	1.49	124	5,212	1.63
卸 売 業、小 売 業	628	16,788	5.65	728	20,511	6.44
金 融 業、保 険 業	21	5,754	1.93	25	5,712	1.79
不 動 産 業	410	32,215	10.86	415	32,420	10.18
物 品 賃 貸 業	11	220	0.07	11	266	0.08
学術研究、専門・技術サービス業	112	1,285	0.43	144	1,872	0.58
宿 泊 業	7	84	0.02	7	153	0.04
飲 食 業	241	2,499	0.84	315	3,746	1.17
生活関連サービス業、娯楽業	210	3,684	1.24	275	4,373	1.37
教 育、学 習 支 援 業	55	1,605	0.54	66	1,942	0.60
医 療、福 祉	320	13,747	4.63	366	16,591	5.21
そ の 他 の サ ー ビ ス	399	7,252	2.44	470	9,324	2.92
小 計	4,557	137,090	46.21	5,298	161,480	50.72
地 方 公 共 団 体	14	36,330	12.24	14	36,922	11.59
個 人	28,390	123,215	41.53	26,546	119,962	37.68
合 計	32,961	296,636	100.00	31,858	318,365	100.00

(注) 1.個人の貸出先数に、事業者に対する個人資金を含んでいます。(2019年度872先、2020年度924先)
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸出金の使途別内訳

(単位：百万円、%)

	2019年度		2020年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	152,368	51.36	150,099	47.14
運 転 資 金	144,267	48.63	168,266	52.85
合 計	296,636	100.00	318,365	100.00

●個人向け融資の内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
住 宅 資 金	94,161	92,387
個 人 消 費 資 金 他	29,053	27,575
合 計	123,215	119,962

●貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
当 金 庫 預 金 積 金	2,396	1,893
有 価 証 券	-	-
動 産	-	-
不 動 産	48,896	47,367
そ の 他	-	-
小 計	51,293	49,261
保 証 協 会・信 用 保 険	114,304	144,512
保 証	16,255	15,345
信 用	114,783	109,246
合 計	296,636	318,365

●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
当 金 庫 預 金 積 金	178	85
有 価 証 券	-	-
動 産	-	-
不 動 産	98	86
そ の 他	-	-
小 計	276	171
保 証 協 会・信 用 保 険	14	8
保 証	0	0
信 用	657	439
合 計	948	620

VI. 有価証券等に関する指標

●有価証券の種類別の残高

(単位：百万円)

		2019年度		2020年度	
		期中平残	期末残高	期中平残	期末残高
国	債	62,252	71,560	74,487	86,156
地	債	72,121	72,623	69,288	63,532
社	債	70,727	69,277	67,919	67,137
株	式	5,376	5,535	6,031	6,428
証	投資信託	29,057	28,744	29,456	30,873
外	国証券	31,606	39,753	52,324	65,592
そ	他の証券	401	454	401	475
合	計	271,542	287,950	299,909	320,197

●商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はありません。

●有価証券の種類別の残存期間別の残高

[2019年度]

(単位：百万円)

	1年以下	1年超～3年以下	3年超～5年以下	5年超～7年以下	7年超～10年以下	10年超	期間の定めなし	合計
国債	2,100	10,120	7,695	7,554	584	43,505	—	71,560
地方債	10,020	41,528	9,060	958	1,753	9,300	—	72,623
社債	9,141	24,281	11,212	4,430	7,403	11,590	1,216	69,277
株式	—	—	—	—	—	—	5,535	5,535
外国証券	1,707	6,252	1,463	2,295	434	14,930	12,670	39,753
その他の証券	187	431	1,572	11,578	11,802	495	3,131	29,199

[2020年度]

(単位：百万円)

	1年以下	1年超～3年以下	3年超～5年以下	5年超～7年以下	7年超～10年以下	10年超	期間の定めなし	合計
国債	3,023	4,498	7,689	3,378	2,282	65,284	—	86,156
地方債	8,770	38,138	3,304	2,060	259	10,998	—	63,532
社債	5,950	22,733	8,749	6,390	5,200	16,884	1,227	67,137
株式	—	—	—	—	—	—	6,428	6,428
外国証券	1,506	6,621	2,994	1,728	2,137	14,899	35,705	65,592
その他の証券	101	1,591	3,424	12,608	9,250	280	4,093	31,349

●売買目的有価証券

該当する取引はありません。

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額 (帳簿価格)	時価	差額	貸借対照表計上額 (帳簿価格)	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超える もの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	3,901	4,185	283	3,622	3,875	252
	社債	1,733	1,861	128	1,633	1,741	107
	外国証券	4,113	4,361	247	4,415	4,620	204
	小計	9,749	10,409	659	9,671	10,236	564
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	外国証券	644	637	△7	145	145	△0
小計	644	637	△7	145	145	△0	
合	計	10,394	11,046	652	9,817	10,382	564

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

		2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額 (時価)	取得原価	差 額	貸借対照表計上額 (時価)	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超える もの	株 式	1,176	797	379	4,479	3,470	1,009
	債 券	185,293	178,470	6,822	160,944	155,361	5,582
	国 債	62,543	58,370	4,172	48,554	45,014	3,540
	地 方 債	67,211	65,716	1,495	55,887	54,942	944
	社 債	55,537	54,383	1,154	56,501	55,404	1,097
	外国証券	15,594	14,389	1,204	57,883	55,784	2,098
	そ の 他	15,940	15,321	618	21,470	20,035	1,434
	小 計	218,004	208,978	9,025	244,778	234,652	10,125
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株 式	4,142	5,445	△1,303	1,732	1,892	△159
	債 券	22,532	22,824	△291	50,625	51,376	△751
	国 債	9,017	9,037	△20	37,601	38,116	△514
	地 方 債	1,509	1,527	△17	4,021	4,085	△63
	社 債	12,006	12,259	△253	9,001	9,174	△172
	外国証券	19,400	20,361	△961	3,147	3,205	△57
	そ の 他	13,783	15,127	△1,344	10,265	10,630	△364
	小 計	59,859	63,759	△3,900	65,771	67,104	△1,333
合 計	277,863	272,738	5,125	310,549	301,757	8,791	

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2.上記の「その他」は、投資信託および買入金銭債権等です。
 3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非 上 場 株 式	206	206
合 計	216	216

●運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

●満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

●その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

●デリバティブ取引(第102条第1項第5号に掲げる取引)

該当する取引はありません。

VII.貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

P.49に掲載しています。

VIII.貸出金償却の額

P.50に掲載しています。

I. 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規程に基づき、自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(金融庁告示第8号)(以下「第3の柱」という)に則り、金庫の直近の2事業年度における財産の状況を開示するものです。

なお、当金庫は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」で定めのあるバーゼルⅢ第3の柱の開示において、「標準的手法」「国内基準」を採用し、自己資本比率を算出しております。

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	47,278	48,222
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,052	1,051
うち、利益剰余金の額	46,289	47,233
うち、外部流出予定額(△)	63	63
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	112	80
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	112	80
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額…(イ)	47,391	48,302
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	142	108
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	142	108
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	134	69
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額…(ロ)	277	178
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))…(ハ)	47,114	48,124
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	279,502	283,933
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,695	△2,477
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,695	△2,477
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	15,856	15,927
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額…(ニ)	295,358	299,860
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.95%	16.04%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項【単体】

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	279,502	11,180	283,933	11,357
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	267,128	10,685	257,341	10,293
現金	-	-	-	-
ソブリン向け	1,431	57	1,401	56
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	47,058	1,882	45,072	1,802
法人等向け	61,051	2,442	61,476	2,459
中小企業等向け及び個人向け	72,754	2,910	68,471	2,738
抵当権付住宅ローン	11,751	470	11,007	440
不動産取得等事業向け	18,543	741	18,415	736
3か月以上延滞等	699	27	607	24
取立未済手形	63	2	62	2
信用保証協会等による保証付	4,452	178	4,250	170
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	8,830	353	7,959	318
出資等のエクスポージャー	8,830	353	7,959	318
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	40,491	1,619	38,617	1,544
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,677	467	9,647	385
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,438	137	3,438	137
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,776	111	2,672	106
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	22,599	903	22,859	914
②証券化エクスポージャー	32	1	18	0
証券化				
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	32	1	18	0
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,036	641	29,052	1,162
ルック・スルー方式	16,036	641	29,052	1,162
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,695	△147	△2,477	△99
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	15,856	634	15,927	637
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	295,358	11,814	299,860	11,994

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。

4. 「抵当権付住宅ローン」とは、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分満たされているものを指します。

5. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

6. 「上記以外」は、ポートフォリオごとの区分に分類することが困難なもので、主なものは仮払金、前払費用、固定資産、繰延税金資産等です。

7. 当金庫は「基礎的手法」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3か月以上延滞エクスポージャー	
	2019年度	2020年度	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		2019年度	2020年度
			2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度		
国内	794,046	910,028	948	620	234,645	239,853	3,482	3,039	1,979	1,740
国外	39,594	63,639	-	-	39,594	63,639	-	-	-	-
地域別合計	833,641	973,667	948	620	274,240	303,492	3,482	3,039	1,979	1,740
製造業	39,137	42,487	104	80	9,019	8,895	-	-	52	26
農業、林業	400	335	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	177	142	-	-	-	-	-	-	42	41
鉱業、採石業、砂利採取業	14	70	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	29,269	37,213	36	32	1,101	900	-	-	97	111
電気・ガス・熱供給・水道業	7,084	5,721	-	-	7,025	5,721	-	-	-	-
情報通信業	3,439	3,728	-	-	3,016	3,111	-	-	-	-
運輸業、郵便業	7,209	8,089	-	-	2,403	2,503	-	-	-	-
卸売業、小売業	20,955	26,120	69	144	2,506	3,910	-	-	19	15
金融業、保険業	254,302	345,604	124	112	18,116	17,379	-	-	44	28
不動産業	40,565	41,778	91	49	5,412	6,314	-	-	1,489	1,326
物品賃貸業	222	267	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,938	2,483	-	-	-	-	-	-	0	0
宿泊業	87	159	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	3,092	4,270	-	-	-	-	-	-	39	34
生活関連サービス業、娯楽業	5,140	5,867	43	50	-	-	-	-	0	0
教育、学習支援業	1,793	2,129	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	16,071	18,891	-	-	-	-	-	-	80	36
その他のサービス	10,175	12,891	452	131	889	1,899	-	-	77	70
国・地方公共団体等	220,562	226,488	-	-	184,212	189,548	-	-	-	-
個人	107,728	103,922	26	19	-	-	-	-	35	48
その他	64,272	85,004	-	-	40,536	63,308	3,482	3,039	-	-
業種別合計	833,641	973,667	948	620	274,240	303,492	3,482	3,039	1,979	1,740
1年以下	252,106	95,734	457	172	23,078	19,328	1	1	-	-
1年超3年以下	125,907	255,661	67	45	81,559	72,741	429	547	-	-
3年超5年以下	55,306	49,178	131	184	30,495	25,610	125	39	-	-
5年超7年以下	56,515	55,268	209	37	26,096	25,340	869	554	-	-
7年超10年以下	73,224	97,232	16	149	22,050	18,637	1,055	272	-	-
10年超	209,366	238,914	66	29	75,888	105,121	8	5	-	-
期間の定めのないもの	61,214	181,678	-	-	15,070	36,712	992	1,618	-	-
残存期間別合計	833,641	973,667	948	620	274,240	303,492	3,482	3,039	-	-

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、固定資産、繰延税金資産、未収利息等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2019年度	90	112	-	90	112
	2020年度	112	80	-	112	80
個別貸倒引当金	2019年度	1,743	1,744	106	1,637	1,744
	2020年度	1,744	1,766	21	1,723	1,766
合計	2019年度	1,833	1,857	106	1,727	1,857
	2020年度	1,857	1,847	21	1,835	1,847

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位: 百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		2019年度	2020年度
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	目的使用		その他		2019年度	2020年度		
					2019年度	2020年度	2019年度	2020年度				
国内	1,743	1,744	1,744	1,766	106	21	1,637	1,723	1,744	1,766		
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地域別合計	1,743	1,744	1,744	1,766	106	21	1,637	1,723	1,744	1,766		
製造業	92	94	94	118	19	0	73	94	94	118	14	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	35	33	33	32	-	-	35	33	33	32	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	111	69	69	45	47	15	64	54	69	45	-	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	0	-	-	2	-	-	0	-	-	2	-	-
卸売業、小売業	4	27	27	4	-	-	4	27	27	4	-	-
金融業、保険業	40	37	37	24	6	6	34	31	37	24	-	-
不動産業	948	956	956	831	-	-	948	956	956	831	0	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	26	31	31	7	3	-	22	31	31	7	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	168	168	168	316	0	-	167	168	168	316	-	-
教育、学習支援業	24	23	23	3	-	-	24	23	23	3	-	-
医療、福祉	189	205	205	309	26	-	162	205	205	309	-	-
その他のサービス	66	66	66	56	1	-	64	66	66	56	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	35	29	29	12	-	-	35	29	29	12	-	-
その他	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
合計	1,743	1,744	1,744	1,766	106	21	1,637	1,723	1,744	1,766	15	0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスクウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	2,332	230,281	2,331	367,048
10%	-	33,112	-	63,685
20%	11,156	227,033	13,111	216,895
35%	-	33,766	-	31,637
50%	82,716	1,494	83,379	1,427
75%	-	56,434	-	20,750
100%	8,218	100,775	10,733	93,602
150%	-	58	-	253
250%	-	3,317	-	3,276
1,250%	-	-	-	-
その他	-	39,870	-	62,799
合計		830,569		970,934

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,896	2,896	67,310	69,165	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	-	-
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
① 派生商品取引合計	2,423	1,904	2,423	1,904
(i) 外国為替関連取引	1,461	1,545	1,461	1,545
(ii) 金利関連取引	27	22	27	22
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	763	239	763	239
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	96	96	96	96
(vii) クレジット・デリバティブ	75	-	75	-
② 長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	2,423	1,904	2,423	1,904

(単位：百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本	-	-	500	-
クレジット・デリバティブ・スワップ	-	-	500	-

(注) 1. 「カレントエクスポージャー方式」とは、派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式のことをいいます。

2. 「再構築コスト」とは、現在と同等の派生商品取引を再構築するのに必要なコストをいいます。また、「グロス再構築コスト」の額は、0を下回らないものに限っています。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

当金庫は、有価証券投資の一環として証券化エクスポージャーを購入しており、オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー

(単位: 百万円)

	2019年度		2020年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
証券化エクスポージャーの額	164	—	90	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	164	—	90	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー

(単位: 百万円)

リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2019年度		2020年度		2019年度		2020年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
0%～ 15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～ 50%未満	164	—	90	—	1	—	0	—
50%～ 100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～ 400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%以上	—	—	—	—	—	—	—	—
(i) カードローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	164	—	90	—	1	—	0	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の 適用の有無	なし
---------------------	----

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区 分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	5,773	5,773	6,687	6,687
非 上 場 株 式 等	3,264	3,264	3,265	3,265
合 計	9,037	9,037	9,953	9,953

(注) 上場株式等、非上場株式等のいずれについても、投資信託は含んでおりません。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

	2019年度	2020年度
売 却 益	60	207
売 却 損	90	170
償 却	4	—

(注) 売却益、売却損、償却のいずれについても、投資信託は含んでおりません。

八. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
評価損益	△870	924

(注) 評価損益の額には、投資信託の評価損益は含んでおりません。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
評価損益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	39,870	62,799
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項(銀行勘定金利リスク：IRRBB)

(単位：百万円)

項番	金利ショックシナリオ	イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
1	上方パラレルシフト	4,621	10,380	565	1,685				
2	下方パラレルシフト	0	0	40	52				
3	スティープ化	3,497	8,275						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	※上記のうち最大値	4,621	10,380	565	1,685				
		ホ		ヘ					
		2019年度		2020年度					
8	自己資本の額	47,114		48,124					

(注)

- 金利リスクの算定手法の概要等は「定性的な開示事項」(本誌P59～60)の項目に記載しています。
- △(デルタ)EVEとは、金融機関が保有するポジションの経済的価値の、金利ショックに対する減少額として定義されます。
…経済価値ベースの金利リスク指標
- △(デルタ)NIIとは、金利ショックが、基準日から12カ月間の純金利収入(NII:受取利息と支払利息の差)に与える影響として定義されます。
…収益ベースの金利リスク指標

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

【基礎的手法による算出】

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
オペレーショナル・リスク相当額	1,268	1,274
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	15,856	15,927

(注) 「基礎的手法」を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、1年間の粗利益に15%を乗じて得た額の直近3か年の平均値です。

II. 連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

連結の範囲等に関する事項

当金庫には、子会社として「但陽ビジネスサービス株式会社」があります。同社は、その資産、経常利益、当期純利益及び利益剰余金等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しておりますが、自己資本比率告示(平成18年3月金融庁告示第21号)に基づき連結自己資本比率を算出する範囲に含めております。

子会社は、当金庫の現金精査並びに整理業務、現金自動預入払出機の現金装填・回収業務等を行っております。また、資金移動及び自己資本の移動にかかる制限等はございません。

なお、パーゼルⅢで求められている「連結」における2事業年度の開示事項のうち、「単体」と同一内容の開示については記述を省略し、その旨と単体の該当箇所(ページ)を表示しております。また、パーゼルⅢ第3の柱の開示において、単体と同様に「標準的手法」「国内基準」を採用し、連結自己資本比率を算出しております。

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円)

項目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	47,434	48,379
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,052	1,051
うち、利益剰余金の額	46,445	47,391
うち、外部流出予定額(△)	63	63
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	112	80
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	112	80
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額…(イ)	47,547	48,459
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	142	108
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	142	108
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	134	69
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額…(ロ)	277	178
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))…(ハ)	47,270	48,281
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	279,492	283,923
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 3,695	△ 2,477
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,695	△ 2,477
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	16,084	16,155
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額…(ニ)	295,576	300,079
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	15.99%	16.08%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

2.定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	279,492	11,179	283,923	11,356
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	267,118	10,684	257,331	10,293
現金	-	-	-	-
ソブリン向け	1,431	57	1,401	56
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	47,058	1,882	45,072	1,802
法人等向け	61,051	2,442	61,476	2,459
中小企業等向け及び個人向け	72,754	2,910	68,471	2,738
抵当権付住宅ローン	11,751	470	11,007	440
不動産取得等事業向け	18,543	741	18,415	736
3か月以上延滞等	699	27	607	24
取立未済手形	63	2	62	2
信用保証協会等による保証付	4,452	178	4,250	170
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	8,820	352	7,949	317
出資等のエクスポージャー	8,820	352	7,949	317
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	40,491	1,619	38,617	1,544
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	11,677	467	9,647	385
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,438	137	3,438	137
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,776	111	2,672	106
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	22,599	903	22,859	914
②証券化エクスポージャー	32	1	18	0
証券化				
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	32	1	18	0
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,036	641	29,052	1,162
ルック・スルー方式	16,036	641	29,052	1,162
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,695	△147	△2,477	△99
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	16,084	643	16,155	646
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	295,576	11,823	300,079	12,003

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)

- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。
- 「抵当権付住宅ローン」とは、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分満たされているものを指します。
- 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」は、ポートフォリオごとの区分に分類することが困難なもので、主なものは仮払金、前払費用、固定資産、繰延税金資産等です。
- 当金庫グループは「基礎的手法」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

8. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3か月以上延滞エクスポージャー	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国内	794,036	910,018	948	620	234,645	239,853	3,482	3,039	1,979	1,740
国外	39,594	63,639	-	-	39,594	63,639	-	-	-	-
地域別合計	833,631	973,657	948	620	274,240	303,492	3,482	3,039	1,979	1,740
製造業	39,137	42,487	104	80	9,019	8,895	-	-	52	26
農業、林業	400	335	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	177	142	-	-	-	-	-	-	42	41
鉱業、採石業、砂利採取業	14	70	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	29,269	37,213	36	32	1,101	900	-	-	97	111
電気・ガス・熱供給・水道業	7,084	5,721	-	-	7,025	5,721	-	-	-	-
情報通信業	3,439	3,728	-	-	3,016	3,111	-	-	-	-
運輸業、郵便業	7,209	8,089	-	-	2,403	2,503	-	-	-	-
卸売業、小売業	20,955	26,120	69	144	2,506	3,910	-	-	19	15
金融業、保険業	254,302	345,604	124	112	18,116	17,379	-	-	44	28
不動産業	40,565	41,778	91	49	5,412	6,314	-	-	1,489	1,326
物品賃貸業	222	267	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,938	2,483	-	-	-	-	-	-	0	0
宿泊業	87	159	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	3,092	4,270	-	-	-	-	-	-	39	34
生活関連サービス業、娯楽業	5,140	5,867	43	50	-	-	-	-	0	0
教育、学習支援業	1,793	2,129	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	16,071	18,891	-	-	-	-	-	-	80	36
その他のサービス	10,165	12,881	452	131	889	1,899	-	-	77	70
国・地方公共団体等	220,562	226,488	-	-	184,212	189,548	-	-	-	-
個人	107,728	103,922	26	19	-	-	-	-	35	48
その他	64,272	85,004	-	-	40,536	63,308	3,482	3,039	-	-
業種別合計	833,631	973,657	948	620	274,240	303,492	3,482	3,039	1,979	1,740
1年以下	252,106	95,734	457	172	23,078	19,328	1	1	-	-
1年超3年以下	125,907	255,661	67	45	81,559	72,741	429	547	-	-
3年超5年以下	55,306	49,178	131	184	30,495	25,610	125	39	-	-
5年超7年以下	56,515	55,268	209	37	26,096	25,340	869	554	-	-
7年超10年以下	73,224	97,232	16	149	22,050	18,637	1,055	272	-	-
10年超	209,366	238,914	66	29	75,888	105,121	8	5	-	-
期間の定めのないもの	61,204	181,668	-	-	15,070	36,712	992	1,618	-	-
残存期間別合計	833,631	973,657	948	620	274,240	303,492	3,482	3,039	1,979	1,740

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、固定資産、繰延税金資産、未収利息等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単体における開示内容と同一です。(P.49)

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単体における開示内容と同一です。(P.50)

二. リスクウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	2,332	230,281	2,331	367,048
10%	—	33,112	—	63,685
20%	11,156	227,033	13,111	216,895
35%	—	33,766	—	31,637
50%	82,716	1,494	83,379	1,427
75%	—	56,434	—	20,750
100%	8,218	100,765	10,733	93,592
150%	—	58	—	253
250%	—	3,317	—	3,276
1,250%	—	—	—	—
その他	—	39,870	—	62,799
合 計	830,559		970,924	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.51)

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.51)

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.52)

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.52～53)

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.53)

(8) 金利リスクに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.53)

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

【基礎的手法による算出】

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
オペレーショナル・リスク相当額	1,286	1,292
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	16,084	16,155

(注) 「基礎的手法」を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、1年間の粗利益に15%を乗じて得た額の直近3か年の平均値です。

Ⅲ. 定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

発行主体	但陽信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,051百万円
配当率	年6.00%

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回る16.04%の水準にあり、経営の健全性・安全性を十分維持していると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務活動を通じ、そこから得られる利益による堅実な資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスク管理

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先等の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などについて、さまざまな角度から分析を行っています。

また、当金庫では、信用リスク計測にあたっては、信用リスク計測システム等を活用し、VaRにより計測したリスク量(最大予想損失額)を参考にして、統合的なリスク管理を行っています。

個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と融資推進部門を分離して相互牽制が働く体制とし、大口与信に対しては融資審査会を設置して審査体制の強化を図っています。さらに、ALM委員会等を定期的開催し、信用リスクの管理・運営にかかる重要事項を審議しています。

以上の相互牽制機能、審査体制の強化、経営陣による審議に加え、リスク管理を行う所管部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築するとともに、有価証券運用にかかる市場性信用リスクについても、「資金運用規程」等に基づいて、適切な信用リスク管理を行っています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定規程」及び「貸出金等の償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。

正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて、一般貸倒引当金を算出しています。

破綻懸念先については、担保・保証による回収可能見込額を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて個別貸倒引当金を算出しています。ただし、未保全額が当金庫の定める金額以上の債務者については、キャッシュフロー控除法に基づき必要と認められる額を別途算出し、これを個別貸倒引当金としています。

実質破綻先及び破綻先については、担保・保証による回収可能見込額を除いた未保全額を個別貸倒引当金として算出しています。

なお、算出結果等については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、R&I、JCR、Moody's、S&Pの4機関とし、国内エクスポージャーはR&IとJCR、国外エクスポージャーはMoody'sとS&Pを使用しています。

適格格付機関		判定区分
R&I	株式会社 格付投資情報センター	国内エクスポージャー
JCR	株式会社 日本格付研究所	
Moody's	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	国外エクスポージャー
S&P	スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング	

「適格格付機関」とは

自己資本比率規制(バーゼル規制)において、金融機関がリスクを算出するに当たって用いることができる格付を付与する格付機関のことです。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

(3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理

「信用リスク削減手法」とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しているため、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資業務取扱規程」及び「担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っています。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合があります。この際、信用リスク削減策の一つとして、金庫が定める「融資業務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼル規制における信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として適格保証人のリスク・ウェイトを用いることが認められており、これらのエクスポージャーについては、担保及び保証にかかるそれぞれのリスク・ウェイトを適用しています。そのうち、保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証は政府・地方公共団体保証と同様に、また、一般社団法人しんきん保証基金については、適格格付機関(JCR)が付与している格付(A+)に基づき判定しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中度は、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

(4) 派生商品取引等の取引相手の信用リスクに関するリスク管理

当金庫では、お客様の金利変動にかかるリスク・ヘッジにお応えするための円金利スワップ取引や、当金庫の有価証券運用の一環としての派生商品取引を行っています。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。そのうち、信用リスクへの対応としては、「デリバティブ取引取扱規程」の中で取引相手方を信用力の高い金融機関及び上場会社と定めて信用リスクを回避しており、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は行っていません。(市場リスクへの対応については後述します。)

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。

「派生商品取引(デリバティブ取引)」とは

有価証券や通貨・金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品指しします。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等があげられます。

4. 市場リスク管理

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、年度ごとの事業計画に基づいて余資運用額を決定し、収益計画・市場環境を考慮して運用方針・運用計画を策定しています。その方針・計画に基づいて設定したリスク限度枠、損失限度枠を遵守し、リスクを適切にコントロールしながら余資運用を行い、市場リスク等の状況については、定期的にALM委員会や常務会に報告しています。

(2) 派生商品取引等のリスク管理

派生商品取引等における市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しています。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

(3) 証券化エクスポージャーに関する事項

① 証券化エクスポージャーに関するリスク管理

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫は、投資家として購入しているのみで、オリジネーターとしての証券化取引は行っていません。

当該有価証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めています。

また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものに限定するなど、適正な運用・管理を行っています。

② 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する手法

当金庫は、「標準的手法」を採用しています。

③ 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に沿った適正な処理を行っています。

④ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、R&I、JCR、Moody's、S&Pの4機関とし、原則として、国内エクスポージャーはR&IとJCR、国外エクスポージャーはMoody'sとS&Pを使用しています。

(4) 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理

銀行勘定における出資等または株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価、及びVaR(最大予想損失額)によるリスク計測によって把握するとともに、リスク限度枠、損失限度枠の遵守状況等をALM委員会及び常務会に諮り投資継続の是非等を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。

また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けています。なお、取引にあたっては「資金運用規程」等に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

非上場株式、子会社株式に関しても、前述の規程等に基づいた厳格な運用・管理を行っており、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に沿った適正な処理を行っています。

(5) 金利リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続きの概要

(ア) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクとして定義されますが、当金庫においては、双方ともに定期的な計測・評価を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。

具体的には、開示告示で定められた金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク、BPV及びVaR(最大予想損失額)の計測や、新商品の導入による影響などを統合サブシステムや証券会社システムを活用して定期的に計測を行い、ALM委員会で協議・検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動とした上で管理を行っており、金利リスク計測の対象範囲は金融商品に関する会計基準で定義される金融資産・負債のうち、預金、貸出金、預け金、有価証券など、主として金利・期間を有する金利感応資産・負債としています。

(イ) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

リスク限度額やモニタリング手法など金利リスクの管理手法については、半期毎または必要に応じてALM委員会等において協議・検討を行い、統合的リスク管理及び市場リスク管理計画の一部として策定し、常務会で承認を得ています。

期中においては、リスク管理部がリスクの状況をモニタリングし、定期的にALM委員会及び常務会に報告し、業務運営の方向性ととも、各種施策及びコントロールについての協議・検討を行っています。

(ウ) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては毎月末日を基準日として月次ベースで、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次ベースで計測しています。

(エ) ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当金庫では、デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づくヘッジ方針のもと、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対して適用し、リスクの削減・管理を行うものとしています。

② 金利リスク算定手法の概要

(ア) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

2021年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.17年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としています。

(c) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金として定義されます。

- 当金庫では、金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使用して人格グループ別等の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に計測することで実質的な満期を計測しております。また、推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等も併せて行っております。
- (d) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
貸出の期限前償還率、定期預金の期限前解約率については、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。
- (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
当金庫では、保守的に通貨別に算出した金利リスクの正值のみを単純合算し、通貨間の相関等は考慮していません。
- (f) スプレッドに関する前提
割引金利の相関やスプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- (g) 内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
 Δ EVEは、キャッシュフローを展開した上で計測しており、コア預金モデルのパラメータ値の見直しなどにより重大な影響を受けます。
一方、 Δ NIIIは、リスクフリーレートに対する預貸金指標金利の追随率の見直しなどにより重大な影響を受けます。
- (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE及び Δ NIIIの開示にあたり、その算定方法等については特段の変動はありません。
- (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当金庫の Δ EVEは、監督上の基準値(20%)を若干超過する状況にありますが、金利リスクを含む統合的なリスク管理上においては、特段問題のない水準であると認識しています。
- (イ) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- (a) 金利ショックに関する説明
当金庫では、主としてVaR(バリュー・アット・リスク)を用いて金利リスクによる時価変動額を算定しており、VaRの算出にあたっては、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
- (b) 金利リスク計測の前提及びその意味
銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する分散共分散法を採用し、観測期間を5年間、信頼区間を99%、保有期間を6ヵ月として算出しています。

「IRRBB」とは

「Interest Rate Risk in the Banking Book(銀行勘定金利リスク)」の略で、一定の金利水準変動により、金融機関の資本・損益に対して生じるリスクをいい、パーゼル規制では、金利リスクの計測・管理等を金融機関が行い、監督当局が当該取組み内容を検証・監督する枠組みをいいます。

「 Δ (デルタ)EVE」とは

「Economic Value of Equity」の略で、IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショック(上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下)により計算されるものをいいます。(経済価値ベースの金利リスク指標)

「 Δ (デルタ)NIII」とは

「Net Interest Income」の略で、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショック(上方パラレルシフト、下方パラレルシフト)により計算されるものをいいます。(収益ベースの金利リスク指標)

「VaR」とは

「Value at Risk(バリュー・アット・リスク)」の略で、過去の一定期間(観測期間)の変動データに基づき、将来のある一定期間(保有期間)のうちに、ある一定の確率(信頼区間)の範囲内で被る可能性のある最大損失額を統計的手法により推計した値をいいます。

「BPV」とは

「Basis Point Value(ベース・ポイント・バリュー)」の略で、全ての期間の金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表し、金利リスク指標のひとつです。

5. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、日々の資金繰りや緊急時の資金需要に対応するために、資金繰りの状況の逼迫度に応じて、平常時、懸念時及び危機時の3段階に区分し、それぞれの区分に応じた管理方法及び対応方法を定めており、流動性の確保に配慮した資金運用に努めています。

6. オペレーショナル・リスク管理

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる分)及び金融機関自らがオペレーショナル・リスクと定義したリスク(自己資本比率の算定に含まれない分)をいいます。

当金庫では、具体的に、事務リスク、システムリスク以外に法務リスク、評判リスク、人的リスク、有形資産リスクをオペレーショナル・リスクとして定義し、これらのリスク管理の重要性を認識するとともに、関係部署と連携を図りながら管理態勢の整備・強化に努めています。

また、オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスク顕現化の未然防止及び発生時における影響度の極小化に努めています。

(2) 事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正によって損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、ミスや不正を防止するために、「事務取扱規程」を基本規程として関連の各種規程等を遵守した厳正な事務処理に努め、内部監査による定期的な検証を行うなど、相互牽制態勢の整備・強化に取り組むとともに、事務指導や研修等を通じ、本部と営業店が一体となって事務レベルの向上に努めています。

(3) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ等の情報システム機器の障害や誤作動、システムの不具合、不正利用等により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、基幹システムに、「信金共同オンラインシステム」を採用しています。同システムは、機器や設備等に十分な安全対策を講じています。

さらに、オンラインや個別業務システム等の使用に関して、厳格なルール適用や内部監査等によってトラブルや不正の防止に努めるとともに、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

(4) その他のリスク管理

その他のリスクについては、顧客保護等管理方針を定め、①顧客に対する適切かつ十分な説明、②相談・苦情等の適切な処置、③顧客情報の適切な管理、

④外部委託業務の的確性及び顧客情報・対応の適切性の確保、⑤利益相反取引の適切な管理等について、各種会議・研修等を通じて、役職員に繰り返し周知するなど、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備・強化に努めています。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり「基礎的手法」を採用しています。

また、計測したリスクについては、ALM委員会等の各種委員会において協議・検討し、必要に応じて常務会、理事会に諮るなど経営陣に報告する態勢を整備しています。

当金庫の方針・指針

顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、顧客保護等管理に係る基本方針を以下のとおりとし、役職員に周知徹底します。

- (1) お客さまとの取引に関しては、お客さまが当金庫の商品やサービス等を自らの意思に基づいて選択・活用していただけるよう商品知識の習得に努め、正確かつ適切な情報を提供するとともに、お客さまに理解し納得していただけるよう法令等に基づいた適切な勧誘・説明を行います。
- (2) お客さまからのご相談や苦情には、真摯な姿勢で適切かつ十分に対応するとともに、お客さまの満足度向上に向けて、お客さまの視点に立った業務のあり方を検討し改善に努めます。
- (3) お客さまに関する情報は、法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため、必要かつ適切な措置を講じることにより安全に管理します。
- (4) お客さまとの取引に関して、当金庫の業務を外部(当金庫以外)に委託する場合は、その業務を適切に遂行できる能力を有する委託先に限定するとともに、お客さまの情報その他の利益を保護するために、定期的または必要に応じてモニタリングを実施するなど委託先を適切に管理します。
- (5) お客さまとの取引に関しては、利益相反管理態勢を確立し、当金庫またはグループ会社による取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に管理します。

■本方針において「お客さま」とは、「当金庫で取引されている方および今後取引を検討されている方」をいいます。

■本方針において「取引」とは、与信取引、預金取引、金融商品の販売・仲介・募集等に係る全ての取引をいいます。

2. 当金庫は、顧客保護等管理に関し、必要な内部管理規程等を制定するとともに、組織体制を整備し、お客さまの視点に立った業務運営が確保できるよう、たゆまぬ改善活動に努めます。

なお、顧客保護等管理方針に関するご意見・ご不明な点については、右記までお申し出ください。

【お問い合わせ窓口】

但陽信用金庫 個人営業推進部

住所:〒675-0064 加古川市加古川町満之口772 電話番号:(フリーダイヤル)0120-200-707

受付時間:平日 午前9時~午後5時

Eメール:tanyo@tanyo.shinkin.co.jp

(2017年10月改訂)

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、経営理念に基づき、ミッション(私たちの使命)として地域の持続的発展に貢献し地域になくならない金融機関を目指すことを掲げ、これらを実践するため金融業務は勿論、地域・お客さまが求められるあらゆるニーズにお応えするため、「よろず相談所」但陽信用金庫を標榜しています。

また、これらの方針のもと、お客さまの資産形成・資産運用におけるお客さま本位の取組みを実践するため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定し公表します。お客さまにとって、より質の高い金融サービスとコンサルティング機能の発揮に努め、より一層お客さまの信頼に応えてまいります。

1. お客さま一人ひとりに最も適した金融サービスの提供

- ・お客さまの最善の利益を図るために、お客さま本位の業務運営に努めます。
- ・お客さまに対して誠実・公正な業務を行い、これらの業務運営が企業風土として定着するよう努めます。
- ・お客さまの資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズを正確に把握し、お客さまにふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等に努めます。

2. 利益相反行為の適切な管理

- ・お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当金庫が定める「利益相反管理規程」にのっとり適切に管理します。

3. 手数料等の明確化

- ・お客さまが負担される手数料その他費用の詳細については名目を問わず、その手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、お客さまに十分理解頂けるよう情報提供をします。

4. 重要な情報の分かりやすい提供

- ・金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報については、お客さまに十分理解頂けるよう分かりやすく提供します。

5. お客さま本位の業務運営の実践に向けた態勢整備と人材育成

- ・お客さま本位の業務運営の実践を推進するため、研修体制の充実と職員の資質向上に努めます。
- ・お客さま本位の業務運営の営業活動を適切に評価するため、業務評価のあり方を定期的に見直しします。

(2018年8月制定)

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引に当たり、本方針および当金庫が定める庫内規程等に基づき、お客さまの利益が不当に害される恐れのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)することによりお客さまの利益を保護するとともに、地域社会からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害される恐れがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害される恐れのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)上記①から③のほか、お客さまの利益が不当に害される恐れのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることで管理します。
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反の恐れのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性を定期的に検証します。

(2017年9月改訂)

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次の事項を遵守します。

1. 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引開始前の事前審査、既存取引の見直しによる中間管理、反社会的勢力と判明した取引先との関係を解消する態勢を確立・強化します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対しては、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等により断固とした態度で対応します。
3. 反社会的勢力に対して、当金庫単体での取引だけでなく、他社(信販会社等)との提携による金融サービスの提供なども含め、資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放県民センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(2021年2月改訂)

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)(の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、同施行令(平成28年政令第507号)、同施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)、(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および個人情報保護に関する法律についてのガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報保護に関する関係諸法令等を遵守し、個人情報の目的外利用等の不適切な利用を防止するとともに、その継続的な改善と適切な苦情処理に努めます。 2019年4月1日 但陽信用金庫

I. 個人情報、個人データ、保有個人データとは

- 個人情報とは、生存する個人に関する次の情報をいいます。
 - (1)文書、図画、電磁的記録等に記録された氏名、生年月日その他の情報により、特定の個人が識別できるもの
 - (2)次に掲げる個人識別符号を含むもの
 - ①特定の個人の身体の一部の特徴を、コンピュータでできるように変換した文字、番号、記号その他の符号で、特定の個人を識別できるもの(DNAの配列等)
 - ②個人がサービスを利用する際や商品を購入する際に個人を識別できるように割り当てられたカードやその他に記載された文字、番号、記号その他の符号(個人番号、運転免許証番号等)
- 個人データとは、個人情報等をコンピュータやカード等により一定の法則でならべることにより、検索が可能な状態に構成されている個人情報の集合体(個人情報データベース)を構成する個人情報をいいます。
- 保有個人データとは、当金庫が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供ができる個人データで、これらから、法令で定められた、その存在が明らかになることよって公共の利益が害されるもの、6か月以内に消去するものを除いたものをいいます。

II. 個人情報の取得・利用目的について

- 個人情報の取得

当金庫は、次によりお客様の個人情報を取得します。

 - (1)当金庫、金融業務の適切な運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などに加え、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況などの個人情報取得します。また、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
 - (2)当金庫は、お客様の個人情報は、次の事項から取得しています。
 - ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ②営業店窓口係や得意先係等が店頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④各地手形交換所等の共同利用者や、個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報
- 個人情報の利用目的

当金庫は、次の業務および利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。取得した個人情報は、お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合を除いて、第三者に開示することはありません。

 - (1)業務の内容
 - ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
 - ②貸付販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により当金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
 - ③その他当金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後、取扱いが認められる業務を含む。)
 - (2)利用目的

当金庫は、当金庫および当金庫の関連会社や、提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用します。

 - ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
 - ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ⑥与信事業に際して個人情報を加算する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑦他の事業者等から個人情報等の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧お客様等との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪提携会社等の商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑫各種お取引の解約やお取引後の事後管理のため
 - ⑬団体信用生命保険の加入業務等を円滑に遂行するため
 - ⑭保証会社が与信判断、与信後の管理、市場分析等、適切な業務遂行にあたり、必要な情報を保証会社に提供するため
 - ⑮債権譲渡先が債権管理等適切な業務遂行にあたり、必要な情報を債権譲渡先に提供するため
 - ⑯その他、お客様等とお取引を適切かつ円滑に履行するため

なお、当金庫は、特定の個人情報利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用しません。

III. 法令等による利用の制限等

- 信用金庫法等による制限
 - (1)当金庫は、信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - (2)当金庫は、信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外に利用・第三者提供いたしません。
- 個人番号の利用制限

当金庫は、お客様の個人番号は、次の目的以外には利用しません。

 - (1)出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - (2)金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - (3)金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - (4)金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - (5)国外送金取引等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - (6)非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - (7)教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - (8)預・積金口座付番に関する事務のため
- 要配慮個人情報および機微に係る情報の利用の制限(機微情報等)

当金庫は、人種、犯罪の経歴、信条、病歴、身体障がい、知的障がい、精神障がい、健康診断等の結果、医師等による保健指導・診療・調剤等および社会的身分、犯罪による被害、刑事事件に関する手続、少年の保護事件に関する手続、労働組合への加盟、門地、本籍地、性生活に係る要配慮個人情報および個人の機微に係る情報は、次の場合以外には利用または第三者提供をしません。

 - (1)法令等に基づく場合
 - (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要がある場合
 - (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - (5)源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等の情報を取得・利用または第三者提供する場合

- (6)相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (7)保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、お客様の同意に基づき業務遂行上、必要な範囲で情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (8)機微情報に該当する生体認証情報をお客様の同意に基づき、ご本人の確認に用いる場合

4. ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、口座を開設された営業店または、下記の【個人情報に関する相談窓口】までお申し出ください。

IV. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。お客様におかれましては、住所、氏名等に変更・訂正等がございましたら、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

V. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

1. 当金庫は、お客様ご本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
2. 当金庫は、お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
3. お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
4. 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、各営業店店長または下記の【個人情報に関する相談窓口】までお申し出ください。必要な手続についてご案内させていただきます。

VI. 個人情報等の安全管理等について

当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

1. リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。
2. クッキーについて
 - ・当金庫は、ヤフー株式会社をはじめとする第三者が提供する広告配信サービスを利用する場合があり、ユーザーが対象ウェブサイトを訪問された場合の訪問・行動履歴情報等(以下「クッキー」といいます。)を取得、利用している場合があります。
 - ・当該第三者によって取得されたクッキー情報・広告識別子等は、当該第三者のプライバシーポリシーに従って取り扱われます。
 - ・ユーザーは、以下の方法にて、当該第三者によるクッキー情報・広告識別子等の広告配信への利用を停止できます。

<ブラウザの場合>
当該第三者のウェブサイトに設けられたオプトアウトページにアクセス

<アプリの場合>
利用端末の広告識別子設定画面にアクセス
※詳しい設定方法は、各端末のOSを提供しているApple社、Google社などの案内をご確認ください。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客様がウェブページを利用された際に、ブラウザとサーバーとの間で送受信した利用履歴や入力内容などを、お客様のコンピュータにファイルとして保存しておく仕組みです。次回、同じページにアクセスすると、クッキーの情報を覚えて、ページの運営者がお客様ごとに表示を変えたりすることができます。お客様がブラウザの設定でクッキーの送受信を許可されている場合、ウェブサイトは、ユーザーのブラウザからクッキーを取得できます。なお、お客様のブラウザは、プライバシー保護のため、そのウェブサイトのサーバーが送受信したクッキーのみを送信します。

VII. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

1. キャッシュカード発行・発送に関わる事務
2. 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
3. ダイレクトメール発送に関わる事務
4. 情報システムの運用・保守に関わる業務

VIII. 個人情報の共同利用について

当金庫および当金庫子会社では、お客様へより良いサービスを提供するために、お客様からご提供いただいた個人情報を業務に必要な範囲内において共同利用いたします。共同利用する個人情報の項目等は以下の通りです。

1. 共同利用する個人情報(個人データ)の項目

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、フックシミリ番号、ご家族情報、職業および勤務先、勤続年数、年収、資産・負債に関する情報、顧客番号、口座番号、預金残高、融資残高、取引履歴情報、その他取引内容に関する情報等(これらの情報に変更があった場合は、変更後の情報も含みます。)
2. 共同利用者の範囲

当金庫および当金庫が出資する「但陽ビジネスサービス株式会社」
3. 個人情報(個人データ)の利用目的

各種サービスの円滑運営(運行)のための業務処理・管理・輸送・警備等
4. 個人情報(個人データ)の管理について責任を有する者の名称 但陽信用金庫

IX. 別頁に掲載する個人情報の取扱いについて

1. 保有個人データの開示請求等の手続き

保有個人データの開示、訂正、利用停止、抹消に関する手続内容を掲載しています。
2. 不渡情報および支払不能情報の共同利用についてのお知らせ

手形・小切手に係る不渡情報および、でんざい取引に係る支払不能情報の共同利用について、利用方法、利用範囲等の内容を掲載しています。
3. 個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の共同利用について

個人信用情報機関、情報の内容、提供、利用方法等についての内容を掲載しています。なお、上記IX1~3の詳細内容につきましては、当金庫ホームページをご参照ください。

X. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情申し立てに適切に取り扱います。なお、当金庫の個人情報取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の個人情報に関する相談窓口までご連絡ください。

個人情報に関する相談窓口

但陽信用金庫 事務部 個人情報相談係
住所：〒675-0063 加古川市加古川町平野367
電話番号：(フリーダイヤル) 0120-380-005
FAX：079-423-0902 受付時間：平日 午前9時～午後5時
Eメール：jimubu@tanyo.shinkin.co.jp

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

(注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関して本勧誘方針を準用いたします。

【お問い合わせ窓口】

お取引店の支店長 もしくは
但陽信用金庫 個人営業推進部
住所：〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 772
電話番号：(フリーダイヤル) 0120-200-707
受付時間：平日 午前9時～午後5時 Eメール：tanyo@tanyo.shinkin.co.jp

(2019年10月改訂)

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険商品をお取り扱いできません。
 - ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方を被保険者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ・ 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ・ 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ① 診断等給付金(一時金形式)：1 疾病事故につき100万円
 - ② 診断等給付金(年金形式)：月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】
※合計1万円
 - ④ 疾病手術等給付金：1 疾病事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただく場合がございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。保険契約に関する苦情・ご相談等は、取扱営業店または下記窓口にて承ります。
- 当金庫の商品選択基準・推奨の説明に関する方針
当金庫では、取扱商品から募集人が予め定めた推奨基準・理由に基づき選択した商品を提案する場合は、その基準・理由を適切にご説明いたします。

【お問い合わせ窓口】

但陽信用金庫 個人営業推進部
住所：〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 772
電話番号：(フリーダイヤル) 0120-200-707
受付時間：平日 午前9時～午後5時 Eメール：tanyo@tanyo.shinkin.co.jp

(2019年10月改訂)

地域金融円滑化のための基本方針(金融円滑化基本方針)

当金庫は、地域の事業者および個人のお客様に必要な資金を円滑に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の事業者および個人のお客様に対して必要な資金を円滑に供給することや、地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命の一つです。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えておられる問題を十分に把握しううえで、その解決に向けて真摯に取り組んでいきます。

2. 地域金融円滑化のための態勢整備

当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っています。

- 「金融円滑化統括管理責任者」「金融円滑化管理責任者」等を配置しています。
- 「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」等を策定し、金庫全体に周知しています。
- 本部および全営業店に、返済条件の変更についての相談窓口を設置しています。

【お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うための態勢整備】

- ・ 当金庫は、「経営相談部」と営業店が連携して、お客様の経営相談・改善支援にきめ細かく真摯に取り組んでいます。また、平成24年11月5日に「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」として認定を受けており、認定支援機関として地域の事業者に対して、補助金申請支援、創業支援、販路開拓支援を始めとした経営支援業務に積極的に取り組んでいます。

【経営者保証に関するガイドライン】に基づく適切な対応の実施】

- ・ 当金庫は、平成26年2月1日から適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを遵守するための体制を整備し、適切な対応に努めています。また、お取引先事業所および保証人(経営者等)の保証契約に関しても、本ガイドラインを遵守・尊重し、誠実に対応するよう努めています。

【お客様の事業価値を見極める能力「企業を見る目」を向上させるための研修等の実施】

- ・ 当金庫は、営業店職員を対象に、定性的な非財務情報の適正な評価等の「企業を見る目」養成と本業支援のためのヒアリングスキル向上を目的とした実践型の「知的資産経営報告書」等作成研修を継続的に実施しています。

【当金庫の重点取組】

- ・ 経営相談部が営業店と連携し、お取引の皆様に「安心」を提供するため、取引先事業所を広くリストアップし、必要な先に対しては積極的な経営相談・経営改善支援を行っています。
- ・ 取引先事業所が保有する「強み」や「課題」を共有し、その経営課題解決に向けた本業支援(各種事業サポート)に積極的に取り組んでいます。

1. 「知的資産経営」への取組み支援

「知的資産経営セミナー」および「経営レポート作成セミナー」を継続的に開催し、お取引先の取組みを支援しています。

2. 「各種専門家派遣」

取引先事業所の課題解決に向けた本業支援として、中小企業庁の「ミラサボ」等を活用した各種専門家派遣に積極的に取り組んでいます。

3. 「川上・川下ビジネスネットワーク事業」

一般社団法人兵庫県信用金庫協会が主催する「川上・川下ビジネスネットワーク事業」に参画し、取引先の販路開拓(ビジネスマッチング)等を支援しています。

4. 「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」

公益財団法人ひょうご産業活性化センターの「ひょうご中小企業技術・経営力評価制度」を活用し、取引先が保有する技術や経営力の評価に役立てています。

5. 「各種セミナーの開催」

販売促進、医療・介護、事業承継などに関する各種セミナーを開催しています。

6. 「各種事業サポート」

その他、取引先事業所の課題解決に向けて、中小企業庁をはじめとする公的機関の各種支援事業にも積極的に取り組んでいます。
・ 定性的な非財務情報の適正な評価を行うため、情報収集・蓄積・活用に向けた独自の「企業概要カード」や「情報収集履歴」「課題把握シート」の整備・活用を行っています。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様より、貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めています。

4. 苦情相談窓口

貸付条件(事業資金・住宅資金)の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

【お問い合わせ窓口】

但陽信用金庫 経営相談部
住所：〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 772
電話番号：(フリーダイヤル) 0120-200-707
受付時間：平日 午前9時～午後5時 Eメール：tanyo@tanyo.shinkin.co.jp

(2018年5月改訂)

当金庫は、お客さまからの苦情・トラブル・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または個人営業推進部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

但陽信用金庫 個人営業推進部

住 所	〒675-0064 加古川市加古川町溝之口 772
T E L	フリーダイヤル 0120-200-707
受付時間	平日9:00～17:00(信用金庫営業日)
受付媒体	電話、手紙、面談 Eメール:tanyo@tanyo.shinkin.co.jp

※お客さまの個人情報等は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほか、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記個人営業推進部にご相談ください。

全国しんきん相談所(一般社団法人 全国信用金庫協会)

住 所	〒103-0028 東京都中央区八重州 1-3-7
T E L	03-3517-5825
受付日・時間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 兵庫県弁護士会及び東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、個人営業推進部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

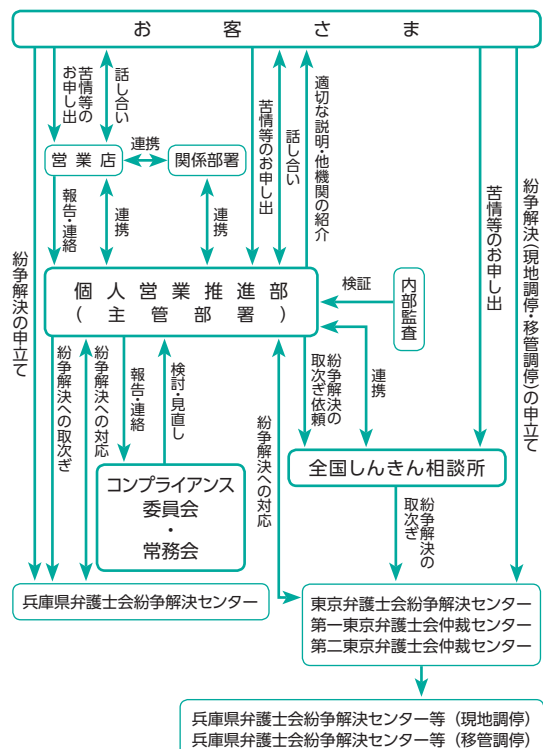
名称	兵庫県 弁護士会 紛争解決 センター	東京 弁護士会 紛争解決 センター	第一東京 弁護士会 仲裁 センター	第二東京 弁護士会 仲裁 センター
住所	〒650-0016 神戸市中央区 橋通1-4-3 兵庫県弁護士 会館内	〒100-0013 東京都 千代田区 霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都 千代田区 霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都 千代田区 霞が関 1-1-3
TEL	078-341-8227	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日	月～金 (祝日、お盆、 年末年始除く)	月～金(祝日、 年末年始除く)	月～金(祝日、 年末年始除く)	月～金(祝日、 年末年始除く)
受付 時間	午前10時 ～午後5時	午前9時30分～正午 午後1時～午後3時	午前10時～正午 午後1時～午後4時	午前9時30分～正午 午後1時～午後5時

6. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等は、東京都以外のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫 個人営業推進部にお尋ねください。

- (1) 現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システムを用いて、共同して紛争の解決にあたります。例えば、お客様は、兵庫県弁護士会の紛争解決センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人と面談で、東京三弁護士会の調停人とテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。
- (2) 移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の紛争解決センター等に案件を移管し、当該弁護士会の紛争解決センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応
当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者を置くとともに、個人営業推進部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び個人営業推進部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を個人営業推進部もしくは関係部署から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができ、その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応を実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



(2017年3月 改訂 3月実施)



創業当時の生野信用組合



姫路支店開店時(昭和41年3月)



創業50周年「但陽会館」新築(昭和50年12月)



預金総額1,000億円達成(昭和57年12月)



本店を生野町から加古川市へ移転(昭和63年5月)



本店(加古川市)



預金総額3,000億円達成記念旅行(平成8年11月)



本店別館(加古川市)



預金総額7,000億円達成記念旅行(平成28年11月)

沿革

大正15年	6月	産業組合法による有限責任生野信用組合設立	4月	ICキャッシュカード発行開始
昭和22年	8月	産業組合法による保証責任生野町信用購買利用組合設立	5月	創業80周年記念誌発行
27年	3月	信用金庫法による信用金庫に改組し、名称を但陽信用金庫と決定	20年	2月 全店にAED(自動体外式除細動器)設置
44年	3月	預金総額100億円達成	8月	「リノベーション委員会」を「地域密着型金融推進委員会」に名称変更
47年	11月	日本銀行蔵入代理店事務取扱開始	21年	1月 「ゆうちょ銀行」との振込取扱開始
48年	4月	城北支店事務センターを新設	7月	「高齢者取引対策委員会」を設置
50年	12月	「但陽会館」新築	22年	10月 預金総額6,000億円達成
52年	5月	加古川本部を新設	23年	6月 「当金庫の多重債務者問題への取組み」が金融担当大臣より顕彰
53年	7月	オンライン稼働(当座、普通)	24年	11月 中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定
	11月	両替商業事務取扱開始	25年	2月 でんさいネット取扱開始
57年	12月	預金総額1,000億円達成	4月	オンラインシステムが一般社団法人しんきん共同センターへ統合
58年	5月	融資オンラインスタート	26年	2月 「第11回企業フィナンソロピー賞」受賞
61年	12月	貸出金総額1,000億円達成	3月	但陽会館東館(宿泊棟)完成
63年	5月	本店を生野町から加古川市へ移転、旧本店を生野支店とする	4月	「融資審査会」を設置
平成元年	10月	平野事務センター完成	27年	4月 「地域創生部」を新設
	2年	5月 共同オンラインスタート	11月	加古川税務署より「優良申告法人」の表敬
	9月	預金総額2,000億円達成	28年	5月 預金総額7,000億円達成
3年	1月	サンデーバンキング取扱開始	6月	創業90周年
7年	11月	日本銀行と貸出取引開始	29年	1月 「神河町のお茶園継業セットアップ事業」が地方創生に資する特徴的な取組事例として地方創生担当大臣より表彰
	12月	但陽会館新館竣工	2月	「総合企画部」「融資管理部」を新設
8年	4月	預金総額3,000億円達成	6月	預貸和1兆円達成
	5月	貸出金総額2,000億円達成	31年	2月 営業エリア内の自治体・商工団体との「地域創生に関する包括連携協定」締結を完了
	11月	渉外支援システム導入	令和元年	6月 大阪国税局長より、納税道義の高揚への貢献について「感謝状」を拝受
10年	10月	休日相談コーナー開設	8月	「職員相談室」を新設
11年	1月	「コンプライアンス委員会」設置	9月	「但陽美術館別館」開館
	9月	モバイル・バンキングサービスを開始	11月	「個人営業推進部」「事業所営業推進部」「経営相談部」を新設
12年	1月	NPO法人但陽ボランティアセンター設立	令和2年	2月 「緊急特別融資(コロナウイルス対応)」創設
	7月	「ALM委員会」設置	3月	「新型コロナウイルス対応」相談窓口の設置
	10月	但陽ビジネスサービス(株)設立	4月	「たんようSDGs宣言」を公表
13年	2月	預金総額4,000億円達成	4月	預金総額8,000億円達成
	3月	テレホンバンキングサービス開始	5月	第23回「信用金庫社会貢献賞」において「会長賞」を受賞
	4月	保険窓口販売取扱開始	6月	貸出金総額3,000億円達成
	10月	確定拠出年金業務取扱開始	10月	「たんよう赤十字奉仕団」の結成
14年	2月	本店別館増築竣工	11月	加古川税務署長から優良申告法人として「表敬状」を拝受
	11月	インターネットバンキングスタート	11月	朝来市「特別功労賞」を受賞
15年	2月	個人向け国債取扱開始	12月	預金総額9,000億円達成
	4月	新渉外支援システム開始(PDA)	令和3年	1月 窓口扱い本支店間振込手数料を有料化
	7月	「リノベーション委員会」設置		
16年	6月	法人インターネットバンキング取扱開始		
17年	4月	本部組織の一部変更(監査部)		
	6月	「よろず相談室」を新設		
18年	3月	ATMによる通帳繰越取扱開始		
	4月	預金総額5,000億円達成		
	11月	本支店間振込手数料の無料化開始		
19年	3月	ATM利用手数料の無料化開始		
	3月	「コンプライアンス室」を新設		

店舗の新設等

昭和26年	9月	栗賀支店
27年	12月	中川支店
30年	8月	甘地支店
33年	4月	寺前支店
35年	9月	香呂支店
38年	5月	福崎支店
41年	3月	姫路支店
42年	12月	朝来支店 (△中川支店)
44年	10月	城北支店
45年	12月	高砂支店
47年	9月	△寺前支店
	11月	土山支店
50年	4月	姫路南支店
51年	12月	加古川支店
53年	9月	別府支店
55年	3月	姫路西支店
	12月	東加古川支店
57年	3月	加古川駅前支店
58年	3月	北野支店 (◇東加古川支店)
	9月	加古川東支店
59年	5月	○福崎支店新築
	6月	高砂中央支店
	9月	大塩支店
61年	5月	本荘支店
62年	9月	加西支店
63年	5月	生野支店(◇本店) △加古川駅前支店 ○本店 平野支店 (◇加古川支店)
	10月	溝口支店
平成2年	10月	姫路灘支店
3年	10月	神野支店
4年	12月	高砂西支店
6年	10月	稲美支店
10年	3月	北野支店新築
	11月	姫路東支店
11年	7月	寺前支店
12年	5月	高砂支店新築
	11月	姫路南支店新築
13年	12月	尾上支店
14年	6月	別府支店増改築
18年	11月	○栗賀支店新築
19年	3月	姫路北支店
20年	12月	勝原支店
22年	11月	城西支店
24年	4月	飾磨支店
25年	1月	姫路支店新築
28年	10月	○朝来支店新築
29年	5月	和田山支店

(注) (◇)名称変更、(○)移転、(△)廃止

出張所(店外ATM)の新設等

昭和57年	4月	寺前駅前出張所(栗賀)
	9月	JR溝口駅出張所(香呂)
61年	1月	姫路聖マリア病院出張所(香呂)
63年	2月	グリーンプラザべふ出張所(別府)
	11月	加古川市役所出張所(本店)
	12月	大塩駅前出張所(大塩)
平成1年	9月	△JR溝口駅出張所
2年	10月	公立神崎総合病院出張所(栗賀)
	11月	ドライブインながさわ出張所(土山)
	12月	国立姫路病院出張所(姫路)
5年	4月	コープ白浜出張所(姫路灘)
	12月	加古川市民病院出張所(本店)
6年	4月	ライフ福崎出張所(福崎)
	10月	神鋼加古川病院出張所(別府)
7年	2月	JR福崎駅出張所(福崎)
	8月	ジョイパーク加古川出張所(本店)
10月	マックスバリュ豊富出張所(香呂)	
8年	2月	マックスバリュ市川出張所(甘地)
	3月	ヤマトヤシキ加古川店カピル出張所(本店)
	9月	△ロイヤルホームセンター加古川出張所(別府)
	9月	マックスバリュ今福出張所(尾上)
9年	2月	加古川市役所職員出張所(本店)
	3月	東加古川駅前出張所(加古川東)
	11月	マルアイ野口出張所(平野)
10年	2月	加古川石守ショッピングタウン出張所(北野)
	5月	アスパ高砂出張所(高砂中央)
	6月	トーホー大塩出張所(大塩)
	10月	加古川総合文化センター出張所(北野)
	12月	コープ砥堀出張所(城北)
	12月	モリス高砂米田出張所(高砂)
11年	2月	マックスバリュ安田出張所(本店)
	2月	マルアイ伊保出張所(高砂西)
	2月	加古川中津出張所(本店)
	3月	マックスバリュ友沢出張所(本店)
	4月	ヤマダストアー花田出張所(姫路東)
	7月	甲南加古川病院出張所(神野)
	8月	ショッピングコートピノ高砂出張所(高砂中央)
	11月	朝来ショッピングモールアルパ出張所(朝来)
12年	2月	△大塩駅前出張所
	3月	マルアイ浜の宮出張所(別府)
	6月	マックスバリュ町田出張所(姫路西)
	6月	マックスバリュ香寺出張所(香呂)
	6月	マルアイフエルト出張所(姫路)
	7月	コープ播磨出張所(本荘)
	7月	マルアイ城北出張所(城北)
	7月	マックスバリュ加古川南出張所(加西)
	8月	△国立姫路病院出張所
	8月	姫路医療センター出張所(姫路)
	9月	イオン土山出張所(土山)
	10月	トーホー曾根出張所(高砂西)
	11月	コープ田寺出張所(姫路)
	11月	コープ稲美出張所(稲美)
	12月	的形出張所(大塩)
13年	2月	マックスバリュ水足出張所(北野)
	3月	マックスバリュ御国野出張所(姫路東)
	6月	JR加古川駅ハート・イン出張所(本店)
	6月	JR姫路駅ハート・イン出張所(姫路南)
	7月	イーグレひめじ出張所(姫路)
	8月	トーホー高砂出張所(高砂中央)
	11月	姫路赤十字病院出張所(姫路西)
	11月	姫路亀山出張所(飾磨)
	11月	△ドライブインながさわ出張所
14年	4月	△コープ白浜出張所
	4月	マルアイ城の宮出張所(土山)
	5月	△寺前駅前出張所
	5月	マックスバリュ岡田出張所(城西)
	5月	マルアイ辻井出張所(姫路北)
	11月	ヤマトヤシキ加古川店出張所(本店)
	11月	△ヤマトヤシキ加古川店カピル出張所
	12月	イオンタウン加古川西出張所(高砂)
15年	1月	姫路循環器病センター出張所(城西)
	3月	アステアかさい出張所(加西)
	4月	大手前出張所(姫路)
	6月	マルアイ木村出張所(本店)
	11月	○東加古川駅前出張所(加古川東)
	12月	イオン宮西出張所(姫路)
16年	10月	△ロイヤルホームセンター加古川出張所
	10月	マルアイ色出張所(別府)
	11月	イオンモール姫路大津出張所(勝原)
17年	5月	ディオ明石出張所(土山)
	6月	△モリス高砂米田出張所
	10月	マックスバリュ宝殿出張所(高砂)
18年	3月	県立加古川病院出張所(平野)
	6月	県立総合リハビリセンター出張所(土山)
	7月	マルアイ東加古川出張所(加古川東)
	11月	神河中村出張所(栗賀)
19年	2月	マックスバリュ書写出張所(姫路北)
	2月	マックスバリュ安室出張所(姫路北)
	8月	マックスバリュ稲美出張所(稲美)
	10月	△マルアイ城北出張所
	10月	マルアイ広峰出張所(城北)
	11月	マックスバリュ英賀保出張所(飾磨)
	12月	マックスバリュ青山出張所(姫路西)
	12月	ヤマダストアー青山出張所(姫路西)
20年	4月	マルアイ広畑出張所(勝原)
	5月	エスタ和田山出張所(和田山)
	8月	△加古川中津出張所
	10月	イオンタウン姫路別所出張所(姫路東)
	10月	イオンモール加西北条出張所(加西)
21年	1月	イオンタウン野口出張所(平野)
	2月	マルナカ広畑出張所(勝原)
	10月	△県立加古川病院出張所
	11月	県立加古川医療センター出張所(北野)
22年	4月	イオンタウン東加古川出張所(土山)
	4月	マックスバリュ西今宿出張所(城西)
	6月	ニッケパークタウン出張所(本店)
23年	2月	イオンタウン姫路出張所(姫路南)
	4月	△加古川市民病院出張所
	4月	加古川西市民病院出張所(本店)
	4月	△神鋼加古川病院出張所
	4月	加古川東市民病院出張所(別府)
	5月	コープ神吉出張所(高砂)
	9月	マックスバリュ東山出張所(姫路灘)
	11月	イオン姫路出張所(城北)
24年	2月	△ショッピングコートピノ高砂出張所
	6月	△県立総合リハビリセンター出張所
	9月	△加古川市役所職員出張所
25年	8月	△ジョイパーク加古川出張所
	9月	△甲南加古川病院出張所
26年	3月	△マックスバリュ御国野出張所
	3月	ヤマダストアー阿弥陀出張所(高砂西)
	5月	マックスバリュ溝口出張所(溝口)
	9月	マルアイ八幡出張所(神野)
	10月	マルアイ南備後出張所(本店)
27年	1月	朝来市役所出張所(和田山)
	11月	△JR加古川駅ハート・イン出張所
28年	2月	△JR姫路駅ハート・イン出張所
	2月	フレッシュバザール和田山玉置出張所(和田山)
	4月	BiVi土山出張所(本荘)
	5月	朝来医療センター出張所(和田山)
	6月	△加古川東市民病院出張所
	6月	△加古川西市民病院出張所
	7月	加古川中央市民病院出張所(本店)
	10月	△朝来ショッピングモールアルパ出張所
	10月	新井出張所(朝来)
29年	8月	△加古川総合文化センター出張所
	10月	△マックスバリュ香寺出張所
	10月	山東出張所(和田山)
	12月	△新井出張所
30年	3月	△神河中村出張所
	6月	△トーホー高砂出張所
31年	2月	△大手前出張所
	2月	マルアイ本社・神野店出張所(北野)
	3月	△イーグレひめじ出張所
令和元年	5月	△イオン土山出張所
	7月	△ディオ明石出張所
	7月	マルアイ中津出張所(本店)
	11月	△マルアイ辻井出張所
令和2年	7月	マルアイ六分一出張所(土山)
	7月	△姫路医療センター出張所
	8月	△コープ稲美出張所
令和3年	1月	△ヤマダストアー阿弥陀出張所
	2月	△マックスバリュ加古川南出張所
	2月	マルアイアンピック出張所(◇マルアイフエルト出張所)

総代会制度

■ 総代会制度について

当金庫は、総会に代えて、総代会制度を採用しております。総代会は、当金庫会員の中から、「定款」および「総代選任規程」に基づき、公平に選任された総代で組織される当金庫最高の意思決定機関で、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。この総代会は、決算の承認、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決定し、会員の総意を適正に反映するための制度です。

当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動や顧客アンケートを通じて、会員やお取引先の大切な意見を経営に反映していくよう取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

また、これまでに、会員から反社会的勢力を排除するため、会員資格や除名、長期所在不明会員の法定脱退に関する定款の変更を行いました。

● 総代とその選任方法

《総代の任期・定数》

- ① 総代の任期は2年です。
- ② 総代の定数は、70人以上100人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
2021年6月末現在の総代数は89名で、2021年3月末現在の会員数は31,907名です。

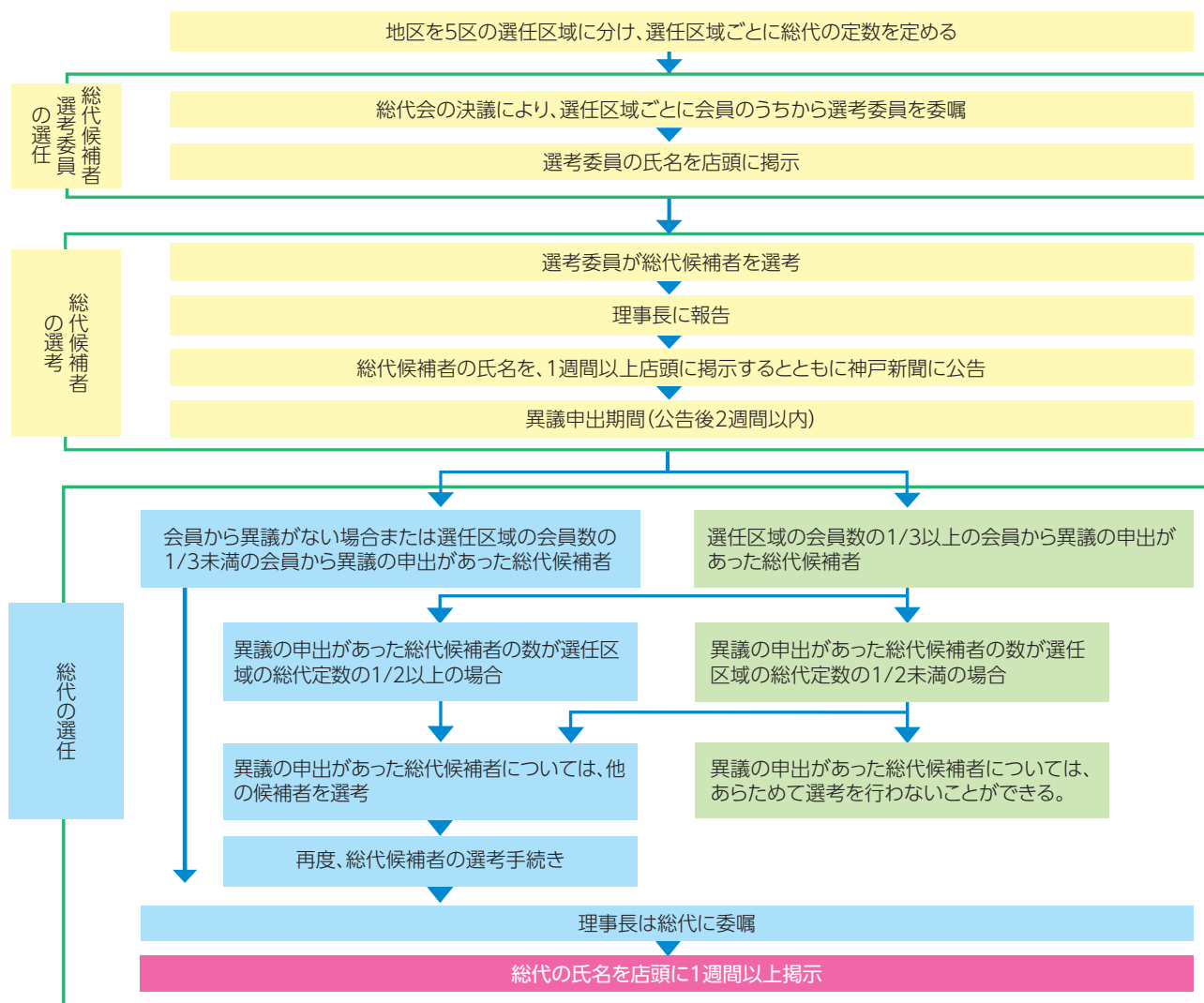
《総代の選任方法》

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

総代の選任については、「総代選任規程」および「総代候補者選考基準」に基づき、次の手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

● 総代が選任されるまでの手続き



《総代候補者の選考基準》

当金庫は、総代候補者を選考するにあたり、「総代候補者選考基準」に基づき、総代に相応しい候補者を会員の中から公正に選考しています。

①資格要件

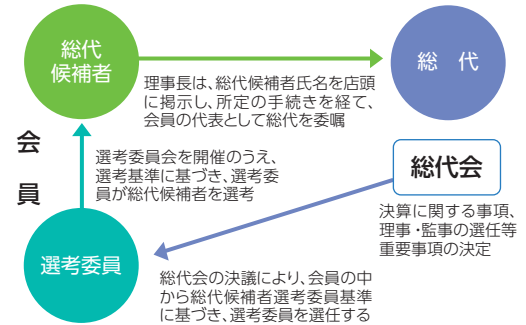
- ・当金庫の会員であること。
- ・就任時点で満80歳を超えていないこと。

②適格要件

- ・人格識見に優れ、地域と金庫の発展に寄与できること。
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しいこと。
- ・良識をもって正しい判断ができること。
- ・金庫の理念、使命をよく理解し、金庫と緊密な取引関係を有すること。

■総代会制度のイメージ

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。



●総代選任区域及び総代氏名

総代総数89(内法人総代14)

2021年6月末現在(法人個人別50音順・敬称略)

地区	区域	人数	氏名
第1地区	朝来市 養父市	8	井上英俊⑫ 奥藤博司⑥ 桐山徹郎⑪ 佐藤 恭⑫ 能見洋八郎⑫ 松本早正⑥ 松本政信③ 株式会社タクミナ⑫
第2地区	神崎郡 加西市 西脇市	15	伊東一夫④ 岩崎敬三④ 後藤雅一⑬ 菅野弘司③ 千石唯司① 立岩 誠④ 谷 聡 徹④ 谷口守男⑩ 中塚昌利⑩ 濱本泰秀① 堀口勝久⑩ 山名宗悟② 株式会社誠壽堂④ 兵庫クレー株式会社⑦ 福伸電機株式会社⑧
第3地区	姫路市 (旧飾磨郡 家島町を除く) たつの市 揖保郡	29	安達正紀⑩ 阿比野 剛④ 井上 拓④ 大西健一⑬ 岡本敞司⑬ 北野 香④ 齋木俊治郎③ 斉藤隆雄⑬ 佐々木孝之⑨ 佐和吉敬⑧ 塩谷宜数② 武木田博祐⑪ 辰己孝男② 田中康則⑨ 壺阪政和③ 瀧中 剛② 廣畑政巳⑥ 松岡淳朗④ 的埜晃大③ 三木正義⑬ 安田宏行⑨ 山口義弘⑩ 山下裕史② 横田勝好④ 大塚精工株式会社⑧ 学校法人摺河学園⑧ 永井産業株式会社⑫ 御国色素株式会社⑫ ヤマサ蒲鉾株式会社⑫
第4地区	加古川市 (平岡町土山 地区を除く) 高砂市 三木市 小野市 加東市	30	伊藤勝之⑫ 枝川潤一⑤ 大庫良一② 大辻利紀② 大西淳滋郎② 岡田正敏⑨ 岡田義則⑤ 小川 豊④ 木下正隆② 京谷歳平① 湖中明憲⑬ 城 貴博⑥ 多木隆元② 瀧川松平① 田中靖宏① 田邊 誠⑤ 都倉達殊④ 中田美晴⑦ 中谷利幸④ 中野哲郎③ 西尾 透④ 長谷川昌美⑨ 長谷川吉弘⑭ 前川容洋⑬ 松本浩一⑤ 水埜安寛② 株式会社籠谷⑬ 釜谷紙業株式会社⑩ ニシカワ食品株式会社⑧ 株式会社マルアイ③
第5地区	加古川市 平岡町土山 地区 明石市 加古郡 神戸市西区 // 垂水区	7	大山重勝① 栗原英治③ 平崎泰彦① 榎本貞男⑨ 宮地陽吉⑨ 森本幸吉⑥ 株式会社東播自動車教習所⑧

※氏名の後の数字は総代への就任回数です。

※総代のお名前のお開示につきましては、総代就任時等にご承諾をいただいています。

■第74期通常総代会の決議事項について

2021年6月22日開催の第74期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案通り決議されました。

1. 報告事項

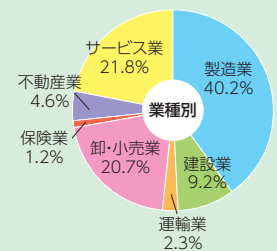
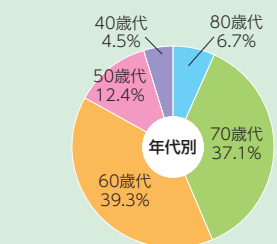
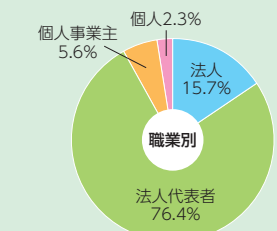
第74期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

2. 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号議案 役員賞与の支給の件
- 第4号議案 総代候補者選考委員20名選任の件

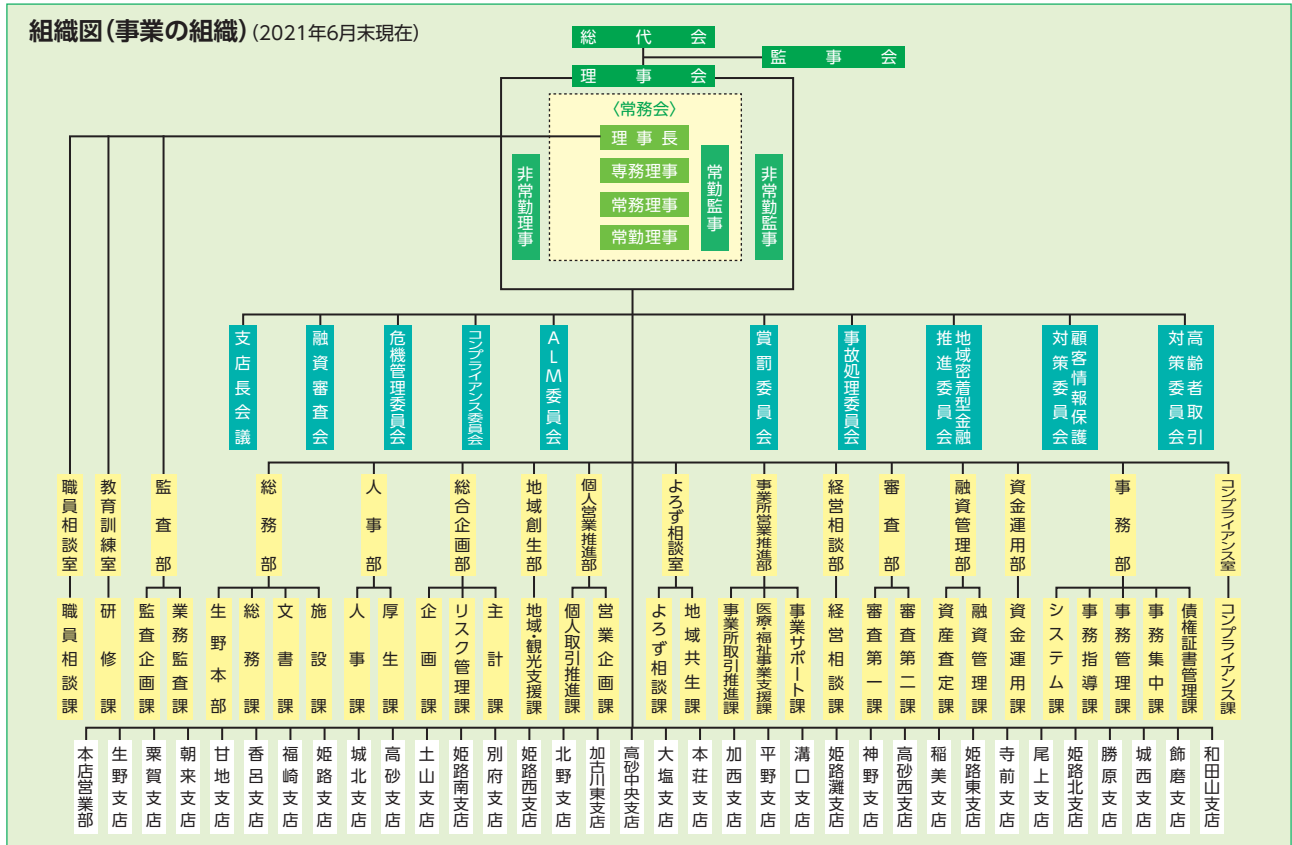
《総代の属性別構成比》

(2021年6月末現在)



※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主で算出しています。
※年代別の構成比は、法人の場合は代表者の年齢で算出しています。

組織体制、店舗等のご案内(事務所の名称及び所在地)



総代会

総代会は、信用金庫の最高意思決定機関で、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

理事会

理事会は、総代会において選任された理事により構成され、理事長等の代表理事を選定するほか、当金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する機関です。

常務会

常務会は、常勤理事をもって構成され、理事会からの委任事項や理事会の諮問事項を協議するほか、当金庫の業務推進等に関わる基本方針および経営計画について協議を行うとともに、金庫業務全般の監理・統括を行う機関です。

監事会

監事会は、監事全員をもって構成され、理事の職務執行に関する監査方針等を決定する機関です。

また、監事は業務監査および会計監査を実施し、監査報告書を作成します。

役員一覧 (2021年6月末現在)

(理事・監事の氏名及び役職名)	
理事長 (代表理事)	桑田純一郎
専務理事 (代表理事)	佐野長治
専務理事 (代表理事)	大西伸吾
常務理事 (代表理事)	田中和彦
常務理事 (代表理事)	大仲善英
常務理事 (代表理事)	大西弘和
常勤理事	玉川義雄
常勤理事	赤松一人
常勤理事	桑田竜一郎
常勤理事	浅原亮太
理事	神澤佳裕 (※1)
常勤監事	中嶋孝司 (※2)
監事	中野利章
監事	北川洋士 (※2)

(※1)理事 神澤 佳裕は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 (※2)監事 中嶋 孝司・北川 洋士は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

店舗のご案内 (2021年6月末現在 34店舗)

- ① 本店 加古川市加古川町溝之口772 ☎(079)422-7721
- ② 本店別館 加古川市加古川町平野367 ☎(079)423-2300
- ③ 生野本部 朝来市生野町口銀谷511 ☎(079)679-2253

東播磨・加西地区 (15店舗)

- ① 本店営業部 加古川市加古川町溝之口772 ☎(079)422-7711
- ② 平野支店 加古川市加古川町平野367 ☎(079)421-2721
- ④ 加古川東支店 加古川市平岡町新在家716-13 ☎(079)425-4151
- ⑤ 土山支店 加古川市平岡町土山1203-1 ☎(078)942-5851
- ⑥ 北野支店 加古川市野口町北野1139-3 ☎(079)425-0373
- ⑦ 別府支店 加古川市別府町別府618-2 ☎(079)437-3201
- ⑧ 神野支店 加古川市神野町西条416-1 ☎(079)438-1003
- ⑨ 尾上支店 加古川市尾上町旭1-45-2 ☎(079)422-5551
- ⑩ 高砂支店 高砂市米田町米田971-1 ☎(079)431-6833
- ⑪ 高砂中央支店 高砂市高砂町栄町373-1 ☎(079)443-3122
- ⑫ 高砂西支店 高砂市曾根町801-5 ☎(079)447-1203
- ⑬ 大塩支店 高砂市北浜町西浜1208-50 ☎(079)254-3432
- ⑭ 本荘支店 加古郡播磨町本荘1-10-15 ☎(079)435-2055
- ⑮ 稲美支店 加古郡稲美町岡岡2-10-6 ☎(079)492-3222
- ⑯ 加西支店 加西市北条町横尾381-7 ☎(0790)43-1231

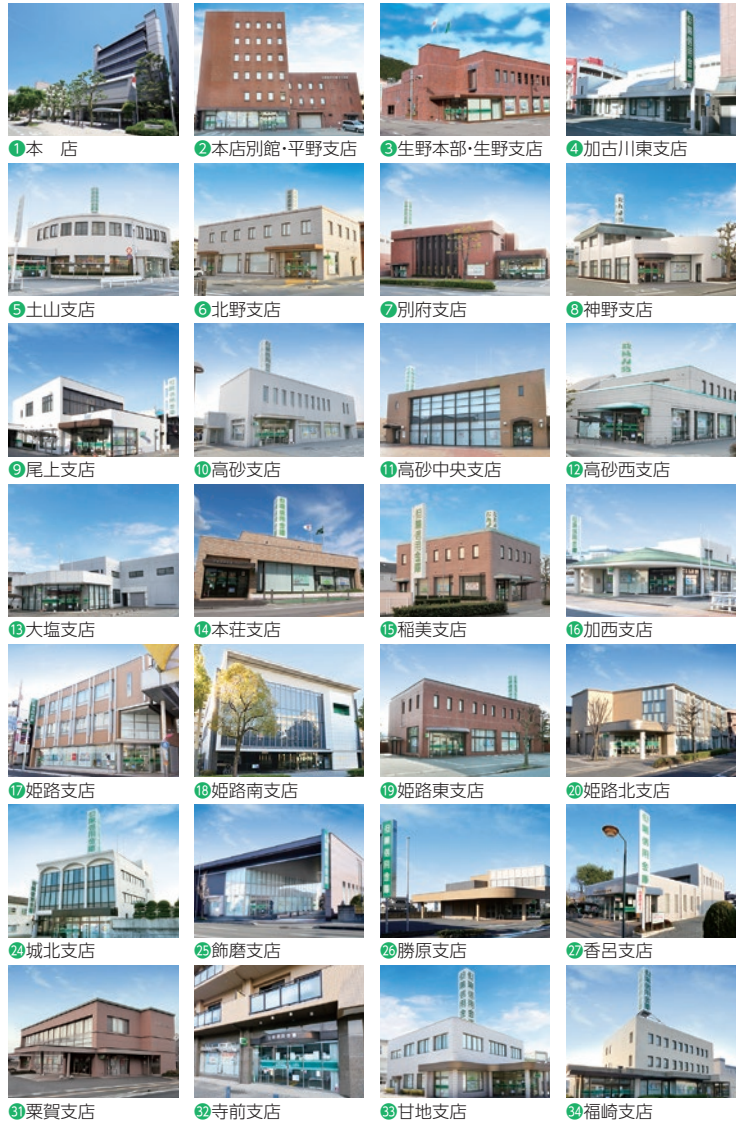
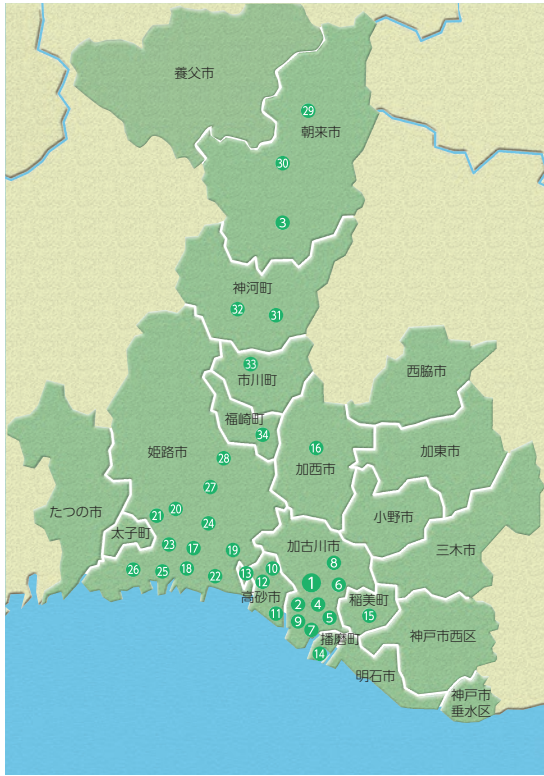
姫路地区 (12店舗)

- ⑰ 姫路支店 姫路市二階町111 ☎(079)224-2171
- ⑱ 姫路南支店 姫路市東延末3-6 ☎(079)285-3711
- ⑲ 姫路東支店 姫路市花田町加納原田917-1 ☎(079)253-9210
- ⑳ 姫路北支店 姫路市御立西6-1-39 ☎(079)293-2011
- ㉑ 姫路西支店 姫路市飾西640 ☎(079)266-9231
- ㉒ 姫路灘支店 姫路市白浜町宇佐崎中1-37-3 ☎(079)245-1011
- ㉓ 城西支店 姫路市土山3-7-30 ☎(079)298-2201
- ㉔ 城北支店 姫路市増位本町1-1-9 ☎(079)281-5421
- ㉕ 飾磨支店 姫路市飾磨区構2-19 ☎(079)235-2300
- ㉖ 勝原支店 姫路市勝原区熊見77-3 ☎(079)230-3111
- ㉗ 香呂支店 姫路市香寺町香呂3 ☎(079)232-1011
- ㉘ 溝口支店 姫路市香寺町溝口555-4 ☎(079)232-7715

朝来・神崎地区 (7店舗)

- ㉙ 生野支店 朝来市生野町口銀谷511 ☎(079)679-2251
- ㉚ 和田山支店 朝来市和田山町枚田790 ☎(079)672-5500
- ㉛ 朝来支店 朝来市新井128-1 ☎(079)677-1121
- ㉜ 栗賀支店 神崎郡神河町栗賀町366 ☎(0790)32-1121
- ㉝ 寺前支店 神崎郡神河町寺前219-3 ☎(0790)34-1710
- ㉞ 甘地支店 神崎郡市川町甘地834-1 ☎(0790)26-1121
- ㉟ 福崎支店 神崎郡福崎町西田原1403-1 ☎(0790)22-1221

※全店舗のATMコーナーにAEDを備え付けています。
AED ※全店舗のATMコーナーは365日稼働。



出張所(店外ATM)のご案内 (2021年6月末現在 74出張所)

東播磨・加西地区 (36出張所)

- 1 加古川市役所出張所
- 2 ヤマトヤシキ加古川店出張所
- 3 ニッケパークタウン出張所
- 4 加古川中央市民病院出張所
- 5 マルアイ中津出張所
- 6 マルアイ木村出張所
- 7 マックスバリュ友沢出張所
- 8 マックスバリュ今福出張所
- 9 マルアイ南備後出張所
- ★ 10 マックスバリュ安田出張所
- 11 イオンタウン野口出張所
- 12 マルアイ野口出張所
- 13 東加古川駅前出張所
- 14 マルアイ東加古川出張所
- 15 イオンタウン東加古川出張所
- 16 マルアイ城の宮出張所
- 17 BiVi土山出張所
- 18 マックスバリュ水足出張所
- 19 加古川石守ショッピングタウン出張所
- 20 県立加古川医療センター出張所
- 21 マルアイ本社・神野店出張所
- 22 マルアイ八幡出張所
- 23 グリーンプラザべふ出張所
- 24 マルアイ一色出張所
- 25 マルアイ浜の宮出張所
- 26 イオンタウン加古川西出張所
- 27 コープ神吉出張所
- 28 マックスバリュ宝殿出張所
- 29 アスパ高砂出張所
- 30 トーホー曾根出張所
- 31 マルアイ伊保出張所
- 32 コープ播磨出張所
- 33 マルアイ六分一出張所
- 34 マックスバリュ稲美出張所
- 35 アステアかさい出張所
- 36 イオンモール加西北条出張所

(●は平日のみの稼働。○は平日と土曜日でのみの稼働。その他の出張所は原則、365日稼働しますが、設置施設の休業日等には稼働しない場合もあります。)
 (★は他金庫との共同設置出張所のため、通帳での取引ができない出張所で、ご利用日・時間帯によっては、手数料が必要になる場合があります。)

姫路地区 (29出張所)

- 1 マックスバリュ溝口出張所
- 2 マックスバリュ豊富出張所
- 3 姫路聖マリア病院出張所
- ★ 4 コープ砥堀出張所
- 5 イオン姫路出張所
- 6 マルアイ広峰出張所
- 7 マルアイアンピック出張所
- ★ 8 イオン宮西出張所
- ★ 9 コープ田寺出張所
- 10 マックスバリュ安室出張所
- 11 マックスバリュ書写出張所
- 12 マックスバリュ町田出張所
- 13 マックスバリュ青山出張所
- 14 ヤマダストアー青山出張所
- 15 イオンタウン姫路出張所
- ★ 16 姫路赤十字病院出張所
- 17 マックスバリュ西今宿出張所
- 18 マックスバリュ岡田出張所
- ★ 19 姫路循環器病センター出張所
- 20 姫路亀山出張所
- 21 マックスバリュ英賀保出張所
- 22 マルアイ広畑出張所
- ★ 23 イオンモール姫路大津出張所
- 24 マルナカ広畑出張所
- 25 ヤマダストアー花田出張所
- 26 イオンタウン姫路別所出張所
- 27 マックスバリュ東山出張所
- 28 の形出張所
- 29 トーホー大塩出張所

朝来・神崎地区 (9出張所)

- 1 朝来市役所出張所
- 2 エスタ和田山出張所
- 3 フレッシュパザール和田山玉置出張所
- 4 朝来医療センター出張所
- 5 山東出張所
- 6 公立神崎総合病院出張所
- 7 マックスバリュ市川出張所
- 8 ライフ福崎出張所
- 9 JR福崎駅出張所

子会社等の概要

(2021年3月末現在)


名称 但陽ビジネスサービス株式会社 ☎(079)423-0231
 所在地 加古川市加古川町平野367 本店別館内
 資本金 1,000万円
 事業内容 現金精査・整理業務、現金自動預入払出機の現金装填・回収業務
 設立年月日 2000年10月12日
 (決算:毎年3月末)

当金庫の出資比率 100%
 常勤役員数 1名
 社員数 25名
 当期売上高 125,976千円
 経常利益 2,508千円
 当期純利益 1,103千円



“よろず相談所”
但陽信用金庫

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口772
電話 (079) 422-7721 (代)

<https://www.tanyo-shinkin.co.jp> 



UD FONT

●本誌は環境にやさしい大豆インキを使用しています。